

世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者の指定

1. 主旨

世田谷区立障害者福祉施設条例（以下「条例」という。）第14条第1項に基づき、区立障害者福祉施設の指定管理者の候補者の適格性審査を実施し、令和3年4月からの指定管理者の候補者として選定した。

今後、当該候補者を指定管理者として指定するための議案を令和2年第4回区議会定例会に提出する。

2. 施設名称及び指定管理者の候補者名等

	施設名・所在地	実施事業	指定管理者の候補者
1	世田谷区立ほほえみ経堂 世田谷区経堂三丁目6番24号	生活介護	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ 豊島区東池袋一丁目44番3号 池袋ISPタマビル
2	世田谷区立すまいる梅丘 世田谷区梅丘一丁目36番2—101号	生活介護	
3	世田谷区立三宿つくしんぼホーム 世田谷区三宿二丁目30番7号	生活介護	社会福祉法人 全国重症心身障害児（者）を守る会 世田谷区三宿二丁目30番9号
4	世田谷区立岡本福祉作業ホーム 世田谷区岡本二丁目33番24号	生活介護 就労継続支援（B型） 就労移行支援	社会福祉法人泉会 世田谷区岡本二丁目33番23号
	世田谷区立岡本福祉作業ホーム 玉堤分場 世田谷区玉堤二丁目3番1号	就労継続支援（B型） 就労移行支援	
5	世田谷区立梅丘ウッドペッカーの森 世田谷区松原六丁目4番1号	就労継続支援（B型） 生活介護	特定非営利活動法人 ウッドペッカーの森 世田谷区松原六丁目4番1号

3 指定期間

5年間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

4 選定方法等

(1) 選定方法

条例施行規則第13条により設置された世田谷区立障害者福祉施設指定管理者選定委員会において、公募によらず適格性審査により候補者選定を行うこととした。

条例第14条第3項の審査基準に基づき、各事業者から提出された事業計画書等の書類審査、財務審査、及びヒアリング審査を行い、指定管理者候補者を選定した。なお、提出された事業計画は、別紙「事業計画書1～5」のとおり。

(2) 選定委員会の構成 ※「○」は委員長

氏名	役職・所属等
○石渡 和実	東洋英和女学院大学人間科学部人間福祉学科教授
佐藤 繭美	法政大学現代福祉学部教授
岩部 啓子	知的障害者相談員経験者
江本 緑	身体障害者保護者
樋口 美津子	社会福祉法人嬉泉めばえ学園園長
片桐 誠	世田谷区障害福祉部長
安間 信雄	世田谷区砧総合支所保健福祉センター保健福祉課長

(3) 選定委員会開催状況

第1回 会議形式ではなくメール等による意見・評価集約（審査方法等の審議）  
集約期間 令和2年4月22日～同5月7日

第2回 令和2年10月11日（書類審査・財務審査等）

第3回 令和2年10月25日（ヒアリング、総合評価）

※各回の「会議録要旨」は別紙「参考資料1～3」のとおり

5 選定結果

条例第14条第3項の審査基準に基づき、選定委員会において事業者から提出された事業計画書の審査、財務審査、ヒアリング等の結果を総合的に評価した結果、当該施設全てについて「適格」であるとの評価を受け、次期指定管理者の候補者として選定した。なお、選定結果は別紙1のとおり。

6 今後のスケジュール（予定）

令和2年11月 第4回区議会定例会（指定管理者の指定の議案提案）

令和3年4月1日 指定管理者による管理運営開始

## ＜世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者選定結果＞

審査項目		配点	点数	
			世田谷区立 ほほえみ経堂	世田谷区立 すまいる梅丘
			特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ
書 類 審 査	法人概要	5 6	4 9	4 9
	施設の事業実績及び自己評価	5 6	4 6	4 8
	事業運営に関する考え方	8 4	6 3	6 4
	事業内容 (支援方針・個別支援計画等)	3 3 6	2 6 3	2 6 8
	家族や地域との連携	8 4	6 5	6 5
	危機管理	1 4 0	1 0 8	1 0 5
	個人情報保護	5 6	4 2	4 2
	権利擁護	5 6	4 2	4 4
	苦情解決	5 6	4 2	4 2
	職員配置・人材育成	8 4	6 2	6 6
	運営管理の効率化の提案	2 8	2 1	2 1
	「障害者差別解消法」に対応 した取組み	5 6	4 2	4 2
	その他 (独自の提案)	2 8	2 3	2 1
書類審査 小計		1, 1 2 0	8 6 8	8 7 7
ヒアリング		6 6 5	5 6 5	5 2 0
財務審査		4 5 0	3 6 0	3 6 0
合計点数		2, 2 3 5	1, 7 9 3	1, 7 5 7
合格基準 (配点合計の70%)			1, 5 6 4. 5	

## 備考

- 1 審査項目ごとに7名の選定委員の合計点数を表示した。
- 2 事業内容は、支援方針、個別支援計画、介護等10項目で評価した。
- 3 財務審査は、公認会計士に依頼した。

審査項目		配点	点数	
			世田谷区立三宿つくしんぼホーム	
			社会福祉法人 全国重症心身障害児（者）を守る会	
書 類 審 査	法人概要	5 6	5 3	
	施設の事業実績及び自己評価	5 6	5 3	
	事業運営に関する考え方	8 4	7 2	
	事業内容 (支援方針・個別支援計画等)	3 6 4	2 9 1	
	家族や地域との連携	8 4	6 6	
	危機管理	1 4 0	1 1 1	
	個人情報保護	5 6	4 4	
	権利擁護	5 6	4 2	
	苦情解決	5 6	4 2	
	職員配置・人材育成	8 4	6 5	
	運営管理の効率化の提案	2 8	2 1	
	「障害者差別解消法」に対応 した取組み	5 6	4 2	
	その他（独自の提案）	2 8	2 2	
書類審査 小計		1, 1 4 8	9 2 4	
ヒアリング		6 6 5	5 8 0	
財務審査		4 5 0	3 6 0	
合計点数		2, 2 6 3	1, 8 6 4	
合格基準 (配点合計の70%)			1, 5 8 4. 1	

備考

- 1 審査項目ごとに7名の選定委員の合計点数を表示した。
- 2 事業内容は、支援方針、個別支援計画、医療的ケア等への対応等11項目で評価した。
- 3 財務審査は、公認会計士に依頼した。

審査項目		配点	点数	
			世田谷区立岡本福祉作業ホーム (玉堤分場を含む)	
			社会福祉法人泉会	
書 類 審 査	法人概要	5 6	5 2	
	施設の事業実績及び自己評価	5 6	5 1	
	事業運営に関する考え方	8 4	6 7	
	事業内容 (支援方針・個別支援計画等)	3 9 2	3 0 9	
	家族や地域との連携	8 4	6 9	
	危機管理	1 4 0	1 1 4	
	個人情報保護	5 6	4 4	
	権利擁護	5 6	4 4	
	苦情解決	5 6	4 4	
	職員配置・人材育成	8 4	6 7	
	運営管理の効率化の提案	2 8	2 1	
	「障害者差別解消法」に対応 した取組み	5 6	4 2	
	その他(独自の提案)	2 8	2 1	
書類審査 小計		1, 1 7 6	9 4 5	
ヒアリング		6 6 5	6 2 5	
財務審査		4 5 0	3 6 0	
合計点数		2, 2 9 1	1, 9 3 0	
合格基準 (配点合計の70%)		1, 6 0 3. 7		

備考

- 1 審査項目ごとに7名の選定委員の合計点数を表示した。
- 2 事業内容は、支援方針、個別支援計画、就労支援の取組等12項目で評価した。
- 3 財務審査は、公認会計士に依頼した。

審査項目	配点	点数	
		世田谷区立梅丘ウッドペッカーの森	
		特定非営利活動法人 ウッドペッカーの森	
書類審査	法人概要	5 6	4 8
	施設の事業実績及び自己評価	5 6	5 0
	事業運営に関する考え方	8 4	6 5
	事業内容 (支援方針・個別支援計画等)	3 9 2	3 0 5
	家族や地域との連携	8 4	6 3
	危機管理	1 4 0	1 0 7
	個人情報保護	5 6	4 2
	権利擁護	5 6	4 2
	苦情解決	5 6	4 2
	職員配置・人材育成	8 4	7 2
	運営管理の効率化の提案	2 8	2 1
	「障害者差別解消法」に対応した取組み	5 6	4 2
	その他 (独自の提案)	2 8	2 2
書類審査 小計	1, 1 7 6	9 2 1	
ヒアリング	6 6 5	5 8 5	
財務審査	4 5 0	4 5 0	
合計点数	2, 2 9 1	1, 9 5 6	
合格基準 (配点合計の70%)		1, 6 0 3. 7	

備考

- 1 審査項目ごとに7名の選定委員の合計点数を表示した。
- 2 事業内容は、支援方針、個別支援計画、工賃アップの取組等12項目で評価した。
- 3 財務審査は、公認会計士に依頼した。

## 会議録要旨

会議名	令和2年度世田谷区立障害者福祉施設指定管理者選定委員会（第1回）
担当部署	障害福祉部障害者地域生活課
実施期間	コロナウィルス感染防止のため、会議形式ではなく、メール（書面）により意見集約。 意見集約期間 令和2年4月22日（水）～同5月7日（木） 集約結果確定 令和2年6月1日（月）
参加委員	石渡委員、佐藤委員、岩部委員、江本委員、樋口委員、片桐委員、安間委員
審議項目	1. 各施設（7施設）の現在の指定管理期間を通した評価 2. 松原けやき寮を除く施設の次期指定管理者の選定方法について→適格性審査の可否 3. 適格性審査による選定の場合の審査項目の確認について 4. 松原けやき寮の次期指定管理者の選定方法について→公募の可否 5. 公募による選定の場合の審査項目の確認について
主な意見	<p><b>【審議事項】</b></p> <p>(1) 指定管理者更新対象施設の現在の指定管理期間を通した評価  <b>【事業報告やモニタリングをふまえた事務局の評価案に対する委員からの主な意見等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策、防災訓練の実施など危機管理の取り組みを積極的に行っている。</li> <li>・地域交流を積極的に行っている。</li> <li>・施設の特性から看護師の増員をするなど体制強化を図っている。</li> <li>・工賃アップへの意識が強く感じられる。</li> <li>・ヒヤリハットの活用で事故の未然防止を図っている。</li> <li>・施設の特色を活かした相談支援事業との連携でサービス向上を行っている。</li> <li>・不審者対応マニュアルの職員周知を図っている。</li> </ul> <p>⇒ 委員から意見集約の結果、現指定管理者に対する評価について、確定した。</p> <p>(2) 松原けやき寮を除く6施設の次期指定管理者の選定方法について  ⇒ 委員から意見集約の結果、全員が「適格性審査」でよいとの意見であったため、適格性審査で実施することについて、承認された。</p> <p>(3) 適格性審査による選定の場合の審査項目の確認について  ⇒ 委員から意見集約の結果、審査項目案について、全委員より承認された。</p> <p>(4) 松原けやき寮・指定管理辞退に伴う、次期指定管理者の選定方法について  ⇒ 委員から意見集約の結果、「公募」による実施について、全委員より承認された。</p> <p>(5) 公募による選定の場合の審査項目の確認について  ⇒ 委員から意見集約の結果、審査項目案について、全委員より承認された。</p>

## 会議録要旨

会議名	令和2年度世田谷区立障害者福祉施設指定管理者選定委員会（第2回）
担当部署	障害福祉部障害者地域生活課
開催日時	令和2年10月11日（日）8：50～10：30
開催場所	区役所第一庁舎地下 1・B・1会議室
出席者	石渡委員、佐藤委員、岩部委員、江本委員、樋口委員、片桐委員、安間委員
会議次第	<p>1 委員長の選任</p> <p>2 事前審査の結果報告 （1）審査方法・合格基準、書類審査評価基準の再確認 （2）書類審査・財務審査の結果について報告</p> <p>3 審議事項 （1）書類審査・財務審査について （2）ヒアリングについて</p> <p>4 事務連絡</p>
主な意見	<p><b>【審議事項】</b></p> <p>（1）書類審査・財務審査について</p> <p><b>【委員からの意見・確認等】</b></p> <p>—適格性審査対象施設—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A施設の、家族との連携について、他の書類と比べると書きぶりが足りない。</li> <li>・働きやすい環境づくりについて、想像でしか見えなかったので次回確認したい。</li> <li>・B施設について、家族会を応援するとあるが、どのような工夫をしているのか、</li> <li>・支援方針について実際にどのようなことを行っているか読み取れない。</li> </ul> <p>—公募対象施設—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営管理の効率化の提案について、特定地域の方とのつながりが質の高い生活に必要という部分がどのようなことなのか。</li> <li>・職員配置について、技能の習得という部分で疑問に感じた。</li> <li>・書類審査で提出した一部の項目の点数について、修正したい。</li> </ul> <p>⇒ 書類審査を経て、ヒアリングで改めて質問したい点について確認した。</p> <p>⇒ 書類審査・財務審査の結果について、承認された。</p> <p>（2）ヒアリングについて</p> <p><b>【委員からの意見・確認等】</b></p> <p>—適格性審査対象施設—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国規模のスケールメリットを活かした人事交流的な取り組みについて聞きたい。</li> <li>・ヒヤリハット報告の活用等、成果を上げたことについて具体的に聞きたい。</li> <li>・看護師などの医療職の確保について、順調なのかどうかの確認をしたい。</li> <li>・昨年浸水被害をうけたことについて、利用者の様子を含め具体的に聞きたい。</li> <li>・苦情の件数、苦情内容についてどのように対応されているのか聞きたい。</li> <li>・ハラスメント防止の取り組みについて、どのように進んでいるのか聞きたい。</li> <li>・コロナ対策については、改めてプレゼンで全法人に説明してほしい。</li> </ul> <p>—公募対象施設—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・差別解消法に対応した取り組みについて、具体的にどのようにするのか聞きたい。</li> <li>・利用者の金銭管理等について、成年後見人の利用、外部のサービスとの連携等支援について確認したい。</li> </ul> <p>⇒ 次回、ヒアリング当日の流れ等について確認いただき、次回に向けて、事務局で質問内容を整理し、委員に事前に再確認いただくことを承認いただいた。</p>

## 会議録要旨

会議名	令和2年度世田谷区立障害者福祉施設指定管理者選定委員会（第3回）
担当部署	障害福祉部障害者地域生活課
開催日時	令和2年10月25日（日）9：00～12：20
開催場所	区役所第二庁舎4階 区議会大会議室
出席者	石渡委員、佐藤委員、岩部委員、江本委員、樋口委員、片桐委員、安間委員
会議次第	1 ヒアリング審査（指定管理者候補事業者によるPR・プレゼン含む） 2 最終審議及び指定管理者候補者決定について 3 その他（今後のスケジュール、事務連絡等）
主な意見	<p>(1) ヒアリング審査</p> <p>【委員からの主な質問】</p> <p>—適格性審査対象施設—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人内での施設間の人事交流的な部分をどの程度やっているのか。</li> <li>・今後の5年間、どの項目を重点的に取り組んでいきたいと考えているのか。</li> <li>・家族との面接回数が少ないように思うが、別の形のフォローの場はあるのか。</li> <li>・ヒヤリハット報告の活用等事故防止の成果とは具体的にはどのような成果か。</li> <li>・虐待防止チェックリストについて、集計・分析からどう改善点が見えてくるか。</li> <li>・利用者の高齢化・重度化、家族も高齢化してゆく状況での支援の心がけは何か。</li> <li>・苦情の件数、苦情内容について具体的にどのように対応しているのか。</li> </ul> <p>—公募対象施設—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・差別解消法に対応した取組みについて、既存運営施設での取組み等を聞きたい。</li> <li>・ボランティア活用について、既存運営施設において実践されているのであれば、利用者の生活の質の向上に向けて、どのような改善がみられているか。</li> <li>・利用者の金銭管理や成年後見人の選定等にあたり、関係機関と連携していくうえでの課題や対応策等を聞きたい。</li> </ul> <p>⇒ 事業者のプレゼン・回答に基づき、各委員がヒアリング審査の内容を採点した。</p> <p>(2) 最終審議及び指定管理者候補者決定について</p> <p>【委員からの意見・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世田谷区においては、各法人が頑張って施設を運営しているのだと感じた。</li> <li>・各施設の支援の具体的な話を聞き、日々努力されていることが分かり良かった。</li> <li>・利用者が重度化・高齢化・多様化している中で、コロナの中でも、保護者と連携し利用者を中心にしながら、支援の協力体制を作っていると感じた。</li> <li>・人事交流・人材確保の非常に難しい状況のなか、人材定着等に力をいれている。</li> <li>・コロナの中での対応、利用者の状況等貴重な話が聞けてよかった。</li> <li>・事業計画書とヒアリングだけではわからない、見えてこない状況もあると思うので、改めてこれからも日々の支援の様子などを見守っていききたいと感じた。</li> </ul> <p>◎ 適格性審査及び公募対象施設について、令和3年4月より5年間の指定管理者候補者として、同法人で決定することで全委員、異議なしで決定。</p>

特定非営利活動法人ワーカーズコープ ほほえみ経堂

### Ⅲ 事業計画書

#### 1 事業運営に関する考え方

##### (1) 事業運営に関する今後の考え方

わが国では、平成26年1月に国連の『障害者権利条約』を批准し、同年2月に発行された。批准に先立ち、『障害者基本法』、『障害者虐待防止法』、『障害者総合支援法』、『障害者差別解消法』等の国内法が整備された。「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」に向けた取り組みが促進された。

『せたがやノーマライゼーションプラン（平成27年度～平成32年度）』では、「障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」を基本理念としている。

さらに、共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムの強化や社会的障壁の除去を促進するために、『成年後見制度利用促進法』、『社会福祉法』、『バリアフリー法』等が整備された。

以上を踏まえながら、先天性・中途などの障害状況を問わず、地域との積極的なかわりを大切にし、生き生きとした地域生活を送れるよう支援していく。

##### ① 指定管理者を更新するということ

指定管理期間中は、世田谷区立の施設を運営管理するという重要な責務がある。区の財産を預かることを念頭におき、より効率的かつ効果的に運営を継続する。

##### ② 事業所の一体的な運営について

ほほえみ経堂・すまいる梅丘の、一体的な運営は、主に給食・送迎・人事交流となる。単体の施設運営で完結するのではなく、互いの事業所の機能を活かし運営を展開する。

##### ③ ほほえみ経堂における運営で大切にしていくこと

ア：安定性のある施設運営をすすめる。

イ：安心・安全の居場所づくりを具現化すること。

a：危機管理体制の充実を図る。

b：快適な環境整備・維持管理をすすめる。

c：虐待防止や個人の権利を尊重する。

d：利用者が生きがいをもって、主体的に活動できる環境を整備する。

ウ：多種多様な障害のある方を受け入れていく。

a：先天的、中途を問わず受け入れする。

b：ニーズに応じて、年度途中でも受け入れをする。

c：医療的ケアを必要とする方にも対応。

エ：利用者・家族・地域を大切にする。

a：激変する社会にあって、心配や不安を軽減し安心して誠実な対応を行う。

b：単にサービスを提供する関係ではなく、共に施設を創っていく関係を大切に  
する。

オ：働くもの「支援者」が、やりがい・いきがいをもって前進できること。

a：働き続けたいと思う環境づくりをしていくこと、働きやすい職場風土を形成  
していく。

b：情報の共有化とチームケアの視点を大切にする。

c：人材育成（研修計画の充実）

カ：利用者への観点を大切に。

日々の利用者の変化に気づける支援者の観点が重要である。心身の状況変  
化を把握するとともに、支援方法をきめ細やかに変化させて職員間の周知を行  
い、サービス提供を行う。

キ：職員の気づく力を大切に。

利用者の小さな変化に気づき、施設で行う活動や運営のあり様に気づき改善  
につなげることが支援全体の力を向上させる。「気づき」は自然に生まれるもの  
ではなく、観察する視点、学習や研修によって強化される。

毎日のミーティング、実践で培われた気づきの視点を共有していく。

ク：家族や地域と共につくる施設。

私たち法人の理念でもある利用者（家族）・地域との協同の考え方は、全国  
に広がり共感と実践を重ねている。共につくる施設としてその精神を大切にし  
ていく。

施設と家庭での利用者の状況については、日頃から連絡を取り合い家族の協  
力を運営に生かす。また、地域社会にある施設の役割を意識しながら運営を展  
開していく。

## （2）今後5ケ年の重点目標

### ①指定管理者としての責務の遂行

ア 世田谷区民の福祉の向上を担い、公共の財産を大切に安全安心な生活の場を  
提供するとともに、明確な目標を設定して効率的かつ効果的な事業を推進し、指定  
管理者としての責務を全うする。

イ ほほえみ経堂、すまいる梅丘は、給食・送迎・人事交流において、一体的な事業  
運営を実施してきた。これまでの実績を踏まえ、二つの事業所が効果的に連携しな  
がら安定的な事業基盤を強化し、質の高い事業運営を展開していく。

### ②権利擁護と危機管理の強化

ア 「障害者差別解消法」、「せたがやノーマライゼーションプラン」などの学習・実  
践を通して、施設のみならず地域において、利用者が安全・安心に希望を持って生  
活・活動できるよう権利擁護を強化する。

イ 利用者の安全安心を保障するため、行政・地域と連携して地震や火災等の防災  
対策・災害時対策や新型コロナウイルス、インフルエンザやノロウイルス等の感染症  
対策等、危機管理を強化する。

### ③ 成年後見制度

利用者が成年後見制度を利用する際には、その手続きに関して資料提供や状況の聞き取り等で協力していく。利用者全体へは、成年後見制度に関する学習会等の情報提供を行う。

### ④ 多様で個性豊かな利用者一人ひとりに丁寧に対応した支援の充実

ア 重度心身障害から中途障害まで多様で個性豊かな利用者一人ひとりの尊厳を尊重し、権利擁護に努めながら、利用者一人ひとりのニーズに基づいた個別支援計画書を基本においた支援を関係機関と連携しながら推進する。

イ 多様な個性を持つ利用者の持てる力と可能性を引き出し、お互いに支え合う利用者同士の相互支援とともに、利用者の可能性に応じた次のステージに向うために必要な力をつける（エンパワメント）支援を推進する。

ウ 施設の中で完結するのではなく、どんなに重い障害があっても、地域で自分らしく輝きながら心豊かに生きる QOL 支援を地域と連携しながら推進する。

### ⑤ 人材育成・チームケアの確立

職員一人ひとりの専門性や経験などを効果的に活かし、チームとしての安定を図り、OJT や内部・外部の研修等を通して福祉職の意識づけ・支援技術向上を目指す。

ア 継続して働ける風通しのよい職場づくりを確立する。

イ 学ぶ環境の整備（資格取得等）

### ⑥ 利用者・家族・地域とともに創る施設

利用者・家族・職員・地域に根ざす施設づくり、また利用者・家族とともに職員は、世田谷区立の身体障害者施設のあり方や所在を地域の人へとつなぐ職務を担う。

### ⑦ 地域社会との共生・社会連帯の推進

「ほほえみ地域交流祭」や「ほほえみ当事者交流会」等のイベントや広報誌の「ほほえみ@COM」等、ほほえみ経堂からの発信や地域が開催するイベントへの参加も効果的に活用しながら、利用者とともに地域を歩き、顔を合わせる交流を継続することを通して、地域の住民をはじめとする様々な個人や団体とお互いの理解と共感を深め合い、障害のある方と地域社会との共生・社会連帯＝ノーマライゼーションを推進する。

## 2 事業内容

### (1) 支援方針

現在、通所されている利用者は20代から50代の年齢層となっている。幅のある年齢層や社会経験に加え、障害特性も多様化している。全面的に介助が必要である重度心身障害の方から中途障害の方がいる。利用者個々の身体状況を把握し、1日の中で適宜、マットでの休息が必要な方が集う「ひかりグループ」、中途障害の方等の「自主企画グループ」の2つの生活・活動グループに分かれて支援を行う。フロアは基本的には2分割して活動を行うが、全体活動を通しての交流も大切にする。また、医療的ケアも看護師と職員が情報共有しながら、安定的に行えるようにしていく。

## (2) 個別支援計画

### (i) 基本的な考え方

日々の関わりや本人と必要な場合は家族との面談を通して、利用者の本質的なニーズを把握しアセスメントを実施する。それを基に職員全体で検討した個別支援計画を作成し本人・家族に説明し同意を得る。サービス管理責任者がプロセス管理をしながら、支援サービスを提供し、モニタリングを実施する。

### (ii) 具体的な提案

個別支援計画作成に当たっては、サービス管理責任者・ケース担当の役割を明確にし、作成に当たり、相談支援事業所と連携し長期目標、中期目標、短期目標を利用者と相談し具体的に示し作成する。又、半期ごとに評価見直しを行い、アセスメントシート・課題整理表・個別支援計画書等、各書式を活用しサービス提供の基本的プロセスを定めて実施する。

#### ① 作成の手順

- ア：利用者の面談を行い、利用者の意向の確認 (1～2月)
- イ：ケース会議を行い、個別支援計画の年間評価を行う (1～2月)
- ウ：個別支援計画書の作成、提出。 (4月)
- エ：利用者に個別支援計画を説明。家族の確認印。 (4月)
- オ：必要な場合、修正。 (5月)

#### ② 個別支援計画の同意

個別支援計画書は、利用者本人とその家族と十分な確認を行い、同意を得る。

#### ③ 個別支援計画の中間評価及び変更

個別支援計画は半年に1回、目標の評価を利用者と共に行い、その成果を利用者と共に評価する。又、変更すべき点は速やかに変更、改善して、「中間個別支援計画」を作成する。

#### ④ モニタリング・再アセスメント

利用者1人ひとりの生活状況、健康状態、直面する課題は変化していく場合が多く、モニタリング・再アセスメントを実施する。

#### ⑤ 利用者個別面談

ケース会議前に利用者との個別面談を行い、1年間の評価と次年度に向けた取り組みの相談を行う。

#### ⑥ 個別支援計画の年間評価

年度末前に個別支援計画の評価を行うための全職員参加のケース会議を開き、1年間の評価と新たな課題の抽出を行い、次年度の個別支援計画に反映させる。

#### ⑦ 作成の留意点

- ア：利用者（身体）障害の重度化と（家族）介護者の高齢に伴う環境の変化を注視。
- イ：安心した地域生活を営む利用者の権利を前提とした計画の策定。
- ウ：計画には長期目標、中期目標、短期目標を具体的に策定する。

#### ⑧ 個別支援計画の整理

- ア：個別支援計画の進捗状況をサービス管理責任者は管理し点検する。
- イ：個別支援計画書作成の経緯における個人情報の管理・取扱いに注意する。

### (3) 活動プログラム

#### (i) 基本的な考え方

障害特性に配慮すること、また特注の大型車椅子を利用される方が多く、限られたスペースを有効活用するため、大きく2つの活動グループに分かれて、利用者の意見を取り入れた週間・月間・年間の活動プログラムを作成する。利用者が施設でゆったりとした気持ちで日中を過ごせる様な雰囲気作りと楽しめるプログラムを提案する。

#### (ii) 具体的な提案

##### ① 障害特性に応じた2つのグループ活動から合同の活動へ

マットで休息が必要な光明学園を卒業した利用者の増加により奥のフロアを重度の心身障害のある方を中心とした”ひかりグループ”、中央のフロアを中途障害のある方を中心とした”自主企画グループ”に分かれて活動を行う。可能な限り、自己選択と自己決定、利用者同士の交流を考えて、フロアを自由に移動して参加出来る合同の活動も多く取り入れる。

##### ② 障害状況・利用者層の変化に応じた環境改善

令和2年3月にマットの面積を拡大したことにより、自主グループの方も個別の運動メニューを行えるようになったので、継続していく。また50代の利用者の増加に伴い、長時間の車椅子座位が身体に負担になってきていることを考慮して、休憩スペースとしても活用する。

##### ③ 健康・身体機能の維持を目的とするプログラムの充実

加齢や疾病の進行による障害の重度化、肥満による生活習慣病の懸念等、この数年、健康・身体機能の維持は大きな課題となっている。日々の活動で、“ひかりグループ”、“自主企画グループ”ともに特に午前中に体ほぐし、体操、運動などのプログラムを実施する。曜日によって午後も、ボッチャや卓球など全員が参加できる運動プログラムを実施する。

##### ④ 専門職との連携

医師・看護師や理学療法士、作業療法士などの専門職と連携して、健康・身体機能の維持を目指す。

## 自主企画グループ

### ～中途障害の方～

通所者の身体状態に応じて利用者が活動を選択する。また前月には曜日ごとの月例会で次月の活動予定を利用者同士で話し合っ決めていく。互いの関係性を大切に、下記の5つの項目より個別のニーズに合う活動、趣味や関心事を共有する小グループでの活動、スポーツなどの大グループでの全体活動を進める。また、「ほほえみ@COM」などを活用した広報活動、ボッチャなどのスポーツ活動、「ビーズのブレスレット」や「ハーバリウム」など創作品の販売活動などを通して、自身の創作意欲や作成を通じて達成感とともに地域とのつながりのある活動を継続する。

#### 《活動メニュー》

項目	活動内容
健康づくり	体ほぐし、運動メニュー、ストレッチ、鍼灸、足浴、スヌーズレン、音の出る卓球、ボッチャ、風船バレー、ボーリング等
ものづくり (創作活動)	創作活動（ビーズのブレスレット作り、ハーバリウム、季節ごとの壁掛け装飾品等） 音楽活動（音楽療法、カラオケ等）
楽しみづくり (趣味・興味・レク)	麻雀、ゲーム、調理活動、1日外出、宿泊旅行等 音楽鑑賞、調べたいもの（PC、点字等）
仲間づくり (当事者活動)	自治会活動、「ほほえみ当事者交流会」、障害や興味のある事への情報
地域活動	施設広報（「ほほえみ@COM」制作・配布、HP管理、ブログ）、花壇活動、「当事者交流会」、「経堂まつり」等地域のお祭り

#### 《週間スケジュール（例）》

	月	火	水	木	金	土
10:00～10:30	利用者受け入れ					
10:30～10:45	朝の会・体操					
10:45～11:40	体ほぐし	体ほぐし	体ほぐし	体ほぐし 鍼灸	体ほぐし	買い物・調理
11:45～13:30	昼食・休み時間					
13:30～15:00	ものづくり	パ°-リカル°	ボッチャ	創作活動 鍼灸	麻雀 地域活動	音楽療法
15:00	休憩・お茶の時間（水分補給）					
15:40	帰りの会					
16:00～16:30	利用者送り出し					

## ひかりグループ

### ～重度の心身障害の方～

一人ひとりのニーズと身体状況を把握して、安全・安心で安定性のある施設生活を送れるよう支援する。

言語によるコミュニケーションが困難な利用者の意思表示をくみ取って受け止め、自己決定を尊重する。

#### 《活動の特色》

- 午前中は身体の取り組みとして、PT に考案して頂いたストレッチや体ほぐしを行い、身体機能の維持・向上と二次障害の予防に努める。
- 自主グループと合同で行うボッチャなどのスポーツやカラオケなどの全体活動、音楽療法や調理活動などひかりグループの全体活動、スヌーズレンなどの小グループでの活動、DVD鑑賞や外出活動などの個別活動を取り入れ、一人ひとりのニーズに柔軟に対応する。

#### 《月間スケジュール（例）》

		月	火	水	木	金	土
午前		身体取り組み（ストレッチ・体ほぐし）					
午後	1 週目	個別・外出	スヌーズレン	合同ボッチャ	鍼灸・個別	音楽鑑賞	音楽療法
	2 週目	個別・外出	個別・外出	カラオケ	鍼灸・個別	音楽鑑賞	外出活動
	3 週目	個別・外出	おしゃれ・個別	合同卓球	鍼灸・個別	音楽鑑賞	調理活動
	4 週目	アロママッサージ 個別・外出	スヌーズレン	DVD 鑑賞	鍼灸・個別	音楽鑑賞	カラオケ
	5 週目	個別・外出	個別・外出				

#### (4) 食事（給食）

##### (i) 基本的な考え方

利用者の状態に合わせた食形態を提供するとともに、栄養価計算された献立で提供する。嗜好調査や常時設置されているアンケートボックス、聞き取りなどをもとに、和・洋・中のバリエーションのある献立を提供する。給食室で調理することにより、形態食を提供する。すまいる梅丘と2施設分を1か所で調理することで、人員配置や食材の一括購入・食器の共有も含めて様々な効率化を図る。また、配食業務は送迎車の運転手が行う。

##### (ii) 具体的な提案

###### ① 栄養管理

エネルギー、たんぱく質、脂質、カルシウム、鉄、ビタミン（A・B<sub>1</sub>・B<sub>2</sub>・C）、食塩相当量、食物繊維量の値に目標量を定め、利用者の健康管理に配慮した献立作りを行う。

###### ② 禁食への配慮

食物アレルギーのある利用者には該当する食物を除去して提供する。

###### ③ 特別食の提供

日本の食文化や四季折々を感じられる郷土料理を取り入れた献立を月に1度実施する。

###### ④ 形態食の提供

利用者の身体状況に合わせた形態食を提供する。食材ごとに形態食を調理・成形し、彩り良く盛り付けるなどの工夫を図る。

###### ⑤ 嗜好調査、アンケート調査

年1回嗜好調査を実施するとともに、食事に関するアンケートボックスを設置する。日々の要望に対応することで、食事に対する満足度を高める。

###### ⑥ 給食会議・運営会議の実施

利用者の食事について情報共有を行うために定期的に会議を実施する。

#### (5) 利用者の高齢化への対応

##### (i) 基本的な考え方

疾病の進行により重度化している方が増えている状況である。しかしながら、高齢化の課題に適切に対応するとともに、年齢にかかわらず多様な利用者一人ひとりの疾病と障害状況を的確に把握し、変化を見逃さない支援を行う必要がある。

##### (ii) 具体的な提案

###### ① 高齢利用者の健康管理の強化

どんなに元気な障害のある方でも高齢化に伴い、視力、聴力、筋力、脚力、免疫力、記憶力、集中力等身体や精神の機能低下、生活習慣病などのリスクが増える。家族や嘱託医、看護師、医療機関、理学療法士等の専門職と緊密に連携しながら、日々の表情や行動の観察、バイタルチェック、健康診断等を通して疾病や障害の変

化を捉え、障害状況に合った適度な体操やリハビリ運動を行って、高齢化による身体機能低下の予防に努める。

#### ②重度化する利用者への支援

疾病の進行により身体機能が低下し、障害が重度化している利用者が増加傾向にある。家族や医療機関、理学療法士等の専門職と連携を図り、身体状況の把握に努めて、適切な支援を行っていく。

#### ③高齢化する家族への支援

家族の高齢化に伴い、介護が困難な環境に置かれている。ショートステイの利用や入所施設を検討するという利用者もこの数年間で増加している。保健福祉課や相談支援事業者等と連携を図り、適宜、家族が必要とする情報提供を行う。

### (6) 作業活動（創り物と地域活動）

#### (i) 基本的な考え方

創作活動は、利用者の自発的なアイデア、モチベーションを大切にしながら、充実感や達成感を得られるようにしている。その主たる作品になってきたのが、グリーンウォールである。粘土の色、お花の種類など利用者が選び、個性的な作品ができている。創作活動は、職員だけでなく多様な技術やアイデアを持ったボランティアや家族の力も積極的に活用し、地域の行事への参加、図書館での販売商品を通して、利用者と地域が交流する機会を開拓していく。創作活動は、残存機能や身体の随意性を活かして活動できるような工程や環境、道具を工夫し、どのような障害があっても達成感を実感できるように働きかける。また活動に参加し、実践する過程そのものが利用者個々の充実につながるように配慮する。身体的なリハビリであるとともに、パーソナルカラーの資格を持ったボランティアによるビーズブレスレット作りは、作業が難しい方でもビーズの色を選ぶ、そしてその色の配列は自由な創作、自己表現など自分らしく生きることにつながるとの考え方を基本として活動を行う。

#### (ii) 具体的な提案

##### ① 創作活動

毎年恒例の「世田谷区障害者アート展」「区民ふれあいフェスタ」へ作品を出展する。「地域の美容院」については、出展するかどうかも含め、利用者の意思を尊重して作品創りを行う。

##### ② 地域とつながる

「経堂祭り」「経堂図書館」「梅まつり」「区民ふれあいフェスタ」へ出店し、地域の方との交流を図る。

##### ③ 利用者の販売活動

販売商品の売り上げは、自治会費へ繰り入れている。活動費のための物品購入などに充当している。

### (7) 作業活動以外の所内活動

#### (i) 基本的な考え方

各専門職と連携した健康づくり・リハビリ、職員と協働して行う表現活動、地域に向けた広報活動、ボランティアを活用した芸術・文化活動など、利用者自身が手ごたえや満足感を実感できる活動を進める。

## (ii) 具体的な提案

### ① 健康づくり

ア 身体機能の維持改善、二次障害の予防など「健康づくり」は大きなテーマであるため、両グループとも午前中は身体の取り組み、体ほぐし、体操、運動などに個別に組み、午後には体を動かす活動、ボッチャや卓球、スラロームなどを行っていく。

イ ひかりグループでは、Cフロアの窓に工夫をしてスヌーズレンの活動を行っており、ストレスの発散、心身のリラクゼーションにつなげていく。

ウ 月に1回おしゃれ活動、定期的にボランティアによるアロママッサージを行っており、リラクゼーションにつなげていく。

エ 支援体制としては、嘱託医による月2回の健康相談、看護師は常時配置（派遣看護師含む）、鍼灸師による週1回の鍼灸、理学療法士（月2回）、作業療法士（月1回）、言語聴覚士（3ヵ月に1回）、世田谷区からの心理士（月1回）によるアドバイスを頂いている。

### ② 音楽療法

月2回、ひかりグループと自主グループに分かれ、別々のメニュー、コンセプトで実施。「音楽療法は重度心身障害の方にとっては、情緒や身体意識、外の世界への意識が拡がり、中途障害の方にとっては、責任感、帰属意識、達成感、自信の回復につながる貴重な機会である。」と担当の音楽療法士よりお話を頂いている。

施設の行事では、毎回演奏の発表をしている。

### ③ 楽しみづくり（趣味・教養・レクリエーション）

定番の活動となっている麻雀、音楽を聴く会、カラオケゲームに加え、カフェ活動など新しい活動が増えている。

このカフェ活動ではコーヒー（または他飲み物）を飲むだけではなく、お題を利用者が提案し、利用者、職員が答えるという交流の時間にもなっている。新しい活動も利用者のアイデアから生まれている。様々な新しい活動に取り組んでいく。

### ④ 仲間づくり

自治会では行事について購入したい物など、話し合っ決めていく。

毎月の活動も月末の月例会で利用者が話し合っ決めていく。

このような利用者同士の意見交換、話し合いを通して相互理解を深めていく。

## (8) 所外活動

### (i) 基本的な考え方

地域の人とふれあいながら体験を重ねることで、障害理解の促進や社会的障壁の解

消につながると考える。防災時の共助の関係づくりの必要性からも、地域に出ること、そして地域の様々な方と結び合っていくことを、ほほえみ経堂の活動のひとつとして取り組んでいく。

## (ii) 具体的な提案

### ① 地域広報活動

ア 広報誌「ほほえみ@COM」をはじめ、「地域交流祭」や「当事者交流会」などの行事のチラシなどを、利用者が職員とともに町内会や商店街等地域に配布することで交流を深める。また、「ほほえみ@COM」のお店紹介の取材でも、利用者が職員とともに訪問する。

### ② 公園緑化活動

春と秋の2回、種まきや苗植えを行っている。水やりや除草は、職員とボランティアが担当している。花壇のまわりに集まり、園芸作業の風景を眺めて楽しんでいる。利用者が関わって成長した花が咲き、職員と一緒に鑑賞することが喜びとなっている。

### ③ 一日外出

行先・内容を利用者の希望・ニーズに応じて決め、移動は電車や送迎車を使いながら、個別またはグループで年に1回実施する。帰りは施設に戻り、通常の送迎車で帰宅する。

## (9) 行事（宿泊、祭り等）

### (i) 基本的な考え方

地域の方々との交流を目的として、「地域交流祭」、「当事者交流会」、「年末感謝祭」を開催する。家族が支援関係者、ボランティアとの面識の持てる良い機会となっている。また「地域交流祭」と「年末感謝祭」は、隔年の開催である。

### (ii) 具体的な提案

#### 【主な行事内容】

#### ① 宿泊行事

コロナ禍で、現段階での具体的な見通しは未定ではあるが、利用者の障害特性や身体状況の把握に努め、宿泊行事を継続する。利用者の身体的負担の軽減も考慮して、無理なく過ごせる短時間での移動や、配慮ある行事行程を利用者に説明し、家族にアンケートを行い、職員も一緒に考えて、安全確保して宿泊行事を実施する。

#### ② 地域交流祭

地域との交流を目的として、利用者家族の協力を得て、バザーや模擬店などを企画したお祭りである。施設公開をして地域の方々に世田谷区立の身体障害者の通所施設の所在を発信できる行事である。

#### ③ 当事者交流会

外部の当事者の方々や支援関係者を招き、社会資源を活用して築いている生活スタイルや困難に感じる事等、お互いに情報交換できる場を提供する。利用者・家族・

職員が障害への理解を深め合える行事を開催する。

#### ④年末感謝祭

施設の活動を応援して下さるボランティアや地域の方々を利用者が施設へ招待し、日頃の感謝の気持ちを表す機会である感謝祭は、年末感謝祭として12月に毎年開催している。ボランティア・地域の方にも定着しているこの行事も継続していく。

#### ⑤季節行事

上記の行事の他、四季折々の変化を感じられる「お花見」「七夕」「ハロウィン」「新年会」「節分」などを実施する。

### ◆年間計画例◆

実施月	季節プログラム	行事・イベント	実施月	季節プログラム	行事・イベント
4月	花見		10月		ハロウィンパレード
5月			11月		当事者交流会または地域交流祭、アート展
6月		アート展	12月		年末感謝祭・区民ふれあいフェスタ
7月	七夕	経堂まつり	1月	書き初め・初詣	
8月			2月	節分	
9月		宿泊行事(2回)	3月	ひな祭り	

## (10) 介護

### (i) 基本的な考え方

基本的介護・支援を行うに当たっては、安全面を十分配慮しながら利用者の自立と尊厳を損なわないようにする。利用者一人ひとりがもっている生活習慣や文化、価値観を理解しながら、食事、排泄、移乗、服薬、更衣等の具体的介護の場面において、利用者が安心して介護を受けられるようになっていく。対人援助の基本的な原則を踏まえ、自立支援（自分でできる事は自分で行う）、自己選択、自己決定を尊重し、支援する側の専門性も高めていく。

施設で配置している専門職との連携した取り組みや限られた施設環境の中での工夫を行うことで、様々な利用者のニーズに対応した支援を行っていく。

### (ii) 具体的な提案

#### ① 基本原則の周知徹底と支援マニュアルの策定

援助倫理綱領に基づいて、基本原則・姿勢を全職員で確認し、新人職員や介護実習生等にも丁寧に伝え、全体的な介護水準の維持につなげていく。また食事・排泄・入浴・移動等の介護について利用者の特性及び状況に配慮し、個々の場面ごとに必要な支援マニュアルを作成・更新し、必要に応じて専門職と連携しながら、利用者の変化するニーズと課題に対応した支援を実施する。

#### ② 機能訓練

理学療法士（月2回）や作業療法士（隔月1回）、言語聴覚士（隔月1回）や鍼灸師（週1回）のアドバイスを受けながら、利用者一人ひとりの身体機能の維持を目

標に実施する。

### ③ 環境整備と福祉用具の活用

利用者が増えるとともに施設環境の有効活用が大きな課題となっているが、車椅子利用者の目線や導線に配慮した備品の配置を行うなど、利用者と話し合いながら室内環境の整備を進める。また、利用者の身体の状態に応じた福祉用具を活用し、安全・安心なサービスを提供する。

### (11) 就労支援の取り組み

「該当なし」

### (12) 工賃アップの取り組み

「該当なし」

### (13) 自立生活に向けた支援

「該当なし」

### (14) 短期入所の取り組み

「該当なし」

### (15) 医療的ケアの取り組み

「該当なし」

## 3 家族や地域との連携

### (1) 家族との連携

#### (i) 基本的な考え方

家族の想いを大切に、常に情報共有を図り、信頼関係をより深めていく。また、家族のつながりや力を施設運営に活かすとともに家族同士が直面している困難を共有し、ともに解決し合い、情報交換などができる絆づくりを目指す。

#### (ii) 具体的な提案

##### ①家族連絡会と家族の会

施設の運営、活動状況及び必要な事務連絡を中心とした家族連絡会とともに、家族が主体的に集まり、創作活動を行ったり、学習会を行ったりしながら、お互いを支え合う家族同士の主体的な結び合いを大切にする家族の会の活動を応援していく。

##### ②家族面談

定期的な面談は、年1～2回とし、必要に応じて家庭訪問を行う。家庭での生活状況を把握し、支援に活かしていく。家族の要望や願いも受け止め、個別支援計画や施設運営に反映させていく。

##### ③学習会の開催

家族の方を対象に、「家族連絡会」などの機会に障害のある方に関わる法律・制度の動向、家族ケア、防災等について、講師の方を招いて学習会を開催する。また、

以前にも実施しているが、「当事者交流会」などの機会に家族の方に参加して頂くとともに、家族の方が想いを発信できる場を企画していく。

#### ④給食試食会

給食試食会を企画する。利用者と家族一緒に食事を楽しみ、給食に対する意見や要望を確認する機会にする。

### (2) 地域との交流・連携

#### (i) 基本的な考え方

どのような障害があっても、地域の中で自分らしく輝きながら、安心して心豊かな日々を送れるよう支援していく。

#### (ii) 具体的な提案

##### ①地域交流担当の配置

地域交流担当を配置し、支援関係機関や町内会等地域関係団体とも連携し、支援ネットワークを構築する。

##### ②地域公開と地域イベントへの参加

「地域交流祭」をはじめとする当施設で行う行事活動を地域に開き、参加を呼びかける。農大通り商店街が主催する「経堂まつり（令和2年度は新型コロナウイルスで中止）」への参加など、地域のイベントにも利用者とともに参加し、地域の活性化につながる具体的な関わりを通じて「人とのふれあい・つながり」を深めていく。また町内会や商店街と連携し、地域の防災活動にも積極的に参加していく。

### (3) ボランティアの活用

#### (i) 基本的な考え方

ボランティアの希望があれば、可能な限り受け入れていく。通常の活動や施設の行事の情報提供をしていく。

#### (ii) 具体的な提案

##### ① ボランティア担当の配置

担当者が、ボランティア希望者にオリエンテーションを行う。個人情報保護や利用者との関わり方への留意点を説明する。

##### ② 実習生・研修生の受け入れ

介護福祉士、社会福祉士、教員免許の取得に関わる介護等体験の実習生を受け入れる。

##### ③ 関係機関との連携

福祉教育・地域福祉の向上の視点から関係機関との連携を広くし、世田谷ボランティア協会・ボランティアビューローとの連携をしていく。

## 4 危機管理

### (1) 災害対策・防犯対策（災害・犯罪を想定した危機管理体制含む）

#### (i) 基本的な考え方

世田谷区における災害対策・二次避難マニュアルを受け、地域の関係機関と連携し、施設及び地域の防災に努めていく。危機管理要綱及びマニュアルを点検・整備し、リスクマネジメントの視点に立って組織的に取り組む。

## (ii) 具体的な提案

### ① 防災訓練

消防計画に基づき、施設で行う防災における避難訓練（地震・火災を想定した避難訓練）は年2回（9月と3月）行う。また、消防署の指導の下、防災訓練及び防災に関する研修等を行う。近隣地（町内会）等と連携した福祉避難対応を進める。

### ② 危機管理体制の強化

ア：防犯・防災の対応・事故防止対策及び施設維持管理を徹底する。

利用者の安全確保を最優先として、ヒヤリハット報告書を活用すると共に、危機管理マニュアルに基づく速やかな対応を図る。

イ：防災計画により、火災・震災を想定した避難訓練（9月・3月）を実施する。

ウ：施設の維持管理について点検し、安全を確保する。

### ③ 緊急連絡網の整備

ア：利用者家族への緊急連絡網の整備

イ：職員の緊急連絡網の整備

ウ：組織緊急連絡網の整備

### ④ 地域福祉避難所施設との連携を協議し、緊急時の対応を構築する。

### ⑤ 防犯対策

利用者と職員の安全確保を図ることを目的に、不審者侵入への予防的措置、不審者対応についての組織的な対応・行動手順を定めたマニュアルを整備し、職員への周知を図る。また、防犯カメラ、事務所内モニターは既に設置されているため、併せて防犯対策に活かしていく。

### ⑥ 令和2年度にAEDを設置。引き続き活用する。

## (2) 健康管理

### (i) 基本的な考え方

開所日全日、看護師を配置し、利用者の身体状況の把握に努めている。嘱託医及び看護師や職員の連携により、健康管理を行う。

### (ii) 具体的な提案

#### ① 定期健康診断（年1回）

健康診断アンケートを行い、希望する利用者を対象に実施する。かかりつけ医療機関で健康診断を受診する利用者については、健康診断結果を提出いただくこととする。施設で月に1回の体重測定を実施し、結果を基に、医師と看護師による健康管理を行う。

#### ② 健康相談

嘱託医による健康相談を毎月2回実施する。嘱託医と連携し、利用者が地域の医療機関を適切に受診できるよう、必要に応じて紹介状の作成を依頼する。

#### ③ 健康チェック

毎朝、看護師が全利用者の健康チェックを行う。その結果を全職員で把握して日中支援に反映させる他、経過観察の資料として活用する。

#### ④ 服薬管理

日中に服薬のある利用者に対して、給食の前に看護師・職員が連携して確認を行う。また職員は服薬後、看護師に報告する。

#### ⑤ 令和2年度よりAEDを設置。緊急時に対応できるよう、使用方法を各職員が習得する。

### (3) 衛生管理及び感染症対策

#### (i) 基本的な考え方

施設における衛生管理及び感染症対策は、利用者の安全と安心を守るために不可欠である。施設内の徹底した管理・対策だけでなく、利用者や家庭への注意喚起も重要とする。

#### (ii) 具体的な提案

##### ① 衛生管理

保健衛生担当を配置し、計画的に取り組みを進める。出入口に手指消毒液、手洗い場にハンドソープを配置して、職員が適宜介助を行う。また、障害特性により手洗いの困難な利用者には、各テーブルに消毒ウェットティッシュを配置して、職員が手指消毒を徹底する。

##### ② 感染症対策

ア：インフルエンザ・ノロウイルス

都及び区のマニュアル等に従って対応し、嘔吐物処理セットを完備する。予防策として施設内の保清・消毒、湿度管理の他、利用者・職員の手洗い及びマスク使用を徹底する。また掲示物や連絡物、利用者への日常的な声かけ等、注意喚起を徹底する。

発生時の対応は、自宅においては医師の許可が出るまで自宅待機、施設においては、フロアより医務室への移動、家族への早期帰宅の依頼、通院同行、救急対応を行う。ノロウイルスによる嘔吐があった場合は、ノロウイルス対応マニュアルに従い、嘔吐物処理セットの次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用して速やかに処理し、二次感染を防ぐ。

イ：新型コロナウイルス

施設内での3密（密閉・密集・密接）回避を徹底し、以下の対策を行う。

- ・ 常時、マスクを着用する（職員は常時。利用者は可能な限り）
- ・ 検温の実施（利用者はバイタルチェック時に1回、午後に1回の計2回、職員は毎日2回の検温）
- ・ 通所時の消毒。
- ・ 食事前の手洗い、消毒ウェットティッシュでの手指の清拭。
- ・ テーブルや椅子、手すり等の清拭。
- ・ 定期的に窓を開けて換気する。
- ・ 37.5℃以上の発熱が認められる場合は、早急にご家族、関係機関へ連

絡し、保健所の指示を仰ぐ。

- ・来訪者には検温や消毒をお願いし、指定の受付簿に記入をお願いする。

## 5 個人情報保護

### (i) 基本的な考え方

個人情報については流出、紛失、悪用等の危険性があり、犯罪やプライバシーの侵害から利用者・家族を守るため、細心の注意をもって対応する必要があると考える。個人情報の保護に関する法律及び世田谷区・法人の規定に則り、厳正に対応する。

### (ii) 具体的な提案

#### ① 個人情報の使用目的

個人情報の使用については、事前に知らせ、掲示等活用し周知を図る。

#### ② 情報情報（アンケート調査）

施設の広報誌及びホームページに掲載する個人情報については、事前に利用者に対してアンケートを取り、個別に許可を得るなどして対応する。

#### ③ 誓約書

職員が入職する際には、必ず個人情報保護法に関する規約について説明し、理解を得たうえでの、誓約書の提出を義務付ける。

#### ④ 文書管理

文書管理規定にて個人情報を含む書類の取り扱いを明記し、該当する文書に関しては、管理を徹底する他、不必要書類の廃棄、ファイルの定期的更新等を行い、OJTを通じて徹底する。

#### ⑤ パソコン・スマートフォンの管理

パソコン・スマートフォンの扱いに関しては別途マニュアルに基づき、端末及びデータ、パスワードの管理、ウィルス対策を行うとともに、個人機器・媒体の持ち込みやインターネット・Eメール利用に関しての制限を徹底させる。

#### ⑥ 個人情報の管理

施設広報誌個人情報掲載に関するアンケートを年に1回実施する。

## 6 権利擁護

### (i) 基本的な考え方

地域の中で、「障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」を目指し、権利擁護の意義を「本人への権利侵害の解消と予防」、「サービスを利用する権利の行使の支援」と捉え、重点的に取り組む。また、権利擁護と同時に虐待防止にも努めていく。

### (ii) 具体的な提案

#### ① 援助倫理綱領

ほほえみ経堂援助倫理綱領や援助姿勢に基づき、職員が職務に就くにあたって守るべき規律と基本姿勢を明確にする。入職時に説明を必ず行い、職員全体でも定期的に確認を行う。

## ② 福祉サービスの利用援助

短期入所、移動支援、居宅介護等のサービス利用開始にあたって、情報提供及び手続の援助を行う。また、必要に応じて関係者によるケースカンファレンスを行い、円滑にサービス利用が始められるよう支援を行う。

## ③ 苦情解決

利用者が権利侵害に対して意思表示を行いやすく、早期解決を図れるようにするため、苦情解決に対する方針と体制を明確に定め、利用者に周知する。

## ④ 虐待防止

利用者の虐待防止の観点から、職員全員がチェックシートを記入する。チェックリスト記入後に職員と虐待への視点と意識調査を年1回実施する。

## 7 苦情解決

### (i) 基本的な考え方

施設運営は、平等性、公平性の確保が重要である。区立施設の責務として、利用者の権利を守り、適切に施設利用ができる体制の整備を行う。

### (ii) 具体的な提案

#### ① 苦情解決体制

施設長が苦情解決責任者、主任が苦情受付担当者をそれぞれ担い、苦情解決マニュアルに則って対応する。苦情相談機関を提示及び配布物にて利用者に周知し、寄せられた苦情に関しては速やかに区に報告して、連携して対応する。

#### ② 第三者委員会の設置

第三者の視点を導入するために新たに「第三者委員会の設置」を図り、客観性を保ちながら苦情解決の体制を整える。

#### ③ 関係機関との連携

苦情の受付先を外部機関にも設定することで、苦情や要望により適切に対応する。苦情受付に関する周知の際に外部機関の連絡先も明示し、対応する。

#### ④ ご意見箱の設置

施設内に設置しているご意見箱の運用を利用者に周知し、利用者からの苦情・要望を受け付ける。原則的に無記名を可とし、苦情・要望を受け取る環境を整える。

## 8 職員

### (1) 職員配置・人材育成

#### (i) 基本的な考え方

個々に適切な支援を行うためには、職員の資質向上と専門性が求められる。人材の育成・研修計画が重要である。また、利用者支援の安定を図るために必要な職員配置を行い、疾病の進行など身体状況の変化に対応していくための体制を確立する。

#### (ii) 具体的な提案

##### ① 職員体制

基本的に基準に則り人員配置を行う。煩雑化する事務作業に対応するため、事務員1名を配置し、支援員がより支援に集中できるように対応する。

## ② 職員研修

毎年、年間研修計画書を作成する。適宜、研修に参加出来る環境整備を行う。

### ア：目的

研修や支援会議に参加して、支援に対する意識を高め適切な支援を提供出来る施設にする。

### イ：実施内容

職員の研修参加の機会を継続的に確保し、一部外部研修・内部研修を実施する。また職員は、障害者福祉の理念を理解した上で質の高い支援サービスを提供出来るよう研修に参加する。

#### a：外部研修

障害者分野の支援の知識と技術を高める。

#### b：内部研修

i：事例検討・ケースカンファレンス・課題別研修を通じて職員個々の資質を高め、チームケアを確立する。（関係機関等含む）

ii：外部研修に参加した職員を講師として、研修してきた内容の研修を施設で行う。

#### c：法人研修

i：法人主催の研修（基礎研修・法令遵守・リスクマネジメント）や学習会に参加する。

ii：他施設等の見学を行い、業務に活用する。

iii：すまいる梅丘他事業所における現場研修の実施。

#### d：職員交流研修（交換研修）

他施設・他法人との職員交流を実施し、行事（宿泊等）の取り組み、現場研修を通じて、お互いに福祉現場で利用者の障害特性や介護技術を学び支援に役立てる。

## 【令和2年度 ほほえみ経堂 年間研修計画】(例)

### <内部研修>

5月：風通しの良い職場づくり

8月：権利擁護

10月：アンガーマネジメント

11月：ケア技術向上の取り組み

2月：虐待防止法の理解と事例

### <外部研修>

・世田谷区主催講座

・東京都主催講座

・東京都社会福祉協議会主催講座

## ＜法人研修＞

- ・新人組合員研修
- ・組合員基礎研修
- ・リスクマネジメント研修
- ・リーダー研修
- ・マネジメント（経営）研修

## ＜その他＞

- ・他施設見学
- ・職員交換研修（他施設）
- ・防災担当者研修
- ・防火管理者責任者研修
- ・各種作業研修（さをり織り等）
- ・避難訓練（9月、3月に実施）

## （2）働きやすい環境づくり

### （i）基本的な考え方

適切な施設運営を図ることにより、職員が働きやすい環境整備をする。職員間で話し合える場を増やし、支援技術の向上を目指す。

### （ii）具体的な提案

#### ①資格取得支援

介護福祉士、社会福祉士等の資格取得希望者に対して、勤務体制の配慮や内部学習会の実施、資格習得に対しての金銭的援助の仕組みをつくり、資格取得を支援する。

#### ②給与面の配慮

処遇改善交付金事業・特定処遇改善加算による加給手当を引き続き継続する。また、職員の給与体系について定期的に見直し、運営実績に応じて改定を行う。

#### ③話し合いの重視

施設内で、職員による話し合いの場を提供する。職員会議や支援会議等での意見交換や支援の情報共有を行える場を提供していく。

## 9 運営管理の効率化の提案（給食・送迎バス・維持管理等）

### （i）基本的な考え方

効率化の意義を経費削減の側面だけでなく、事業運営の創意工夫により、達成される成果がより大きなものとなるように取り組むことが重要である。基本的には、同一法人が運営するすまいる梅丘との一体的な運営を中心に取組みをすすめる。

### （ii）具体的な提案

#### ① すまいる梅丘との一体的な運営

##### ア：送迎

すまいる梅丘と同一の送迎業者に委託し、車両を共有して施設間でリレーさせることで効率化を図る。委託業者を交えて両施設合同の送迎会議を定期的を実施し、情報の共有化と業務改善に反映させる。

#### イ：給食

ほほえみ経堂の給食室で調理することにより、すまいる梅丘と2施設分を1か所で調理することで、人員配置や食材の一括購入・食器の共有も含めて様々な効率化を図る。

#### ウ：職員配置・人材育成

すまいる梅丘及び法人全体のネットワークとも連携して、合同での職員採用や人事異動、職員研修を行います。また、事務員は両施設兼任とし、共通の役割を持つことで効率的かつ効果的に業務が行えるよう取り組む。

#### エ：行事

施設の行事に際して、すまいる梅丘及び法人全体のネットワークと連携した相互の協力体制をとることで、十分な体制の中で実施することができるようにする。また、職員の業務交流を研修の機会としても位置付ける。

### ② 経費節減の取り組み

#### ア 光熱水費・消耗品・通信費の節約

節電など省エネに努めるとともに、電力会社や通信会社のサービスを活用しながら電気や電話にかかるコストを抑え、また法人のスケールメリットを活かした消耗品・事務用品等の購入によって経費節減を行う。

#### イ 修繕・備品購入

施設の維持管理に伴う修繕及び備品購入にあたっては、事前に区と協議をし、2業者以上から相見積もりを取ることで、適正価格での購入を実施する。また、各種寄付申請を関係団体に積極的に行う。

#### ウ 紙の節減

総務経理に関する書式のうち、印刷、FAXで対応していた物をPDF化、メール送信にする取り組みで、紙の節減を図る。

### ③ 維持管理

ア：施設の老朽化した部分は修理や交換が必要であるが、点検業務をこまめに行うことにより設備の不具合を早期に発見し、修理等を行うことにより経費の削減をすると共に、利用者の安全を確保する。

a：テーブル・椅子等の点検整備。

b：リフト等の介護補助用具の点検整備。

c：利用者の車椅子の清掃、点検、整備。

d：床面、立体面の日常的清掃。

e：窓、ドア等の点検整備。

f：トイレ等電気製品の点検整備。

g：水周りの点検整備。

h：窓ガラス・ブラインド・照明器具・エアコンフィルターの清掃

イ：軽微な修繕は職員で出来るように設備に関する知識と修繕技術力の向上を引き続き行う。

ウ：メンテナンス業者と契約することにより、包括して設備点検を行う。

a：消防設備保守点検

i : 消火器具	年 2 回実施
ii : 自動火災報知設備	年 2 回実施
iii : 誘導灯設備	年 2 回実施
iv : 非常用照明器具	年 2 回実施
b : 空調機器保守点検	
i : ガスヒートエアコン設備	年 4 回実施
ii : 空調換気扇設備	年 4 回実施
iii : 給排気ファン設備	年 2 回実施
c : 自動扉保守点検	年 3 回実施
d : 電動リフト保守点検	年 1 回実施
e : 建築設備定期検査	年 1 回実施
f : 特殊建築物定期点検	3 年に 1 回実施
g : 害虫防除点検	年 4 回実施
h : 定期清掃	
A・B・C フロア	年 1 2 回実施
キッチン	年 1 2 回実施
医務室	年 1 2 回実施
男女トイレ	年 1 2 回実施
男女更衣室	年 1 2 回実施
入浴室	年 1 2 回実施
相談室	年 1 2 回実施
窓ガラス清掃業務	年 4 回実施
ブラインド清掃業務	年 1 回実施
照明器具清掃業務	年 1 回実施
グリストラップ清掃	年 6 回実施
エ : 保安警備業務	毎日実施
オ : 施設周りの木々の剪定。( 地域の業者へ随時、発注して実施 )	
カ : 世田谷区担当課と連携した建物の基礎点検 ( 随時 )	

## 10 「障害者差別解消法」に対応した取組み（周知方法含む）

### (i) 基本的な考え方

共生社会ホストタウンの取組みを含め、障害のある人もない人も共に楽しむことが出来る交流の場の提供や普及啓発を通じ、障害理解を促進し、障害者差別解消に努める。

### (ii) 具体的な提案

- ① ポスター掲示による周知
- ② 車椅子の利用者が段差のあるお店に入店する際の相談・協力体制
- ③ 不適切行為にならない為の取組み
- ④ 身体障害以外の障害のある利用者に対しての取組みとして、“周囲を「困らせる」行動ではなく、本人が「困っている」サインとして捉え” 対応に努

める。(筆談ボード)

- ⑤ 共生社会ホストタウンのマークを施設の広報誌や、行事のポスター等に乗せる。

## 1.1 その他(独自の提案)

### (i) 基本的な考え方

身体障害者の方、他の障害のある方を可能な限り積極的に受け入れていく。また現在の看護師の配置で、可能な限り医療的ケアを要する方、または年度途中でも新規利用者の受け入れを行う。

地域とのつながり・広がりに係る取り組みも進めていく。

### (ii) 具体的な提案

#### ① 医療的ケア

医療的ケアが必要でなかった方が疾病の進行により、医療的ケア(胃ろう)が必要となった方がいた。当時、医療的ケアを要する方への対応は行っていなかったが、ご本人・ご家族・医療機関等と連携し、看護師も常時配置する体制を整えたことで利用継続を達成した。それがきっかけとなり、医療的ケアが必要な新規の利用者も受け入れるようになった。(現状は3名。)

今後5年間を見通すと、医療的ケアを必要とする方は増加傾向にあるため、これまでの経験を活かして、かつ看護師の増員による体制強化も図りながら、第4期も継続して医療的ケアを要する方を受け入れることとする。

#### ② 廃油の回収

法人が取り組んでいる環境問題の改善活動として、地域から出る廃食油を回収し、法人内でバイオディーゼル燃料(BDF)を精製。BDFはバスや農機具等に使用するという取り組みがあり、ほほえみ経堂も廃油回収に取り組んできた。

きっかけとして始めたのは、フレール西経堂での廃油回収。さらに、区内近隣のわかさ保育園や経堂駅北口のすずらん通り商店街にある飲食店“さめじま”にご協力いただいていた。回収の際にコミュニケーションをとることもあり、地域とつながるよいきっかけになった実績があること、軽油代替燃料として再利用することで、CO2削減・石油資源の保護に繋がり、地球温暖化対策の一助にもなることから、今後も継続していく。

以上

## 職員配置等（生活介護）

職種	職員数			資格等	
	常勤	非常勤	計		
	(専従)【兼務】	(専従)【兼務】	(専従)【兼務】		
管理者	1		1	介護福祉士	
	【兼務】	( )【 】	【兼務】		
サービス管理責任者	1		1	介護福祉士	
	【兼務】	( )【 】	【兼務】		
生活支援員	7	3	10	介護福祉士 5名 社会福祉士 1名	
	(専従)	(専従)	(専従)		
看護職員		1	1	正看護師	
	( )【 】	(専従)	(専従)		
医師		1	1	医師免許	
	( )【 】	(専従)	(専従)		
その他	理学療法士		1	理学療法士	
		( )【 】	(専従)		(専従)
	音楽療法士		1	1	音楽療法士
		( )【 】	(専従)	(専従)	
鍼灸士		1	1	鍼灸士免許	
	( )【 】	(専従)	(専従)		
事務員	1	1	1	社会福祉士	
	(専従)	( )【 】	(専従)		

※介護福祉士、社会福祉士等の資格がある職員がいる場合、資格と人数を記入してください（例 社会福祉士 2名）。

## 特定非営利活動法人ワーカーズコープ すまいる梅丘

## Ⅲ 事業計画

## 1 事業運営に関する考え方

## (1) 事業運営に関する今後の考え方

すまいる梅丘の指定管理を担って15年を迎え、継続と改善を進め利用者・家族支援を中心に据えて利用者・家族と共に変化成長をしてきたものと考えている。一方で支援を進めていく中、利用者の高齢化、二次障害、家族介護の問題による通所困難、家族自身の高齢化による家庭内介護の困難さ、親なき後の問題が表面化し、利用者を取り巻く状況は切実な課題となっている。又、具体的な困難事例に対し、関係機関と連携し問題解決に取り組んできた。

どんなに重い障害があっても、その人らしい生き方、生活を支援することが私たちの使命であり、地域の中で主体性をもって生き生きと暮らせるよう、様々な人と関わり合いながら、生活の豊さをめざし、事業を進めていく。これまでの支援を大切にしながら、積み上げてきた取り組みや活動を継続しながら、利用者のニーズに向き合い一人ひとりを大切にする魅力的な活動を通して、生活の豊かさを感じてもらえるような支援を目指していく。又、単体の施設だけの支援ではなく、他施設とのネットワークを形成しながら、利用者が必要とする支援を構築していくことが重要であると認識している。主体的な生活を支える拠点づくりを構想し、「生活の場」の創造を目指し、利用者が健康で安心して利用できる事業を推進していく。

## ①指定管理者を更新すること

指定管理期間中は、世田谷区立の施設を運営管理するという重要な責務がある。区の財産を預かることを念頭におき、より効率的かつ効果的に運営を継続する。

## ②事業所の一体的な運営について

すまいる梅丘・ほほえみ経堂の、一体的な運営は、主に給食・送迎・人事交流となる。単体の施設運営で完結するのではなく、事業所の機能を活かし運営を展開する。

## ③すまいる梅丘における運営で大切にしていくこと

ア：安定性のある施設運営を進める。

イ：利用者・家族・地域を大切にする。

a：激変する社会にあって、心配や不安を軽減し安心して切実な対応を行う。

b：単にサービスを提供する関係でなく、共に施設を創っていく関係を大切にする。

ウ：安心・安全の居場所づくりを具現化すること。

a：危機管理体制の充実を図る。

b：快適な環境整備・維持管理を進める。

c：虐待防止や個人の権利を尊重する。

- d : 利用者が生きがいをもって、主体的に活動できる環境を整備する。
- エ : 働くもの「支援者」が、やりがい・いきがいをもって前進できること。
  - a : 働き続けたいと思う環境づくりをしていくこと、働きやすい職場風土を形成していく。
  - b : 情報の共有化とチームケアの視点を大切にする。
  - c : 人材育成（研修計画の充実）。
- オ : 先駆的な福祉のために、地域との協同を率先してすすめること。
  - a : すまいる梅丘の実践を通じ、各施設・関係機関との協同により「新しい福祉の創造」をしていく。
  - b : 福祉という価値のある仕事を追求していくことの中で、福祉の仕事の専門性を高め共に成長すること。
- カ : 職員の気づく力を大切に。

利用者の小さな変化に気づき、施設で行う活動や運営のあり様に気づき改善につなげることが支援全体の力を向上させる。「気づき」は自然に生まれるものではなく、観察する視点、学習や研修によって強化される。毎日のミーティング、実践で培われた気づきの視点を共有する。
- キ : 家族や地域と共につくる施設。

私たち法人の理念でもある利用者（家族）・地域との協同の考え方は、全国に広がり共感と実践を重ねていく。共につくる施設としてその精神を大切にしていける。又、施設と家庭での利用者の状況について、日頃から連絡を取り合い家族の協力を運営に生かし、地域社会にある施設の役割を大切にする。

## (2) 今後5ヵ年の重点目標

指定管理者として指定を受け、この14年間、利用者と家族と向き合って共に作ってきた。その成果は利用者やその家族から高く評価されていると確信する。しかし、利用者の高齢化とその家族の高齢化、また新しい利用者との2極化が進む中、新たな成果が問われている。利用者、家族と話し合い、その声を反映させ、今後の5年間、実施すべき目標を設定し、誠実に責務を果たし発展していけるよう取り組みを継続していくことが重要であり、せたがやノーマライゼーションプランの基本理念である「障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」を世田谷区や関連機関、他施設、他法人と共に協同し実現を目指していく。

### ①指定管理の責務を果たすための基盤整備と利用者主体の施設運営の継続

- ア : 具体的構想の基盤と今後の長期的な支援の構築。
- イ : 利用者会（自治会）・家族の会の継続と充実。

### ②利用者支援の充実

- 利用者一人ひとりを大切に、「生活の主体者となること、一区民として生きていくこと」をケアの中心に据え、共に創る。
- ア : 利用者の高齢化・家族の高齢化に対処出来得る基盤整備と利用者主体の施設運

営基盤を整える。

イ：利用者の高齢化と新規利用者の受入れの2極化に伴う、利用者本位の支援体制の構築。

ウ：個別支援計画をより具体的に利用者と家族と相談を重ね、利用者、家族が納得できる支援計画の作成とモニタリングを行う。

エ：利用者・家族アンケートの継続と結果から見える課題と解決に向けての取組み。

③人材育成・職員専門性の構築「研修プログラムの再編」強化

ア：研修プログラムの再編（支援姿勢の自己評価システムの策定）。

イ：実践研究、事例検討、PDCAによる問題解決の研修。

ウ：働く意欲を大切にする職員の処遇改善とモチベーション管理の実施。

エ：世田谷区内における他法人（他施設）との交換研修の継続と拡大。

④この間の支援で見えてきたニーズへの対応

ア：利用者の重度化に伴う支援。

新規利用者の重度化と、歩行の継続が困難になり、車いすを利用せざるを得なくなり、それに伴い、職員の支援技術が問われ、職員の力量を上げる研修への取組みを行う。

イ：利用者の生活向上プログラムと機能維持の向上。（OT・PT・MT・STとの連携）

⑤施設環境整備・建物の老朽化の対策と施設維持管理計画

ア：施設内環境整備の施設点検の継続。

イ：軽微な修繕力の習得。

エ：施設の基本改修の実施。

⑥期待される働き方「協同労働」の現場づくりを推進

ア：法人の理念を大切に、ミッションを明確にして地域に役立つ施設づくりを展開する。

イ：「利用者、家族との協同」「働く者同士の協同」「地域との協同」の視点に立ち「よい仕事」の実践を追求する。

エ：梅丘商店街、豪徳寺商店街、山下商店街、都営住宅自治会、梅丘町会、しろやま倶楽部、世田谷区スポーツ推進委員協議会「健康ウエズディ」との取組み。

## 2 事業内容

### (1) 支援方針

すまいる梅丘は、これまで積み上げてきた「支援の質」を基盤に、基本方針を継続し、より発展させる取り組みを行う。利用者、家族の信頼を深めながら、関係機関と連携、連帯することにより様々な課題に対応する。

#### 【基本方針・姿勢】

##### 1. 施設基本方針

- (1) 健康で安全・安心な場としての生活介護事業を進めます。
- (2) 利用者一人ひとりのニーズに基づく個別支援計画を作成し、実施します。
- (3) 活動を通してやりがいや生きがいを見出し、自立支援の促進を図ります。
- (4) 利用者のニーズに的確に対応し、「質の高い支援」の向上を図ります。
- (5) 地域との共生・家族との連携を図ります。

##### 2. 施設の基本姿勢

- (1) 利用者の主権と人格を尊重し、その人らしい生活を支えます。
- (2) 一人ひとりの意思や希望に基づいた利用者サービスを提供します。
- (3) 地域社会で、その人らしく自立できるよう支援します。
- (4) 支援者としての「気づき」を大切に支援の質・専門性を高めます。
- (5) 利用者一人ひとりを尊び、生命を育み、幸せを求め、共に活力ある場を築きます。

#### 【利用者構成：令和2年4月現在】

定員	25名（現員27名）
年齢構成	20歳未満（0人）・20～29歳（9人）・30～39歳（4人） 40～49歳（6人）・50歳以上（8人）
障害程度	身体障害者手帳 1級（22人）・2級（5人） 愛の手帳 1度（1人）・2度（5人）・3度（3人）4度（1人）
開所日	平日9：00～17：00 （職員出勤8：00～17：00）
閉所日	土曜・日曜・祝祭日 （年末年始12月29日～1月3日）

#### ① 世田谷区民の福祉向上を担うこと

指定管理者としての責務を全うし、指定管理者としての責任を果たす。

世田谷区の「せたがやノーマライゼーションプラン」の基本理念である「障害の有無

に関わらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」を目指す。

② 利用者・家族・地域を大切にする

ア：単にサービスを提供する側の関係でなく、利用者主体の運営を利用者、家族、地域と共に創っていく。

イ：施設の意義、価値を地域との連携を通じて高め、地域に必要とされる取り組みを実践していく。

③ 安心・安全な居場所を提供

利用者への「体罰」「拘束」「虐待」等の知識を深め、防止システムを構築し、「安全」で「安心」できる場を創造していく。

④ ニーズを的確につかみ、支援に反映させる

利用者との良好な関係を構築し、会話の機会を多く設け、利用者の本当のニーズをつかみ、支援に反映させていく。

⑤ 利用者が生きがいをもって、主体的に活動できる場を提供する

ア：日々、利用者の変化に気付く資質を身に付け、傾聴を重視し主体的な活動へと発展させていく。

イ：創作意欲の向上とリハビリを目的とし、生活の楽しみの一部とする。

⑥ スポーツへの取り組み

施設の活動として、どんな障害があっても、誰でも参加出来る様、道具等利用してボッチャを主に卓球、ハンドアーチェリー等取り入れスポーツを行う。

又、他の施設や高齢者、児童等、共に大会を目標としたスポーツ振興を地域、他施設、自治体と共に活動していく。

⑦ 将来の生活設計

ケースワーカー、相談支援事業所、関係する社会資源等と連携し、家族を交え、世田谷区での将来の生活設計を立て、体験、経験をしていく。

⑧ 地域との繋がり

ア：すまいる梅丘の実践を通じ、各施設・関係機関との協同により「総合的な福祉」を展開していく。

イ：イベントを通じ、地域の方々と共に実践し、地域との協同を築き、障害への理解を深めていく。

ウ：ボランティアの継続により地域の福祉力の向上を図る。

エ：利用者の居住している地域への活動を進めていく。

⑨ 人材育成、職員の専門性の構築

ア：職員面談・職員アンケートによる自己評価と個別研修計画の実施。

イ：内部研修及び資格取得支援の充実。

ウ：世田谷区における他法人（他施設）との交換研修の充実。

エ：介護技術研修の実施。

## (2) 個別支援計画

### (i) 基本的な考え方

個別支援計画作成に当たっては、利用者、家族の想いを受け止め本人の意向を尊重することが重要と考える。

生活介護事業における支援計画の管理運営・マネジメント体制を整備し、利用者本人及びその家族の意向を前提とした上で、利用者の障害特性・生活環境、福祉制度の不備・利点を十分考慮し、社会で利用者が安心して主体的に地域生活を実現するための個別支援計画を策定していく。

### (ii) 具体的な提案

個別支援計画作成に当たっては、サービス管理責任者・ケース担当の役割を明確にし、作成に当たり、相談支援事業所と連携し長期目標、中期目標、短期目標を利用者と相談し具体的に示し作成する。又、半期毎に評価、見直しを行い、アセスメントシート・課題整理表・個別支援計画等、各書式を活用しサービス提供の基本的プロセスを定めて実施する。

#### ① 作成の手順

- ア：利用者の面談を行い利用者の意向の確認。 (1～2月)
- イ：ケース会議を行い、個別支援計画の年間評価を行う。(1～2月)
- ウ：個別支援計画作成、提出。(4月)
- エ：利用者に個別支援計画説明。家族の確認印。(4月)
- オ：必要な場合は修正。(5月)

#### ② 個別支援計画の同意

個別支援計画は、利用者本人とその家族と十分な確認を行い同意を得る。

#### ③ 個別支援計画の中間評価及び変更

個別支援計画は半年に一回、目標の評価を利用者と共に行い、その成果を利用者と共に評価する。又、変更すべき点は速やかに変更、改善して、「中間個別支援計画」を作成する。

#### ④ モニタリング・再アセスメント

利用者一人ひとりの生活状況、健康状態、直面する課題は変化していく場合が多く、モニタリング・再アセスメントを実施する。

#### ⑤ 利用者個別面談

ケース会議前に利用者と個別面談を行い、一年間の評価と次年度に向けた取り組みの相談を行う。

#### ⑥ 個別支援計画の年間評価

年度末前に個別支援計画の評価を行うための全職員参加のケース会議を開き一年間の評価と新たな課題の抽出を行い、次年度の個別支援計画に反映させる。

### ⑦作成の留意点

- ア：利用者の親亡きあとの地域生活を想定した支援目標の設定。
- イ：安心した地域生活を営む利用者の権利を前提とした計画の策定。
- ウ：計画には長期目標、中期目標、短期目標を具体的に策定する。
- エ：利用者の思いや意見を重視し、実現可能となるような目標設定。

### ⑧個別支援計画の管理

- ア：個別支援計画の進捗状況をサービス管理責任者は管理し、点検する。
- イ：個別支援計画書作成の経緯における個人情報の管理・取扱いに注意する。
- ウ：必要に応じアセスメントから支援計画のプロセスを利用者及びその家族に開示する。

### ⑨「サービス提供記録」を毎日記録、利用者に確認、利用者(家族)に押印して頂く。

## (3) 活動プログラム (週間・月間等)

### (i) 基本的な考え方

施設で過ごす重要な時間として活動がある。利用者のニーズに対して可能な限り取り入れプログラムを柔軟に変更する対応をしていく。

グループで行う活動や個別で活動する時間を設定し、一日、一週間、一ヵ月間、一年間の活動サイクルを創り、障害の特性や本人の興味・関心等を十分に考慮したプログラムを設定する。又、利用者の多様なニーズに応じた活動を組み立て、枠に縛られないプログラムや地域の資源（環境や人）と社会とを結んだ活動を展開することにより、主体的でその人らしい生活の在り方を支える活動を通じ、豊かで潤いがもてる時間を創造する。

### (ii) 具体的な提案

#### ① 基礎グループの編成

障害の特性及び利用者同士の関係性に配慮した大グループとして、2つ（赤・白グループ）の編成で、グループ活動を行う。

#### ② 一日の活動プログラムと週間プログラムの基本的な流れ

ア：プログラムは2つの静と動の活動の中から利用者の希望する活動を選び実施する。又、別途フリースペースを設け利用者の創造力や自立心の向上に向けた場づくりを設定。水曜、木曜日は運動とゆとりプログラムを行う（状況により変更する）。金曜日は音楽療法と大グループ活動を行う。

イ：スポーツ活動（ボッチャ・ハンドアーチェリー・車椅子スラローム・卓球等）を行う。

ウ：アロマの香りを使用して、心身共にリラックス出来るように、静かな空間を設定して、五感で楽しむ活動を行う。

エ：音楽に合わせて Hura(フラ)の動き、ハンドモーションを行う。自由に個々の表現を導き出せるような「手遊びフラ」を取り入れていく。

オ：一週間を通じて朝の時間に手すり運動又は、上肢のほぐし(対象者)を行う。

- ③ 一日を通じての活動  
 ア：利用者の機能維持のための運動を2つのグループに分けて(水曜日・木曜日)に行う。  
 イ：月2回の音楽療法活動。(金曜日)  
 ウ：月2回のグループ活動。(金曜日)
- ④ 個別活動  
 週5日(月・火・水・木曜日)  
 金曜日は、月2回の音楽療法と個別活動の組み合わせで行う。
- ⑤ 月間プログラム・年間プログラム  
 ア：一週間の活動プログラムをベースに1ヵ月間、一年間の流れを作る。  
 月案については利用者会にて報告し、活動プログラムの予定等について共有する。又、一年間の行事(イベント)など年間スケジュールとして報告し、行事等の取り組み時に再度、具体的な話し合いを設定する。  
 イ：一日個別活動を年一回外出して行う。  
 ウ：一日小グループ活動(各3名位)を年一回行う。
- ⑥ 行事等企画プログラム  
 一年間の行事計画について、主な行事(すまいるまつり、宿泊行事、年末交流会、地域交流会)のイベントについては、行事担当者が利用者会で提案、意見を集約して活動に組み入れ行う。
- ⑦ 相談・心理相談の実施  
 ア：年12回、区の心理相談を行い、その内4回は一日を通しての実施を予定している。  
 イ：職員による利用者との相談を別途、取り入れていく。

【日課と週間プログラム】

	月	火	水	木	金
8:20~9:40	利用者受け入れ・トイレ介助・手すり運動(対象者)				
9:40~10:00	朝の会・体操(身体・口)				
10:00~10:15	お茶・移動介助・トイレ介助				

10:15 ～11:15	創作活動	創作活動	運動 ・ ゆとり	運動 ・ ゆとり	音楽療法 ・ グループ
11:15 ～13:15	お茶・移動介助・トイレ介助・昼食・休憩				
13:15 ～14:15	クラブ活動	リラックス ・ みのりの時間	リラックス ・ ゆとり	リラックス ・ ゆとり	音楽療法 ・ グループ
14:15 ～14:30	お茶・移動介助・トイレ介助				
14:30 ～14:40	帰りの会				
14:40 ～16:00	帰りの準備・トイレ介助・利用者の送り出し				

- ※1：朝の会ミーティング後、身体を動かして一日を始め、健康観察も同時に行う。  
一週間の予定を利用者、職員で共有していく。
- ※2：帰りの会は、一日の出来事を報告し翌日のプログラムや行事の確認を行う。
- ※3：クラブ活動は創作活動やボッチャ、カラオケ等を想定している。
- ※4：みのりの時間は、利用者企画のイベント、希望に応じた学習会等を行う。
- ※5：個別活動は、この表には入れておりません。

#### (4) 食事（給食）

##### (i) 基本的な考え方

- ① 日常的な塩分の過度な摂取やカロリーオーバー等、車椅子に乗り、運動量のない利用者にとっては成人病などを発症する危険がある他、体重の増加による歩行困難、上肢による支えの困難等様々な問題が発生している。この問題を、家族とも共有し「健康であるための食育」として、お昼には塩分控えめの600キロカロリー前後の食事の提供を行う。塩分を控えめにすることにより、通常食べなれた味より薄く感じてしまうことは多々あるが、調理の工夫をすることにより、おいしい食事の提供に努め、日々研究をし、向上に努めていく。
- ② 介助の必要な利用者には介助を行い、安全に食事ができるよう嚥下等に気をつけて楽しい食事の場となるよう雰囲気づくりに努めていく。
- ③ 給食の提供は「ほほえみ経堂」の「給食現場」からの提供を受けるため、配送等

「ほほえみ経堂」との連携を強めていく。又、給食の提供には安心、安全でなくてはなりません。調理場を常に清潔に保つための清掃、消毒を行い、煮沸消毒も合わせて行う。

- ④ 調理に携わる職員は月に一度の検便検査を行い、その結果を法人本部へ報告。  
又、食事介助をする職員全員、月一度の検便検査を行い異常がないことを確認する。

(ii) 具体的な提案

① 利用者状況に配慮した食事提供

利用者一人ひとりの健康状態を十分に考慮し、健康の維持、増進を基盤に据えたバランスの取れた給食サービスを実施する。

② 栄養教育（食育）の実施

ア：栄養士による、「食」に関する知識や健康について学ぶ機会を設定する。

イ：栄養士と食育相談の上、献立に反映させる。

③ 会議等

給食担当者会議・給食運営会議を定期的実施する。

給食担当者会議・給食運営会議は、毎月一回の定例会議を実施し、一ヶ月の利用者状況、職員の検食状況、食事意見等、取りまとめ献立表の工夫ほか、給食全般に関する諸問題の改善に向けた検討を行う。

④ 食事・環境の改善

ア：ほほえみ経堂給食と連携して、食事メニューの工夫や嗜好調査を実施する。

イ：食堂の配置や食事環境の整備を行うことや給食に関するアンケートを取り意見、要望を受け付け反映させる。

(5) 利用者の高齢化への対応

(i) 基本的な考え方

利用者の高齢化に伴い、その家族も高齢化している。その為、家庭での介護が困難になる事例も発生している。将来のことも見据え、居宅介護の利用を勧めていく。又、利用者の身体機能維持の為、施設内での運動等、継続して行っていく。

(ii) 具体的な提案

① 訪問介護事業所等、社会資源の活用の勧め

ア：訪問介護の利用

イ：身体機能の維持

身体に障害があることで、筋力の低下による残存機能が低下していくことにより通常より障害が進んでしまう。又、二次障害による痛みやしびれ、握力の低下、歩行困難など多岐にわたり寝たきりになることもあるといわれている。家族と相談を行い、施設外での水泳などの一定した運動やリハビリ等の取り入れを提案し勧めていく。

ウ：食育

体重増加等による生活習慣病等にも配慮している。食事の在り方やカロリー制限など食育相談時に話し合いを設ける。又、家族面談の時等、家庭での食事の様子を伺い適切なアドバイスが出来るよう心掛ける。

## ② 施設での運動

利用者の高齢化による身体機能の低下を受け、27年度4月より新たに運動プログラムとゆとりプログラムの導入をし、継続して行う。

### ア：運動の目的

生活を営む上で、身体機能の維持向上の為、又、低下防止の為に残存機能を有効に活用できるように努め、支援を行う。

運動という観点だけでなく、利用者それぞれの小さな変化に職員が気付く機会となり、家庭との連携、医療との連携、リハビリ事業者との連携等、多角的な支援へ繋げる機会としていく。

### イ：運動の内容

PT・OTと連携し一人ひとりの身体状況に合わせ、運動内容を変えて行う。又、職員と利用者が、一対一で行う。

### ウ：運動の手法

a：利用者を2グループに分け、担当職員を5名から6名を配置する。

b：その日の体調に留意し、無理のないよう行う。

c：PT・OTと連携し、適宜、運動メニューの変更を行っていく。

d：実施後、記録を取る。

e：記載のない運動を行った場合は、必ず記録に残す。

f：車椅子からマットに降りて身体のはぐし等行う。又は、歩行や手すり運動を行う。

g：プロンキーパーを必要とする利用者には合わせて行う。

h：補助をしながら、歩行器や歩行車、又は、足こぎ車いす運動を行う。

### エ：ゆとりプログラム

a：ゆとりの目的。

レクリエーション、楽しみを通じて、上肢機能の維持、呼吸機能の維持など図っていく。

b：ゆとりの内容。

集団プログラムとし、集団で行えるレクリエーションを企画、実施する。

c：ゆとりの手法。

レクリエーション内容は、プログラム担当が利用者と相談し企画する。

i：新聞紙を活用：玉入れ・新聞紙を丸め団扇であおぎ、陣取り合戦・新聞紙で輪投げ（ちぎり・集める）

ii：ボールを活用：ボールでサッカー・ボール投げ

iii：手遊び：音楽に合わせての手遊び・手話・じゃんけん

- iv : お手玉 : 歌に合わせて、お手玉まわし
- v : タオル : タオルで綱引き
- vi : ひも : ひもの手繰り寄せ・ひも回し
- vii : 学習支援 : 足し算・引き算・掛け算等を利用者と出し合い実施していく。

## (6) 作業活動(創作活動を含む)

### (i) 基本的な考え方

社会性や自己表現の場として、意欲的に取り組める創作活動を行う。  
利用者の高齢化や重度化が進む中、これまで作業として行ってきた、和紙、陶芸、機織り、ミシンを創作活動と捉え継続しつつ、創作意欲の向上と身体機能維持の取り組みとし、無理のない利用者主体の活動とする。

### (ii) 具体的な提案

#### ①和紙

牛乳パックを再利用し、再生和紙はがき、再生和紙の画用紙、メッセージカード等を作成する。工程の細分化と道具の工夫により最も多くの利用者が携われる活動となっている。又、利用者の意見を取り入れることにより創作意欲の向上も図ることが出来、手先を動かすリハビリの機会ともなる。

#### ②陶芸

一つの作品を構想から、本焼きの仕上げまで一人の利用者が行う。構想が浮かばない場合などは、職員がいくつかの提案をし、必要な支援を行う。又、「心理的療法としての側面」として、握れば自在に形を変え、粘っこい感触の粘土は、視覚、触覚、目と手の協応で作業を行い、普段、物を持ったり、握る体験が少ない利用者も握る事さえできれば「粘土いじり」は可能であり、心理相談師によれば、「握る事によりその刺激は脳への刺激となり、本人がそれを繰り返す望む場合には心理的な療法として成立する」。又、粘土を「中間物」として、他者(職員や利用者)とコミュニケーションをとることも心理的な療法として解釈が可能である。

#### ③ミシン

個別的な環境を設定し、本人のペースに合った工程を組む。コンピューターミシンを用いて、ハンドタオルや布巾を作成する。

#### ④機織り

利用者の特性にあった機織りを用いて、コースターやストール等を作成する。一つひとつの作品の完成まで時間がかかるため、環境に配慮する。  
糸の色選びから製品になるまで、様々な工程に関わることにより、創作意欲の向上と達成感を持つことが出来る。

#### ⑤工程・道具の工夫

作業の工程などは、作業を始める前に利用者と相談し進めていく。また、多くの、利用者にも関わりを持ってもらうために、道具の固定や安全に使用していただくための工夫をし、使いやすさを追求している。

#### ⑥販売会を通して地域との交流

社会経験の機会を増やす活動として、利用者と一緒に販売活動を実施する。年間計画を作成し、行事や地域のイベント等、積極的な参加を進める。又、売上や販売状況は利用者会で報告する。

#### ⑦作業料

ここ数年、作業効率も低下、商品としての作品を作るにあたり、一対一で行うことが必要になっている中で、見守り含め、介助が必要な利用者が多くなったことで、創作活動としてとらえ、月に1回から3回の割合で行っている。生産量も少なく入金も少ないため、利用者への支払いも年2回に分けて行うことにしたが、今後の売り上げは、利用者会に入金することとし、まとまったところで宿泊行事等の前に、利用者全員に分配する方法にする事を利用者と確認している。

#### ⑧創作活動

利用者のニーズに対応し、生活の充実と経験の拡大を図るため、様々な活動を実施する。書道や絵画、手芸等の活動を実施し、活動にはボランティアの参加も図りながら、楽しみも深められるように支援する。

日々の創作活動が、形に現れ作品となり、地域の展示会に出品できるよう利用者と相談の上、取り組む。

ア：世田谷区障害者オムニバス展への出展。

イ：世田谷区障害者アート展へ出展。

ウ：東京都障害者美術展への応募。

エ：豊島区パラアート国際交流展への応募。

#### ⑨ フリースペース

プログラムを利用者に強制するのではなく、あくまで利用者自身の主体性を重視し、利用者本人のやりたいことを実現できるスペースとして確保する。

### (7) 作業活動以外の所内活動

#### (i) 基本的な考え方

創作活動以外の活動は、水・木曜日の運動プログラムを除いて、比較的ゆったりとした時間の中で、利用者自身が手ごたえを感じられるようなプログラムを組む。又、生活の充実と経験の拡大に向けた活動に取り組む。

#### (ii) 具体的な提案

利用者の多様なニーズに対応し、生活の充実と経験の拡大を図る。

##### ① クラブ活動

月曜の午後に設定、カラオケ、ボッチャを想定している。

(月曜日以外にも実施)

② 生活クラブ

身近なことで、これまで体験してなかった事や、生活の技や身につけてみたいという利用者のニーズに沿ったテーマを設定し、学習する機会を持つと共に、自分の将来の生活について考える事を支援する。

③ 音楽療法

月2回行う。音楽療法グループを午前と午後の2班に分かれ、利用者希望の活動を行い、又、その成果の発表場所として、音楽会や施設の行事等にて披露をしていく。

④ グループ活動

2つのグループ(赤・白)で編成。

グループ単位で企画した活動(誕生会や外出、調理活動等)を行う。

⑤ みのりの時間

地域のボランティアと協力し、化粧・アロマを行う。

又、季節に合った活動や地域の方々との交流など生活を豊かにするよう利用者、職員と話し合いながら取り組む。

⑥ 運動プログラムと、ゆとりプログラム

利用者の高齢化による身体機能の低下を受け、27年度4月より新たに運動プログラムと、ゆとりプログラムを導入。継続して行っていく。

## (8) 所外活動

### (i) 基本的な考え方

施設を取り巻く近隣地域や社会との繋がりをもった活動は、利用者の生活拡大や喜びに繋がり、ニーズに応じていくものであると考える。所外という普段と異なった環境における活動は、安全面に十分配慮したうえで内容を吟味し計画的に実施する。

### (ii) 具体的な提案

#### ① 個別活動

利用者個々に対して月1~2回の個別活動の時間を設定し、利用者の個別ニーズに応える。職員と一対一での外出(ショッピング・喫茶・体験)や調理、創作活動、学習等、利用者との話し合いを丁寧に行った上で内容を決定する。

#### ② 一日個別

担当職員が、利用者のニーズの掘り起こし、外出先を相談、企画書を作成し、外出。普段の外出と違い一日を通しての外出の為、少し遠出する事が出来る。

#### ③ グループ活動

一日を通しての活動とし、グループごとに企画をして実施する。ファミリーレストラン等で食事をしたり、カラオケの施設等を利用して普段体験出来ないような体験をする。

#### ④ 他施設見学

2～3人の少数ではあるが、希望者を募り、短期入所の機能を持った施設を中心に見学をする。見学に行く前には、利用者と、見学の目的を話し合い、見学後には感想を出し合う。

#### ⑤ 小グループ活動

年1回、出来る限り同じ希望を持つ、3人のグループごとに企画し外出を実施する。

#### ⑥ 自主生産品販売（地域イベント・駅前販売の出店）

区主催の催事等や地域で行われるイベント、他施設のイベント、駅前販売会などに参加し、販売を通じて、地域との交流を深める。

#### ⑦ その他

年に数回程度、音楽鑑賞、アート展見学、行事の宣伝、協力依頼等で積極的に外出する。又、光明学園や、梅丘中学校との連携協力により、体育館を使用しての特別プログラムを計画、実施していく。

### (9) 行事（宿泊・祭り等）

#### (i) 基本的な考え方

行事は一年を通じ季節に応じた取り組みや施設と地域が交流する大きなイベント、宿泊行事等を計画する。行事は利用者にとって生活の潤いを実感するものであり、地域交流は地域の中での施設の位置づけを鮮明にし、ネットワークを形成していく為の取り組みとなる。開かれた施設として、障害者の理解を深めるよい機会となり、やりがい、達成感、責任感の醸成を図る活動とする。

#### (ii) 具体的な提案

##### ① 地域交流会(施設公開)（4月）

地域交流会は近隣地域住民や他施設に対してのイベントとして「施設公開」し、普段の活動の内容を利用者自ら地域の方に説明をし、体験して頂くことを主として開催。近隣地域住民との交流を深めて“すまいる梅丘”を知ってもらう事を目的として、地域との交流を深め協同して行動が出来るように繋げていく。

##### ② すまいるまつり(6月)

数種のイベントを行い、利用者と地域の方々との交流を図る。

近隣地域のお祭りとして、多くのボランティア地域関係者と連携してのお祭りを開催する。すまいるまつり実行委員会の利用者と内容を企画し、家族、地域の商店街、学校、他施設とも連携した利用者の主体的な取り組みの場とする。

又、地域との交流を深め、お祭り後も協同して行動が出来るようにする。

##### ③ 夏の特別プログラム(8月)

帰省や家族旅行する利用者が多く、通所される利用者に楽しんでもらえるようにプログラムを設定している。

- 1 日目、ボッチャ等運動を行い、身体を動かす。
- 2 日目、みんなで昼食やデザートを作り食事会をする。
- 3 日目、施設内でいろいろな屋台をだし、縁日の雰囲気を楽しむ。女性利用者は浴衣を着る経験をする等、利用者に意見を伺い、年度の企画担当が提案し、実施する。

④ 宿泊行事(9月2回)

リフトバスを手配し一泊旅行を行う。人数が多い為、2班に分け実施する。利用者の社会体験と興味関心拡大の機会として位置づけると共に、旅行を楽しむ、利用者間の親睦を深めることを目的とする。年一回、全利用者を対象に2班に分かれ、一泊二日での行程を組む。利用者行事(宿泊)実行委員会を中心に企画、計画し、利用者は役割を持って行う。

⑤秋の味覚祭(11月)

すまいる畑で実ったサツマイモ等を調理し全員で食べる。又は、秋の味覚のキノコ等使った鍋料理を調理し食べる。

⑥年末交流会(12月)

施設で活躍しているボランティアを招待し、日頃の感謝の気持ちを表す会として、一日の行事を通じ利用者と一緒に交流を深める。

⑦季節行事

その他、季節行事として、新年会、豆まき、お花見、ひな祭り、母の日、こどもの日、七夕、夏祭り、クリスマス、お正月等の飾りものの作成や飾りつけを行う。又、成人を祝う会を開催、音楽会等にも参加する。

⑧入所式(新規で利用者がいる場合)(4月)

新規利用者の紹介と歓迎を利用者、職員全員で行う。

## (10) 介護

### 《生活介護の取組》

#### (i) 基本的な考え方

基本的介護・支援を行うに当たっては、安全面を十分配慮しながら利用者の自立と尊厳を損なわないようにする。利用者一人ひとりがもっている生活習慣や文化、価値観を理解しながら、食事、排泄、移乗、服薬、更衣等の具体的介護の場面において、利用者が安心して介護を受けられるようになっていく。対人援助の基本的な原則を踏まえ、自立支援(自分でできる事は自分で行う)、自己選択、自己決定を尊重し、支援する側の専門性も高めていく。

施設で配置している専門職との連携した取り組みや限られた施設環境の中での工夫を行うことで、様々な利用者のニーズに対応した支援を行っていく。

#### (ii) 具体的な提案

##### ① 日常の支援と専門職との連携

食事、排泄、移動等の介護については、各利用者の特性及び身体状況に配慮し

支援を行う。

- ② 嘱託医の定期的健康相談
- ③ 看護師による健康管理と予防対策
- ④ 専門的支援（理学療法士・作業療法士・区の心理相談）

ア：理学療法士活動

理学療法士（PT）は、月2回、利用者一人ひとりの身体機能維持や向上、課題について対応する。

イ：作業療法士活動

週1回の作業療法士（OT）による作業・活動場面における個別的対応  
その他、OT、PTの連携により、身体機能維持、向上、活動環境の改善を図る。

ウ：区の心理相談

心の相談を月1回定期的に実施。利用者が自ら相談したい事（生活、対人、家庭等の心理的な問題）をはじめ利用者の心の相談窓口としての役割をもつ。心理的にサポートが必要な利用者の支援に対して連携した取り組みを行う。

エ：コミュニケーション

傾聴の姿勢を大切に本人の意向、思いを受け止めながら丁寧に対応する。介護の基本原則を踏まえ、本人の自立を妨げないようにする。又、呼称については、一人の大人として尊重し、尊厳ある対応を取る。

オ：職員の専門性の確保

a：介護技術及び支援の専門性を高める研修を計画的に進める。

b：介護、支援を見直し、改善するために事例検討やカンファレンスを実施する。

## 《家庭内での介護・支援》

### (i) 基本的な考え方

施設として、家庭内の介護や支援において、利用者や家族と相談を行い、必要に応じて、訪問介護や移動支援等を勧め、担当ケースワーカーや相談支援事業者と連携しながら、家族の介護負担の軽減と利用者にとって、自分らしく生活出来るよう提案する。

### (ii) 具体的な提案

ア：家族の高齢化により介護の負担軽減の為、訪問介護が必要と判断した場合。

イ：利用者が明らかに通院を必要としている疾病を感じられ、尚且つ家族が病院等に連れていけないような状況と判断した場合。

ウ：入浴が明らかにされていないと判断した場合。

エ：居宅で訪問マッサージ等の社会資源の活用が望ましいと判断した場合。

(1 1) 就労支援の取組み

該当なし

(1 2) 工賃アップの取組み

該当なし

(1 3) 自立生活に向けた支援

該当なし

(1 4) 短期入所の取組み

該当なし

(1 5) 医療的ケアの対応

該当なし

### 3 家族や地域との連携

#### (1) 家族との連携

##### (i) 基本的な考え方

利用者支援に関しては本人中心が基本ですが、家族の理解と協力がなければ困難な場合が多く、これを無視することはできないと考える。家庭とのコミュニケーションを大切にし、信頼関係を深めながら、様々な連携を図っていく。

##### (ii) 具体的な提案

###### ① 家族会（家族懇談会）の開催

基本的に「家族の会連絡会」を定期的（年6回以上）に開催し、日々の活動やイベントの写真をスライドで写し、施設の運営・活動状況又、必要な事務的連絡を家族に報告すると同時に、意見、要望、悩みを共有し、大切な意見交換の場、相互の情報共有の場として位置づけていく。

6月の家族の会を「家族懇談会」とし、職員全員と家族が一堂に会し、忌憚のない意見交換、交流・親睦を深め施設運営に活かしていく。

###### ② 家族面談

定期的な面談は年1～2回とし、必要に応じ家庭訪問を実施していく。一人ひとりの家庭での生活状況を把握し、支援に活かしていく。共に施設を創る関係

を築き、家族の要望や願いを受け止め、個別支援計画や運営に反映させていく。

③ 学習会・講演会等の開催

家族が無理なく一緒に参加し、楽しめるような行事を企画し、学習したい事や地域に発信したいテーマを検討し、研修会などを企画、提案する。

④ 行事の取り組み

施設の行事において、参画できる行事については、家族の会と連携、協力して取り組んでいく。「すまいるまつり・芋煮会・地域交流会等」を企画。

## (2) 地域との交流・連携

### (i) 基本的な考え方

人は誰でも、様々な経験を深め社会との関わりや人との出会いにおいて、生活の豊かさを実現していくことが出来る。さらに、様々なライフステージで地域のいろいろな機関やサービスが有機的に連携することが、障害のある人たちが地域で自立した生活を送るためには重要だと考える。

どんな重い障害があっても、「地域の中で暮らしたい、働きたい」という切実な思いや誰もが安心して「こう生きたい」という思いを実現していくことは、地域全体の課題として捉えていくことが重要だと考える。施設が課題を抱え込まず、「障害」をもって生きるということはどういうことなのか、どのような困難に直面しているのか等、広く実態を知ってもらうことを大切にしたいと考える。そして、施設と地域が一体的になり、支え合う関係になれるように進めることが重要であると考え。

### (ii) 具体的な提案

① 地域交流担当（地域コーディネーター）の配置

障害がある人たちが直面する課題を抱え込まず、障害者関係機関だけでなく、町会地域の方々と連携し、生活支援のネットワークを目的、意識的に構築する。その為、地域交流担当を配置する。

② 地域交流行事

地域のまつりとして位置づけが確立しつつある「すまいるまつり」と「地域交流会」を実施していく。

③ 町内会・自治会等・商店街との連携

施設環境は、45年を経過した都営住宅1階部分を使用している。歴史ある場所として改めて近隣地域との関係、連携が重要となっている。施設が入っている都営住宅の自治会と連携をとり防犯等の安全面での情報共有、福祉避難所の具体的連携を図るため町内会や商店街への参画を進めていく。

④ ボランティア・見学・体験等

世田谷ボランティア協会、梅丘ボランティアビューローと連携し、ボランティアの受け入れを実施していく。近隣の小学校、中学校のボランティア体験及び福祉体験を積極的に受け入れていく。又、見学の受け入れを積極的に行い障害者の理解をより深められるように取り組んでいく。

⑤ 広報・宣伝（施設だより・ホームページ）

機関紙として「梅の実だより」を季刊ごと発行し、利用者、家族、地域の関係者への発信を行う。又、開設ホームページを活用し、より多くの方に施設を知っていただける機会を設ける。

⑥ 自主生産販売による地域交流

利用者が作製する自主生産品を近隣の地域住民対して、販売する中で、利用者の理解、交流を深められるよう取り組む。

⑦ 地域の様々な方の参加で、事業、活動を豊かにしていく。

その為に、施設の活動を知らせ、住民の声を聴き取り、具体的活動に結びつけるために地域懇談会の開催に向けて計画的に実施する。

⑧ 関係機関との連携

北沢地区自立支援協議会に参画。梅丘あんしんすこやかセンターやまちづくりセンター、総合福祉センター後利用施設、東京リハビリテーションセンター世田谷等との連携を図る。

### (3) ボランティア活用

#### (i) 基本的な考え方

施設の活動・行事には不可欠となっているボランティアは利用者支援を支え、地域との交流を深める大切な存在となっている。施設の行事や活動を部分的にお手伝い頂くための位置づけではなく、思いを持つ人たちが、出会い、結び合い、そこから主体的な活動が地域の中で生まれていくきっかけを、活動や行事を通じて、多様に創り出していく。

#### (ii) 具体的な提案

①「すまいる梅丘ボランティア受け入れ要領」に基づきボランティアの活用を図る。

②社会参加の位置づけ

行事ボランティア・作業ボランティア・専門職ボランティア・余暇活動レクリエーションボランティアとして外部からのボランティアを積極的に受け入れる。

③実習生・研修生の受け入れを通じて

福祉系大学、福祉専門学校等、社会人の実習生を受け入れ、実習後も施設を理解し協力者となっていただけるようにボランティアとして随時受け入れる。

④障害者や障害福祉に理解のある人材の育成

小・中・高校等、福祉教育・地域福祉の向上の視点から関係機関の連携を広くし、将来のボランティア養成に積極的に関わっていく。

⑤ボランティア関係機関との連携

世田谷ボランティア協会・梅丘ボランティアビューローとの連携を強化していく。機関紙やホームページ等を通じて積極的に募集を行いボランティア受け入れの活用を図る。

## 4 危機管理

### (1) 災害対策・防犯対策（災害・犯罪を想定した危機管理体制含む）

#### (i) 基本的な考え方

世田谷区における災害対策・福祉避難所マニュアルを受け、地域の関係機関と連携し、施設及び地域の防災に努めていく。危機管理要綱及びマニュアルを点検・整備し、リスクマネジメントの視点に立って組織的に取り組む。

#### (ii) 具体的な提案

##### ①防災訓練

消防計画に基づき、施設で行う防災における避難訓練（地震・火災を想定した避難訓練）は年2回行う。又、消防署の指導の下、防災訓練及び防災に関する研修等を行う。近隣地（町内会）やスーパーサミット等と連携した福祉避難対応を進める。

##### ②災害時福祉避難所協定

区と法人が協定の締結内容を点検し、実際の協定内容に対応できるよう体制を整備する。又、近隣地（町内会）と連携した二次避難対応を進める。

##### ③危機管理体制の充実

ア：防犯・防災の対応、事故防止対策及び維持管理を徹底する。

利用者の安全管理を徹底させ、リスク対応シート（ヒヤリハット等）を活用すると共に、危機管理マニュアルに基づく速やかな対応を図る。

イ：防災計画により、火災、震災を想定した避難訓練を実施する。

ウ：施設の維持管理について点検し、安全管理を徹底する。

##### ④緊急連絡網の整備

ア：利用者家族への緊急連絡網の整備

イ：職員の緊急連絡網の整備

ウ：組織緊急連絡網の整備

##### ⑤ 火元責任者配置の基、環境の整備及び防災の意識を高める

##### ⑥福祉避難所施設との連携を協議し緊急時の対応を構築する

### (2) 健康管理

#### (i) 基本的な考え方

利用者の健康状態を日常的に把握し、利用者の体調の悪化を未然に防ぎ、的確な対応を図る。嘱託医及び看護師の連携により、計画的に取り組み、健康管理を徹底させる。

#### (ii) 具体的な提案

##### ① 定期健康診断

北沢保健福祉センターにおいて全利用者対象に実施する。又、看護師による月1回の体重測定と血圧測定を実施し、結果を基に嘱託医と看護師による健康管理を行う。

## ②健康相談

嘱託医による健康相談を毎月2回実施する。嘱託医と連携し、利用者が地域の医療機関を適切に受診出来るよう、必要に応じて紹介状の作成を依頼する。

## ③健康チェック

毎朝、看護師又は職員が全利用者の健康チェックを行う。その結果を全職員で把握して日中支援に反映させる他、経過観察の資料として活用する。

## ④ 服薬管理

日中に服薬がある利用者に対して、漏れが無いように看護師、職員が連携して管理する。管理に際してはチェック表及び専用のケースポケットを活用する。

### (3) 衛生管理及び感染症対策

#### (i) 基本的な考え方

施設における衛生管理及び感染症対策は、利用者の安全と安心を守るために不可欠である。施設内の徹底した管理、対策だけでなく、利用者や家庭への注意喚起も重要である。

#### (ii) 具体的な提案

##### ① 衛生管理

保険衛生担当を配置し、計画的に取り組みを進める。手洗い場付近に石鹼と消毒液を配して使用を呼び掛ける他、施設の食器類の消毒及び冷蔵庫掃除を定期的を実施する。又、職員の検便検査を毎月実施している。

##### ②感染症対策

ア：インフルエンザ・ノロウイルス等の流行に備え、都及び区の通達に従って対応する。又、法人組織の病院内清掃の感染防止マニュアルに基づき、予防として施設内の手触り部分の清拭・除菌、湿度管理の他、利用者、職員の手洗い及びマスク使用を徹底する。又、掲示物や連絡物、利用者への日常的な声かけ等によって、注意喚起を徹底する。

イ：新型コロナウイルス対策として、作業室と食堂ホールに利用者が半々になるように分かれて、活動、食事を摂る。出来る限り3密を防ぎ、窓を開け、換気を行う。特に食事の際は、会話を控え、飛沫予防ガードをテーブルにセットして飛沫等を防ぐ。接触が多くなる運動は控える。朝の送迎時は付き添う家族や、ヘルパーの体温を担当者に伝え、37.5度以上ある方はお休み頂く。通所時、再度検温し、体調確認する。高めの利用者には、時間をおいて再度検温する。手洗い、消毒を行う。職員も37.5度以上ある場合は休んで頂く。

## 5 個人情報保護

#### (i) 基本的な考え方

個人情報については流出、紛失、悪用等の危険性があり、犯罪やプライバシー

の侵害から利用者・家族を守るため、細心の注意をもって対応する必要があると考える。個人情報の保護に関する法律及び世田谷区・法人の規定に則り、厳正に対応する。

## (ii) 具体的な提案

### ① 個人情報の使用目的

個人情報の使用については、事前に知らせ、掲示等活用し周知を図る。

### ②情報管理（アンケート調査）

施設の機関紙及びホームページに掲載する個人情報については、事前に利用者に対してのアンケートを取り、個別に許可を得るなどして対応する。

### ③誓約書

職員が入職する際には、必ず個人情報保護に関する規約を理解した上で、誓約書の提出を義務付ける。

### ④文書管理

文書管理規定にて個人情報を含む書類の扱いを明記し、該当する文書に関しては、管理を徹底する他、不必要書類の廃棄、ファイルの定期的更新等を行う。

### ⑤パソコンの管理

パソコンの扱いに関しては別途マニュアルに基づき、端末及びデータ、パスワードの管理、ウィルス対策を行うと共に、個人機器・媒体の持込やインターネット、Eメール利用に関しての制限を徹底させる。

### ⑥USBメモリー・ハードディスク管理

ア：USBメモリー・ハードディスクの使用時、使用者が解るように管理する。  
イ：管理者は定期的に実物を確認する。

## 6 権利擁護

### (i) 基本的な考え方

地域の中で、「障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」を目指し、権利擁護の意義を「本人への権利侵害の解決と防止」、「サービスを利用する権利の行使の支援」と捉え、重点的に取り組む。又、権利擁護と同時に虐待防止にも努めていく。

### (ii) 具体的な提案

#### ① 援助倫理綱領

すまいる梅丘援助倫理綱領に基づき、職員が職務に就くにあたって守るべき規律と基本姿勢を明確にする。入職時に説明を必ず行い、職員全体でも定期的に確認を行う。

## ② 福祉サービスの利用援助

短期入所、移動支援、居宅介護等のサービス利用開始にあたって、情報提供及び手続きの援助を行う。又、必要に応じて関係者によるケース会議を行い、円滑にサービス利用が始められるように支援を行う。

## ③ 苦情解決

利用者が権利侵害に対して意思表示を行いやすく、早期解決を図れるようにするため、苦情解決に対する方針と体制を明確に定め、利用者に周知する。

## ④ 成年後見制度

利用者の成年後見制度の利用の際に、その手続きに関して資料提供や状況の聞き取り等で協力を行う。利用者全体へは成年後見制度に関する学習会等の情報提供を行う。

## ⑤ 虐待防止

ア：1年を通して、利用者が虐待の被害にあっていないかを検証するチェックシートを基に調査する。

イ：職員による虐待の芽を早期発見するとともに、注意喚起の意味を込めた意識調査を年1回実施する。

## ⑥ 相談支援事業所

ア：相談支援事業所があることを利用者に伝え勧める。

イ：虐待があった場合は、報告・相談する。

ウ：施設や家庭での困りごと等を相談、支援に繋げていく。

## 7 苦情解決

### (i) 基本的な考え方

施設運営は、透明性、公平性の確保が重要である。区立施設の責務として、利用者の権利を守り、適切に施設利用ができる体制の整備を行う。

### (ii) 具体的な提案

#### ① 苦情解決体制

施設長が苦情解決責任者、主任が苦情受付担当者をそれぞれ担い、苦情解決マニュアルに則って対応する。苦情相談機関を掲示及び配布物にて利用者に周知し、寄せられた苦情に対しては区に速やかに報告して連携して対応する。

#### ② 第三者の視点を導入するために新たに「第三者委員会の設置」を図り、客観性を保ちながら苦情解決の体制を整える。

#### ③ 関係機関との連携

苦情の受付先を外部機関にも設定することで、苦情や要望により適切に対応する。苦情受付に関する周知の際に外部機関の連絡先も明示し、対応する。

#### ④ ご意見箱の設置

施設内に設置しているご意見箱の運用を利用者に周知し、利用者からの苦情、

要望を受け付ける。原則的に無記名を可とし、苦情、要望を受ける環境を整える。

## 8 職員

### (1) 職員配置・人材育成

#### (i) 基本的な考え方

より良い支援を行う為には、職員の資質向上と専門性が求められる。人材の育成、研修計画が重要な基盤となる。又、利用者の支援を充実させる為に必要な職員配置を行い、多様なニーズに対応していく為の体制を確立する。

#### (ii) 具体的な提案

##### ① 職員体制

基本的に区の基準に則り人員配置を行う。煩雑化する事務作業に対応する為、事務員2名を配置し、職員がより支援に集中できるよう対応する。生活、活動を支える専門スタッフと連携を図りサービスの向上を目指す。

#### 【専門スタッフと連携した支援】

- \* 健康相談：月2回の嘱託医による健康相談と看護師によるケア。
- \* 保健衛生：看護師による健康管理、年1回の定期健康相談の実施。
- \* 心理相談：月1回の心理相談（区の巡回心理）、心の相談を実施。
- \* 音楽療法：月2回の音楽療法士による音楽活動。
- \* 理学療法：月2回の運動療法など身体機能の維持向上、ケア。
- \* 作業療法：週1回の作業・活動場面への身体・精神へのケア。

##### ②職員研修

職員一人ひとりの経歴、能力、意欲等に基づいた研修の必要点を明確にし、目標に対しての達成状況を確認しながら計画的に研修を実施する。又、施設長による業務等の教育的指導を行う。

#### ア：目的

「支援の質」を高めるため、職員の専門性を高め、継続的な業務の改善を目指す。又、「気づき」のある職場風土、組織づくりを大切に職員の能力を引出し、人材の育成を図る。

#### イ：実施内容

職員の研修参加の機会を継続的に確保し、一般外部研修・内部研修を実施する。又、質の高い職員を目指す為、障害者分野の専門性を追求し、以下の

4つの柱を中心に研修を計画する。

a : 外部研修

社会福祉従事者として見識を広めると共に、障害者分野の専門性を高めるために外部研修に参加する。

b : 内部研修

- i : 事例検討、ケースカンファレンス、課題別研修を通じて職員個々の資質を高め、支援集団としてチームの成熟を図る。(関係機関等含む)
- ii : 外部研修に参加した職員を講師として、研修してきた内容の研修を施設で行う。

c : 法人研修

- i : 法人主催の研修（基礎研修・リスクマネジメント）や学習会に参加する。
- ii : 他施設等の見学を行い、業務に活用する。
- iii : ほほえみ経堂など他事業所（現場）における現場研修の実施。

d : 職員交流研修（交換研修）

他施設・他法人との職員交流を実施し、行事（宿泊等）の取り組み、現場研修を通じてお互いに学び、支援現場にいかす。(岡本福祉作業所との交換研修実施実績あり)

	主な研修項目・内容	備考
内部研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初級研修（支援の基礎的講座）</li> <li>・介護技術（食事・排泄・移動等）</li> <li>・権利擁護と虐待防止</li> <li>・事例検討</li> <li>・グループワーク</li> <li>・リスクマネジメント研修</li> <li>・外部講師によるテーマ研修</li> <li>・総合福祉法・世田谷区福祉計画・世田谷区ノーマライゼーション</li> <li>・内部講師によるテーマ研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新人に対しては1ヶ月間の研修期間をプログラムする。</li> <li>・車椅子等介護技術は、必ず実施する。</li> <li>・法律関係や世田谷区の方針を理解し支援に活かす。</li> </ul>
外部研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世田谷区主催講座</li> <li>・東京都主催講座</li> <li>・都社協主催講座</li> <li>・相談支援従事者研修</li> <li>・サービス管理責任者研修</li> <li>・障害支援区分認定調査員研修</li> <li>・専門分野研修（自閉症・聴覚障害・リハビリ・福祉用具・レクリエーション講座等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員がテーマに沿って対応できるよう計画的に実施。</li> <li>・外部研修は、自ら参加したい研修を計画することができる。</li> </ul>

法人研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新人研修</li> <li>・組合員基礎研修</li> <li>・リスクマネジメント研修</li> <li>・経営研修</li> <li>・リーダー研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新人の1ヵ月・3ヵ月研修を実施する。</li> <li>・全員が法人の歴史、理念、経営を学ぶ。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設見学（企画・実施）</li> <li>・個別面談</li> <li>・職員交流（交換）研修（他施設）</li> <li>・防火管理責任者研修</li> <li>・防災担当者研修</li> <li>・リサイクル担当者研修</li> <li>・内部合同交流研修</li> <li>・作業種研修（陶芸研修・さおり織り研修等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設見学は、職員が学びたい場所を自ら計画して行う。</li> <li>・他施設、法人との交流を深め、互いに学び、現場に活かす研修をする。</li> </ul>

## （2）働きやすい環境づくり

### （i）基本的な考え方

職員が働きやすい環境は、利用者の支援向上に繋がる。継続した支援が重要であり、より安定した施設運営を図る必要がある。働きやすい職場環境を整備し資質の向上及び、自らの能力を発揮できるよう取り組む。

### （ii）具体的な提案

#### ①資格取得支援

介護福祉士、社会福祉士等の資格取得希望者に対して、勤務体制の配慮や内部学習会の実施、資格習得に対しての金銭的援助の仕組みをつくり、資格取得を支援する。

#### ②給与面の配慮

処遇改善交付金事業、及び特定処遇改善加算による加給手当を引き続き継続する。又、職員の給与体系について定期的に見直し、運営実績に応じて改定を行う。

#### ③話し合いの重視

施設内での課題解決や意思決定において、職員による話し合いを重視する。会議やミーティングでの意見集約と情報共有を丁寧に行い、職員の意見が反映されそれを実感しやすい職場となるよう取り組む。

## 9 運営管理の効率化の提案（給食・送迎バス・維持管理等）

### （i）基本的な考え方

効率化の意義を経費削減の側面だけでなく、事業運営の創意工夫により、達成される成果がより大きなものとなるように取り組むことが重要である。基本的には、同一法人が運営するほほえみ経堂との一体的な運営を中心に取組みを進める。

## (ii) 具体的な提案

### ① ほほえみ経堂との一体的運営

#### ア：送迎

ほほえみ経堂と同一の送迎業者に委託し、車両を共有して施設間でリレーさせることで効率化を図る。委託業者を交えて両施設合同の送迎会議を定期的実施し、情報の共有化と業務改善に反映させる。

#### イ：給食

ほほえみ経堂で調理したものを配食する方式で実施する。2施設分を1ヶ所で作ることで、人員配置や食材の一括購入、食器の共有も含めて様々な効率化を図る。又、配食業務は送迎車の運転手が行う。

#### ウ：職員配置・人材育成

ほほえみ経堂及び法人全体のネットワークとも連携して、合同での職員採用や人事異動、職員研修を行う。また、事務員及を両施設兼任とし、共通の役割を持つことで効率的かつ効果的に業務が行えるよう取り組む。

#### エ：ほほえみ経堂との連携

施設の行事等に際して、ほほえみ経堂及び法人全体のネットワークと連携した相互の応援協力体制をとることで、十分な体制の中で実施することが出来るようにする。又、職員の業務交流を研修の機会としても位置付ける。

#### オ：経費削減の取組み

節約の意識を徹底し以下の取組みを引き続き行う。

a：電気をつける箇所を減らし、節電に取り組む。

b：裏紙の使用、両面印刷の活用。

c：事務書式を見直すことで使用する紙の枚数を減らす。

d：インターネット注文の活用により、FAX使用、紙の使用を減らす。

e：伝票の節約を徹底。

f：法人ライセンス契約のウイルス対策ソフトの使用（パソコン1台ごとの購入は不要とする）

g：警備業務業者を変更し、警備業務費を削減。

h：明るい時間帯は電気を付ける箇所を減らす。

i：夏はブラインドを利用して、冷房効率を上げるよう努める。

j：携帯電話と固定電話の業者を一本化して電話代の節約に繋げる。

### ② 維持管理

ア：施設の老朽化した部分は修理や交換が必要であるが、点検業務をこまめに行う事により設備の不具合を早期に発見し、又、修理等を行う事により経費の削減をすると共に、利用者の安全を確保する。

a：テーブル・椅子等の点検整備。

b：リフト等の介護補助用具の点検整備。

c：利用者の車椅子の清掃、点検、整備。

- d : 床面、立体面の日常的清掃。
- e : 窓、ドア等の点検整備。
- f : トイレ等、電気製品の点検整備。
- g : 水周りの点検整備。
- h : 窓ガラス・ブラインド・照明器具・エアコンフィルターの清掃
- イ : 軽微な修繕は職員で出来るように設備に関する知識と修繕技術力の向上を引き続き行う。
- ウ : メンテナンス業者と契約することにより、包括して設備点検を行う。
  - a : 消防設備保守点検
    - i : 消火器具 年 2 回実施
    - ii : 自動火災報知設備 年 2 回実施
    - iii : 誘導灯設備 年 2 回実施
    - iv : 非常用照明器具 年 2 回実施
  - b : 空調機器保守点検・清掃
    - i : フィルター 年 4 回実施
    - ii : 換気扇 年 4 回実施
  - c : 自動扉保守点検 年 3 回実施
  - d : 電動リフト保守点検 年 1 回実施
  - e : 建築設備定期検査 年 1 回実施
  - f : 特殊建築物定期点検 3 年に 1 回実施
  - g : 害虫防除点検 年 4 回実施
  - h : 定期清掃
    - 玄関・廊下ホール 年 1 2 回実施
    - 食堂・娯楽室 年 1 2 回実施
    - 医務室・他小部屋 年 1 2 回実施
    - 男子トイレ・女子トイレ 年 1 2 回実施
    - 作業室 年 4 回実施
    - 屋上清掃 年 2 回実施
- エ : 世田谷区担当課と連携した建物の基礎点検。

## 10 「障害者差別解消法」に対応した取組み（周知方法含む）

### (i) 基本的な考え方

共生社会ホストタウンの取組みを含め、障害のある人もない人も共に楽しむことが出来る交流の場の提供や普及啓発を通じ、障害理解を促進し、障害者差別解消に努める。

### (ii) 具体的な提案

- ① ポスター掲示による周知
- ② 車椅子の利用者が段差のあるお店に入店する際の相談、協力体制
- ③ 不適切行為にならない為の取り組み（名前の呼び方等）
- ④ 身体障害以外の障害のある利用者に対しての取り組みとして、“周囲を「困らせる」行動ではなく、本人が「困っている」サインとして捉え”対応に努める。（手話・絵カード・わかりやすい言葉で伝える等）
- ⑤ 共生社会ホストタウンマークを施設の季刊誌や行事のポスター等に乗せる。
- ⑥ 自立支援協議会へ合理的配慮、不適切行為等への問題提起。

## 1.1 その他（独自の提案）

### （i）基本的な考え方

様々な課題に対して、利用者、家族、地域等、関係機関と連携して取り組む必要があると考えている。特に利用者、家族の「困った」を見逃さず、真摯に受け止め、向き合い改善に努める。

### （ii）具体的な提案

#### （ア）車椅子対応車両

短期入所施設等の緊急利用による送迎において、最終手段として車椅子の対応が出来る施設の車を購入した。緊急対応として使用する。

#### （イ）緊急対応

施設内で、緊急に通院等が必要と判断した場合、家族と相談。家族が付き添えない場合は、職員が通院等に付き添うことも考慮する。

#### （ウ）利用者会の継続

利用者が自主的に運営する会となるよう「利用者会」をサポートしてきた。今後も話し合の場の設定及び話し合われた内容について尊重していく。

ア：月1回の利用者会を行い、施設の運営及び行事等の取組について考える。

必要な場合は、臨時利用者会を開催する。

イ：役員会の設定。

a：役員は、毎年度立候補により、選挙によって決定する。

選挙ポスターを貼り、主張を書き、選挙活動も行う。

b：役員は利用者の代表としての意見を述べる。又、施設の運営の考え方や方針などを伝えていく場となり活動プログラムや行事等について、共に考え、内容の充実を図っていく。

#### （エ）ホームページ

10月（2019年）よりホームページをリニューアル。施設の取り組み、活動等、又、職員の特徴をマンガ絵にしたものを取り入れ、家族等にも見やすいように紹介していく。

（オ）世田谷区主催、又、北沢地区の自立支援協議会に、積極的に参加すること

で、課題等に共に取り組み、地域との関わり交流を深め、支援等に繋げていく。合わせて、以来された職員が議会の会長、又、委員としての役割を努める。

(カ)提案型協同事業における、ボッチャ等に出来る限り協力していく。

以上

## 職員配置等（生活介護）

職種	職員数			資格等
	常勤	非常勤	計	
	(専従)【兼務】	(専従)【兼務】	(専従)【兼務】	
管理者	1		1	介護福祉士
	(専従)【兼務】	( )【 】	(専従)【兼務】	
サービス管理責任者	1		1	介護福祉士
	(専従)【兼務】	( )【 】	(専従)【兼務】	
生活支援員	10	2	12	介護福祉士 1名 社会福祉士 1名
	(専従)	(専従)	(専従)	
看護職員		2	2	正看護師 2名
	( )【 】	(専従)	(専従)	
医師		1	1	医師免許
	( )【 】	(専従)	(専従)	
その他の	理学療法士	1	1	理学療法士
	( )【 】	(専従)	(専従)	
	作業療法士	1	1	作業療法士
	( )【 】	(専従)	(専従)	
	音楽療法士	2	2	音楽療法士 2名
	( )【 】	(専従)	(専従)	
ヨガ講師		1	1	ヨガインストラクター
	( )【 】	(専従)	(専従)	
ボッチャ指導員		1	1	
	( )【 】	(専従)	(専従)	
事務員	1		1	
	(専従)	( )【 】	(専従)	

※介護福祉士、社会福祉士等の資格がある職員がいる場合、資格と人数を記入してください（例 社会福祉士 2名）。

## 社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会 三宿つくしんぼホーム

## Ⅲ 施設の事業計画

## 1 事業運営に関する考え方

## (1) 事業運営に関する今後の考え方

近年、世田谷区では重症者を受け入れる施設の整備が進んでいるが、医療的ケアの実績が乏しいため、当ホームは、今後とも人工呼吸器などの高度な医療的ケアを実施する区内最重度の重症者受入施設として、その責任は重い。

また、光明学園の今後5年間の卒業生の状況を見ると、医療的ケアが必要な生徒が10名を超えており、在籍利用者の高齢重症化と併せ、ホーム全体の重症化の進行並びに登録者の増加は加速するものと考えられる。

さらに、この数年、区内他施設から、体調が急変し医療ケアが必要になった利用者の異動の受入があるなど、役割は多様化している。

こうしたことから、事業運営の重点を

安全安心

専門性の高いサービス提供

危機管理として、災害・感染症・防犯

の3点におき、今後も利用者・保護者との信頼関係を築き、関係諸機関との連携を図りながら、重症者施設としての役割を強化していく。その具体的な取り組みは以下のとおりである。

- ① 利用者が、日々、安全安心に通所できるよう健康・機能の維持に努め、利用者が充実した日常生活を送れるよう、より専門性の高いサービスの提供に努める。
- ② 危機管理として、大規模災害や風水害、通年化が懸念される感染症対策、防犯対策など、利用者が安心して通所できるよう、また、職員が安心して働けるよう、危機管理体制の整備に努める。
- ③ 関係機関との連携のもと、世田谷区内の重症者の状況の把握および受入等の利用調整に柔軟に対応できるよう施設機能の充実を図る。

## (2) 今後5年間の重点目標

## ① サービスの質の向上

## ア 職員の更なるスキルアップ

各種の重症児者の研修やOJTや医療専門職による直接指導による処遇技能の向上に努める。

## イ 看護体制の維持・強化

現行の看護体制を維持していくとともに、今後の利用者増に伴うケア量の増加や欠員等に備えた、応援看護の体制整備を図ることにより、安定した看護サービスや医療的ケアの提供に努める。

#### ウ 訪問療育ニーズへの対応

訪問療育のニーズは、家族との情報交換から、利用者と訪問職員との触れ合いによる日常の楽しみへと変化している。こうしたニーズへの変化に柔軟に対応できる体制の整備に努める。

### ② 人材育成

#### ア 管理的職員の育成

施設経営および事業運営の質を安定的に維持していくためには、管理的職員の育成は欠かせない。このため、管理職育成の外部研修への参加など充実を図るほか、管理的業務を徐々に経験させるなど、管理者としての能力要件の向上に努める。

#### イ 法人施設との交流実習等の充実

当法人は、重症児（者）療育施設を中心に、質の高い多様な事業を受託・運営している。各施設およびその職員の専門性は高く、法人内の人事交流は、職員一人ひとりにとって、自己啓発や成長の機会となるとともに、施設にとっては人材育成の機会となる。このことから、「あけぼの学園」および「あしかが通園センター」との交流研修を充実するとともに、他療育施設との交流研修の拡大・充実を図る。

#### ウ 人事交流の仕組み作りの基盤整備

上記交流による人材育成の効果を一層進めるため、異動も含めた人事交流の基盤整備として、法人各施設の職員配置計画の共有化を図る。

### ③ 危機管理対策

ア 災害や不審者侵入はいつ発生するか分からない。このため日頃から職員の防災・防犯意識の向上に努めるとともに、対策計画の整備に努める。

イ 新型コロナウイルス感染症が示唆するように、今後、様々に新型感染症の発生が懸念されることから、年間をとおして情報の収集・発信、予防対策などの整備を行う。

### ④ 施設定員の見直し

前述「1（1）」のとおり、光明学園の医療的ケアが必要な生徒の増加に伴い、当ホームの登録者数は増加している。関係機関との連携を図りながら各施設との利用調整を行うとともに、現定員を超えての受け入れについて体制整備の準備を行う。

## 2 事業内容

### (1) 支援方針

利用者は、さまざまに重い障害を抱えているが、成長過程にあり、常に変化している。一人ひとりがそれぞれに、見る・聞く・触れるなどの豊かな感性をもっており、適切な働きかけや体験の機会を提供することで、更に成長する可能性もっている。

このことから、利用者一人ひとりが興味や関心を示すものを的確に把握し、日

常の様々な体験を支援することで、自己表現を育み、生活の充実を図る。

また、通所を含めた社会活動への参加の基礎となる体調の維持や健康管理、および障害の進行予防に努める。

## (2) 個別支援計画

### (i) 基本的な考え方

利用者一人ひとりの状況に合わせ、支援の目的・方法、留意点を明確にし、すべての職員と保護者が協働して支援にあたるよう、個別支援計画を作成し、その進行管理を行う。

計画の実施にあたっては、その進捗状況、成果、問題点など日常的にチェックし、計画の見直しを行いながら進める。

### (ii) 具体的な提案

#### ① 利用開始時

利用希望者に対しては、面接や行動観察をとおして、医療ケアを含む支援全般についての総合的に評価を行い、個別状況書・日常生活上の留意事項等を作成する。利用開始後、1ヶ月程度、状況観察及び評価を行い、個別支援計画を作成する。

#### ② 計画の作成

サービス管理責任者の指導のもと、各利用者の担当職員が作成した計画案を基に、職員全体でカンファレンスを行うとともに、保護者の意見や要望を取り入れ、個別支援計画を作成する。

#### ③ 計画の実施

各利用者の担当及び副担当職員を中心に、個別支援計画に沿った療育活動等を実施する。実施状況については、月毎に経過をまとめた資料を作成し報告を行うほか、毎日のミーティングで適宜、評価・見直し等の確認を行う。

#### ④ 評価・見直し等

全体の評価・見直しの時期は、概ね6ヶ月とし、10月及び3月の年度末に実施状況及び評価をまとめ、職員全体で検討を行う。ただし、状態変化がみられる場合には、見直しの時期にかかわらず、その都度、計画を見直し、保護者面談等を実施、利用者の現状に合わせて即時に対応する。

#### ⑤ 利用者・保護者の同意

支援計画作成及びその内容については、利用者・保護者へ面談及び文書にて周知し、要望の聞取りや確認、意見交換を行い支援計画作成に反映させるとともに、承認を得る。

## (3) 活動プログラム（週間・月間）

### (i) 基本的な考え方

前述の個別支援計画に基づき、利用者一人ひとりが意欲や欲求を最大限に表現できるように、利用者同士や職員、そのほかの人たちとの仲間作りを支援する。活動にあたっては、体調面を十分に配慮しながら行う。

(ii) 具体的な提案

週のスケジュールは下図のとおりである。

	月	火	水	木	金
9:30 ～	送迎バス順次到着				
11:00	朝の集い				
	入浴	機能訓練・グループ活動・個別活動			入浴
11:50	昼食				
13:30	機能訓練・グループ活動・個別活動				
	帰りの集い				
15:00 ～	送迎バス順次出発				

図 週間スケジュール

① 1日の流れおよび週のスケジュール

朝、送迎用のマイクロバス・ワゴン車に職員が添乗し、各利用者の自宅へ迎えに行く。9:30頃から順次到着。到着後は、直ぐに車椅子から降りし、体温や呼吸状態のチェック、排泄・水分補給など、体調の把握を行う。月曜日と金曜日の午前中は、隣接する重症児センターの入浴設備を借りて入浴を行う。

下記(6)・(7)に挙げる創作活動やレクリエーション・リラクゼーション活動のほか、ストレッチや姿勢保持などの機能訓練を行い、午前・午後とも概ね、30分程度。

昼食前には、車椅子から降り、休息や排泄介助を行い、昼食は1時間程度かけ、食後は、歯磨き、体温測定、排せつを行い、30分程度の午睡の時間を設け、疲労の回復を図る。

午後の活動を終わると、車椅子から降り、排泄介助、水分補給、帰宅の準備を進める。

この間、職員は利用者の一日の様子をまとめ、家庭への伝達事項と共に連絡帳へ記載する。

15時になると、帰宅の送迎バス・ワゴン車が順次、出発し各家庭へ送る。

② 月の流れ

年間の事業計画に基づき、1日・週の流れに合わせ、月ごとに、活動スケジュールや嘱託医師等の診察日を調整し、毎月の予定を作成・実施する。

月の予定は、「施設だより」に掲載し、利用者へ配布するほか、所内に掲

示する。

#### (4) 食事（給食）

##### (i) 基本的な考え方

運動量の少ない利用者や高齢の利用者へ配慮して、カロリーや塩分、脂質などの栄養管理を行うほか、咀嚼の難しい利用者へのソフト食や嚥下に障害のある利用者へのミキサー食など、利用者の状態に合わせた形態の食事を提供する。

また、食事は、ホールに集い食卓を囲み、会話や音楽をかけるなど、楽しい雰囲気の中で食事ができるように配慮するとともに、専門医の指導により、口腔機能・摂食動作の発達段階に応じた食事指導を行う。

また、調理業務委託業者との緊密な連携のもと、食中毒等の事故防止に努め、安全安心な給食提供を行う。

##### (ii) 具体的な提案

- ① 利用者の嚥下や摂食動作に応じた食形態や摂食時の姿勢・介助方法を検討し実施する。
- ② アレルギーのある利用者に対して、食材や調理体制など調理担当職員と十分に打合せを行い、安全に配慮する。
- ③ 月1回、施設長・療育主任・看護師及び委託業者の管理者・栄養士で構成された給食会議で、検食の結果を検討し、月ごとに献立表を作成し、家庭へ周知する。また、保護者や職員へ、利用者の嗜好の調査を行い、献立に反映する。
- ④ 委託業者による衛生管理・感染予防体制及び実施状況を月毎に報告書を提出させるとともに、日々の連絡を密にし、感染・事故防止に努める。

#### (5) 利用者の高齢化への取組み

##### (i) 基本的な考え方

開設から30余年が過ぎ、初期の利用開始者6名が50歳を超え、高齢化は一層進んでいる。重症者の場合は、加齢に関わらず、20代、30代などの節目を迎える時に、著しい体調変化による機能の低下がみられる方が多く、しばしば生命にかかわることもある。

このため、利用者のライフサイクルに応じた日常生活習慣はもとより、日々の体調の変化や健康管理に十分配慮して支援を行う。

また、当ホーム利用者のように日常生活のほとんどが全介助で、そのすべての介護を家族が担っている場合には、高齢化は保護者も同時に進むことになり家庭介護力の低下が懸念される。

このため、家族の介護負担軽減に向けた対応も併せて取り組んでいく。

##### (ii) 具体的な提案

- ① 健康管理については、後述の「4(2)健康管理」の計画に基づき、実施する。また、嘱託内科医師との連携のもと、生活習慣病予防に努める。

- ② 家族の在宅介護負担の軽減については、居宅介護サービスの利用等について各関係機関との連携し、保護者面談等で相談し、導入を促す。
- ③ 保護者の通院などで通所時間を超える場合は、利用時間の延長や通所日の変更・振替など行うほか、緊急の場合は、送迎時の室内への移動など行う。

## (6) 作業活動（創作活動）

### (i) 基本的な考え方

利用者のほとんどは、重度の知的障害と身体障害が重複しているために自ら手を使っての作業を行うことが難しい。

しかし、実際にその手で物を作ることやすべての工程を行わなくても、職員との共同作業の中で、見る・聴く・触るなどの感覚を使って作業に参加し、達成感を得ることができる。

また、職員との触れ合いやコミュニケーションを通して豊かな人間関係を築くことができる。

これらのことから、当ホームでの作業活動は、職員と協同した表現活動としての創作活動として位置付け実施する。

### (ii) 具体的な提案

絵画、季節の飾りつけ、カレンダー作り、園芸、アクセサリ作り、グリーティングカード作りなど

## (7) 作業活動以外の所内活動

### (i) 基本的な考え方

利用者一人ひとりの興味や関心に合わせ、趣味的な活動やレクレーションなど利用者が楽しめる活動を中心に行うほか、支援計画に基づく個別の課題活動など、グループや個別での活動を行う。

### (ii) 具体的な提案

#### ① グループ活動

利用者の興味や関心に合わせて選択的に参加できるように、複数の活動内容を設定して、月毎に活動を企画実施する。

活動としては、スヌーズレンやアロマテラピー等のリラクゼーション活動、エアトランポリン、ボーリング等の身体を動かす活動、映像や音楽鑑賞、お楽しみ会やゲームなど利用者間の交流活動。

#### ② 個別活動

支援計画に基づき、利用者一人ひとりの好きなこと・やりたいことなど、興味や関心に合わせ、担当職員と個別の課題を継続して行い、職員との信頼関係を築くとともに、課題解決や自己表現、達成感の実現に努める。

## (8) 所外活動

### (i) 基本的な考え方

外出機会の少ない利用者の社会経験を広げることを目的に行う。日常の近隣の公園等への散歩や、利用者個々の興味や関心に合わせて個別および小グルー

プで行う。

普段の療育場面とは違う環境で実施するため、安全には十分に配慮し、看護師が必ず同行する。

(ii) 具体的な提案

① 日常の散歩等

日常の活動で実施する近隣へ外出。目的地の状況や経路、道路状況（自動車の通行量や歩道等）を予め把握して実施する。概ね 30 分程度を目安に、利用者に疲労が残らない範囲で行う。公園散策や買い物など。

② 所外活動（個別及び小グループ外出）

利用者個々の興味や関心に合わせた個別および小グループでの外出。利用者の担当職員が利用者および保護者と相談し、年間計画を立て順次実施する。送迎用マイクロバス、公用車（ワゴン）および公共の交通機関を利用して行う。最大でも 4 時間を越えない範囲で行う。外食、買い物、アミューズメント、コンサートなど。

(9) 行事

(i) 基本的な考え方

四季の変化を体感するほか、近隣との交流や社会体験の機会を多様に設け、生活の充実を図る。

(ii) 具体的な提案

年間の行事計画は下表のとおりである。

- ① つくしんぼフェスタや音楽会等の行事をとおして、近隣との交流の機会を設ける。
- ② 社会参加や経験の拡大のため、外出活動を実施する。
- ③ 日々の生活の喜びや楽しみとなるお花見や七夕、ひな祭りなど、四季に合わせ季節ごとに実施する。

表 行事の年間計画（令和 2 年度予定）

実施月	行事名	実施月	行事名
4 月	入所式 お花見	10 月	つくしんぼフェスタ
5 月	外出活動	11 月	外出活動
6 月	外出活動 観劇会	12 月	クリスマス企画
7 月	七夕	1 月	成人・節目の歳を祝う会
8 月	盆踊り	2 月	節分
9 月	外出活動	3 月	ひな祭り 音楽会

(10) 介護

(i) 基本的な考え方

日常の介護やその他の支援にあたっては、人権的配慮とプライバシーの尊重を基本とし、安全を第一に、利用者が不安を感じることがないように必ず声掛けを行い、相互理解と信頼関係を確保し行う。

また、利用者自身ができることは介助が過剰にならないよう配慮する。

(ii) 具体的な提案

- ① 食事 前述「(4) 食事(給食)」参照
- ② 歯磨き 歯科医師による摂食指導の際、併せて、口腔内の衛生状態のチェックや食後の虫歯予防、衛生保持のために歯磨きを行う。
- ③ 排泄 一人ひとりの排泄リズムを把握するとともに、プライバシー保護のため、同性での介助やカーテン等で仕切りをして個別対応での排泄介助を行う。
- ④ 入浴 隣接する重症児センターの入浴設備を利用して、全身の清潔・血液循環の促進・心身のリラクゼーションを目的として行う。
- ⑤ 移動 利用者は身体の変形が強く、また骨の脆弱性から骨折のリスクが大きいため、抱きかかえの移動の際は、安心安全を基本とし、常に声かけを行い、職員2人の体制で行う。

(11) 工賃アップの取組み

該当なし

(12) 就労支援の取組み

該当なし

(13) 自立生活へ向けた支援

該当なし

(14) 短期入所の取組み

該当なし

(15) 医療的ケア

(i) 基本的な考え方

重症化が進み、食事や排泄、自力での痰の喀出が困難な利用者の生命を維持するため、必要な医療的ケアを実施する。

医療的ケアは、本来、医師の指示のもとで行われる医療行為であるが、経管栄養の注入・導尿・吸引は日常生活行為として、主治医から指導を受けた家族が在宅で行っている。当ホームでは、家族が行っている範囲内で、家族の依頼のもと、家族に代わって看護師が実施する。

実施にあたっては、主治医から留意事項などを確認し、嘱託医師の承認を得て実施する。

(ii) 具体的な提案

- ① 利用の開始にあたっては、事前の行動観察及び面接時に必要な医療的ケアの内容についての状況を把握し、当ホーム嘱託医師の指導の下、実施の可否を判断する。

- ② 利用開始に当たっては、主治医から日常の健康管理及び医療的ケアについての留意事項を記載した「利用者健康診断書」の提出を求める。
- ③ 利用開始時は、一定期間を保護者同伴通所として、保護者から直接、看護師が手順などの伝達を受ける。
- ④ 体調や状態の変化については保護者を介して、主治医と情報の交換を行う。
- ⑤ 重症化が進み、新たな医療ケアが必要になった場合、またケアの内容の変更が生じた場合は、保護者と相談し、内容を検討し嘱託医師の指導の下、実施の可否を判断する。
- ⑥ 実施内容の範囲については、日常生活を送る上で必要な、食事や排泄などの介護行為の延長にあるもので、家庭で行っている範囲を超えないもの（経管注入・導尿・吸引・吸入・酸素ポンベの交換・定時薬の服薬など）とする。
- ⑦ ケアの実施あたっては、看護師が行うほか、たんの吸引については、東京都が実施する「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修」を受講修了し、吸引実施の認定を受けた職員も看護師の指導のもと、実施する。現在7名が受講・修了しているが、今後とも、順次、当該研修を受講し、認定が受けられるよう図る。

(16) 相談事業の取組み 該当なし

### 3 家族や地域との連携

#### (1) 家族との連携

##### (i) 基本的な考え方

当ホームの利用者は意思疎通が困難であることから、その欲求の多くは、保護者が代弁する。また、保護者は家庭での介護・看護を担っており、利用者の体調にも熟知しているため、利用者の体調が急変した時は、保護者を介して主治医の指示を受け、必要な措置を取らなければならないことから、利用者の支援にあたっては、家庭との連絡・連携は極めて重要である。

このため、保護者との良好な信頼関係のもと、情報交換を密にし、安心して当ホームを利用できるよう努める。

##### (ii) 具体的な提案

- ① 利用者の日頃の健康状態等については日々の連絡帳・送迎時の連絡のほか、個別の面談の機会を設け、情報の共有化を徹底する。
- ② 連絡先及び主治医、搬送先を明記した緊急連絡簿を常備し、緊急時対応に備える。
- ③ 利用者や保護者の生活を支援するために、嘱託医師や理学療法士・作業療法士などとの連携による相談の機会の充実を図る。
- ④ 保護者がいつでもホームに来所し、利用者の様子を確認できるよう、また職員との情報交換ができるよう、送迎バスへの同乗など来所の際の支援を行う。
- ⑤ 当ホームの運営について、保護者会と定期的に協議する場を設けるほか、

保護者会の自主的な活動の場を提供するなどの保護者会の活動を支援する。

- ⑥ 高齢の保護者や単親家庭での家庭介護力が低下している利用者について、ホームの滞在時間の延長や通所日の変更、送迎時の利用者宅室内への移動など支援を行う。

## (2) 地域との連携

### (i) 基本的な考え方

すべての福祉施設は、その所在する地域において良好な隣人関係を発展させることが、施設運営の基本と考える。

このため、あらゆる機会を通じて、近隣や区内諸団体との交流に努める。

### (ii) 具体的な提案

- ① 地域町会の会員であることから、防災訓練などの町会活動へ参加するほか、町内回覧板へ「施設だより」を添付し、より身近な近隣住民への情報発信を行うほか、交流イベントであるつくしんぼフェスタや音楽会へ招待する等、積極的な交流を図る。
- ② 区内の中学校・高校に福祉体験学習、大学には教育実習の機会を提供し、障害者理解の促進を図る。

## (3) ボランティアの活用

### (i) 基本的な考え方

障害者理解の促進を図るとともに、区内の福祉土壌の醸成に寄与するため、ボランティアの募集・受け入れを進める。

また、外部からのボランティアは、利用者にとってはいろいろな人との関わりの中で社会性を広げ、施設にとっては施設のオープン化や職員倫理の醸成につながることから、積極的な受け入れを行う。

受入れにあたっては、新型コロナウイルスなどの感染症拡大防止や事故など無きよう安全に配慮する。

### (ii) 具体的な提案

- ① 重症者という利用者の特性を考慮し、ボランティアと利用者が互いに安心して交流できるよう、受け入れにあたっては、事前の見学・説明の機会を設け、円滑にボランティア活動が行われるように配慮する。
- ② 世田谷区ボランティア協会をはじめ、区内関係機関に当ホームの案内や毎月の「施設だより」を常置してもらい、募集を進める。
- ③ 当ホームでのボランティア経験者や実習経験者には、行事計画や毎月の「施設だより」の送付、季節のあいさつなど丁寧に行い、リピーターの確保を図る。

## 4 危機管理

### (1) 災害対策及び防犯対策

#### (i) 基本的な考え方

地震などの大規模災害や火災に対する防災体制を確立することはもとより、

利用者の体調変化等の緊急時対応、サービス提供の過程で発生する事故の防止対策、不審者の侵入等の防犯対策など、利用者の安全確保に努める。

(ii) 具体的な提案

① 大規模災害対策

大規模災害時、当ホームは世田谷区から福祉避難所に指定されていることから、地域の介護や医療の必要な人の受入が想定されている。このため、「あけぼの学園」との連携を進め、受け入れ体制を整えるとともに、水・食料などの災害用備蓄品の整備を行う。

また、医療的ケアのための機器や停電に備え、発電機などのチェック体制の整備を図る。

② 災害時における利用者の安全の確保

ア 災害発生時の時間、滞り場所による対応マニュアルを作成し、職員および保護者に対して、初期行動の周知徹底を図る。

イ 利用者が帰宅困難になった場合に備え、服薬の必要な利用者は、3日分の薬を常時携行するよう、保護者に徹底を促す。

ウ 緊急時の連絡手段をメールやFAXなど複数用意し、早期の連絡が可能な方策を講じるとともに、定期の避難訓練時に保護者との通信訓練を行う。

エ 火災発生を想定した消火・通報・避難訓練を実施し、日ごろから職員の防災意識を培うとともに、訓練時は消防署員の立会を依頼する。

③ 日常の安全管理

ア 日頃から、施設内の危険箇所等のチェックを行い、動線の確保や活動スペースの整理整頓を行い、事故防止に努める。

イ 日々のミーティングで、「ヒヤリハット」事例の報告と防止策の提示を求め、職員間で共有化を徹底し、事故防止に努める。

④ 防犯対策

ア 不審者対応研修などをとおして、防犯意識の向上を図る。

イ 防犯カメラやカメラ付きインターホン、玄関の施錠等により、来所者の管理を徹底する。

(2) 健康管理

(i) 基本的な考え方

当ホームの利用者は、体調の維持が難しく、自覚症状の訴えの少ない利用者が多いため、小さな変化も見落とさない観察が必要である。

このため、利用者一人ひとりの障害や疾患への理解を深めるとともに、普段の良好な状態を把握し、体調変化の早期発見に努める。

健康状態を保つことは、当ホームへの通所や日常生活を楽しく送る、基礎的なものであるから、当ホームでの支援の柱となるものである。

(ii) 具体的な提案

① 嘱託医師による健康チェック

内科医師の診察を週1回、整形外科医師の診察を月2回、歯科医師による口腔衛生および摂食指導を月1回実施する。

② 看護師による健康チェック

検温を午前と午後の2回、体重測定を月1回実施する。また、顔色や表情の変化に注意するとともに、分泌物の性状や呼吸状態、血中の酸素濃度の測定などチェックし、異常の早期発見に努める。

③ 健康診断

希望者には、年に1回の健康診断の機会を設け、嘱託内科医師のクリニックで心電図や血液などの検査、同じく整形外科医院での脊柱の側弯や股関節のレントゲン撮影など骨の脆弱度の測定を行う骨検診を、それぞれ通院・実施する。

④ 緊急時の対応

利用者の重篤な体調変化、療育場面での事故、外出や送迎時の交通事故など、緊急事態が発生した場合は、ただちに保護者へ連絡するとともに、管理者の判断で救急出動を要請する。

ホームから病院へ搬送する場合は、看護師が付添い、搬送先の医師と保護者に状況の説明を行う。

事故処理後は、速やかに利用者および保護者へ経過と今後の対応などについて、誠意をもって丁寧な説明を行う。

(3) 衛生管理及び感染症対策

(i) 基本的な考え方

利用者は体調が不安定で、体調維持が困難な者が多く、免疫力も低いことから、感染症罹患による重篤化のリスクが高いため、衛生面での細心の注意が必要である。

特に昨年度末から流行拡大している新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のほか、近年は季節性とされてきたインフルエンザなどの感染症が通年化しているため、年間を通じた感染症対策を講じる必要がある。

このため、職員をはじめ施設関係者の手洗いやマスク着用、施設内の清掃、消毒などを徹底し、感染の予防に努める。

(ii) 具体的な提案

① マニュアルの整備

新型コロナウイルスやインフルエンザ、ノロウイルスなどの感染症予防マニュアルを整備するとともに、新型の感染症などに合わせたマニュアルの見直しを行うとともに、講習会等を実施し正しい理解・対応の促進に努める。

② 消毒の徹底

職員を介した所内感染予防のため、職員は一動作一手洗いを徹底する。

また、外からの持ち込みや外への持ち出しを防止するために、施設の入りに手指消毒薬を置き、入出館の際の消毒を徹底する。

③ 年間を通じた感染症予防対策

常に情報を収集し、対応の方法など、利用者および保護者へ周知するとともに、職員や給食・送迎業などの施設関係職員へも注意喚起を促し、共通理解のもと感染予防に努める。

④ 発生時の対応

感染症が発生した場合は、当ホームおよび保健所等のマニュアルに従い、発症者の通所・出勤停止等の処置を行うとともに、重篤な状況の場合は保健所・世田谷区等へ報告を行い、感染の拡大防止に努める。

5 個人情報保護

(i) 基本的な考え方

利用者に関する様々な個人情報の取り扱いについては、世田谷区が定める「区立の障害者施設における情報セキュリティ基準」・「電算処理の業務委託契約の特記事項」及び法人が定める「個人情報の保護に関する規程」に則り、遺棄・漏洩がないよう厳重な管理を徹底する。

(ii) 具体的な提案

① 個人情報の定義

利用者の氏名、年齢、障害の状況などその個人が特定されるすべての情報のほか、医師の診療記録や訓練士等の記録、日常の療育活動の記録や映像などで、ホームでは、紙および電子媒体に記録している。

② 紙媒体

個人情報が掲載された資料は、利用者ごとにファイリングし、鍵のかかるキャビネットに収納する。持ち出しごとに施錠を義務付けている。キャビネットの鍵はキーケースに保管し、施設長もしくは療育主任に許可を得て使用する。

③ 電子媒体

現在、資料はコンピューターにより作成・記録することがほとんどであることから、記録については、サーバーによる一括管理を導入し、外部から閲覧できないよう、パスワードによりアクセス制限を行っている。

また、バックアップのための外部媒体は予め指定したUSBメモリーに記録し、上記キャビネットに保管する。

④ インターネットの接続

コンピューターは、それぞれ、情報の収集・交換に使用するもの、支援給付費の請求に使用するもの、療育活動に使用するものにそれぞれ指定し、それらについては、インターネットへの接続は認めるが、療育記録など個人情報を取り扱うコンピューターについては、ウイルスソフト更新時以外の接続を禁止する。

⑤ 情報提供など

関係機関への情報提供や「施設だより」への記事・写真の掲載については、利用開始時に、利用者・保護者へ了承を得るとともに、必要に応じて、個別に承諾を得る。

⑥ 保管管理

上記情報管理については、施設長をえて、電子媒体と含む個人情報の記

録類の整理・保管および、コンピューターのセキュリティーの運用管理を行う。

## 6 権利擁護

### (i) 基本的な考え方

当ホームの利用者のほとんどは自ら意思表示ができないため、職員による作為・無作為の人権侵害に対して、無力に等しい。このため、当ホームでは「世田谷区立三宿つくしんぼホームに利用者の権利擁護に関する規則」および「職員倫理規程」を定め、これを遵守して、利用者の人権擁護を徹底する。

### (ii) 具体的な提案

#### ① 虐待防止への取組み

「あけぼの学園」と合同で、人権擁護委員会を設置し、虐待防止に向けた取り組みの検討や取組み状況をチェックするとともに、委員会主催による研修会の実施などを通じて、職員への意識啓発に努める。

また、「虐待防止チェックリスト」を定期的実施し、職員自身のセルフチェックや他者からのチェック、改善点など職員間での共有化を図る。

#### ② 人権擁護・虐待防止の外部研修に順次職員を派遣し、人権意識の向上を促す。

## 7 苦情解決

### (i) 基本的な考え方

法人及び当ホームで定める、「苦情解決の仕組みに関する規程」則り、利用者等からの苦情について、適正に対応し、利用者の権利および信頼の確保に努める。

### (ii) 具体的な提案

#### ① 重要事項説明書により、苦情処理の仕組みについて周知するとともに、所内に、苦情受付担当職員・苦情解決責任者・第三者委員等の氏名を明記したポスターを掲示し、周知に努める。

#### ② 申し出のあった苦情については、丁寧に対応するとともに、必要な調査等を行い、解決策をまとめ、了解が得られるまで誠実に対応する。

#### ③ 日頃から、「療育アンケート」や個人面談、親の会などを通じて、保護者からの要望を把握し、対応することで、苦情へ繋がらないよう努める。

#### ④ 申し出のあった苦情については、職員間で原因等を検証し、支援のあり方や改善へ繋げる。

#### ⑤ 第三者委員への報告会を定期的実施し、ホームでの苦情処理について検証する。

## 8 職員

### (i) 基本的な考え方

利用者の特性に合わせて、療育事業を実施していくために必要な医療専門職と介護や心身の発達や心理、障害福祉の知識・経験を有する者を配置する。

また、重症化が進む利用者適切な支援ができるように、人材の育成や人員

配置を行う。

人員配置の状況と管理者等の経歴は、別紙、様式2、様式3、様式4、のとおりである。

## (ii) 具体的な提案

### 員研修の充実

重症心身障害に関する専門講習会を中心に、外部研修に参加させ、療育に関する最新の知識や技能の習得を図るとともに、ホーム嘱託の医師や訓練士などの医療専門職による、利用者の状況を正しく理解するための学習会など内部研修を実施する。また事例研究や業務改善につながる研究および報告会を実施する。

その他、OJTの積極的活用として、新人教育係や利用者の正副担当制など、職員相互に自己啓発を促す。

## (1) 職員配置・人材育成

### ① 管理的職員の育成

施設経営および事業運営の質を安定して継続するためには、管理的職員の育成は欠かせない。このため、

ア 階層別管理的職員研修や経営・経理ほか法令関係の外部研修の積極的活用により、知識やマネジメント能力の向上を図る。

イ 職員には、日頃から法人の理念や当ホームの社会的役割・方針を十分に理解させるとともに、中堅以上の職員には、各種改善活動のリーダーとして、その方針に従い若手職員の育成を行うなど、指導的・管理的立場に立った意識の醸成を図る。

ウ 管理的権限の一部を委譲するなど、管理者の指導のもと経験を重ね、管理者としての能力要件の向上を図る。

### ② 法人施設との交流実習等の充実

当法人は、重症児（者）療育施設を中心に、質の高い多様な事業を受託・運営している。それぞれの事業所および職員の専門性は高く、法人内の人事交流は、職員にとって、自己啓発や成長の機会であり、各事業所にとっては人材育成の機会となる。

「あけぼの学園」や「あしかが通園センター」など他施設との交換実習や交流をとおして、職員の専門性の向上や自己啓発の促進を図る。

### ③ 人事交流

法人の指導のもと、法人各施設間の職員配置計画の共有化を図ることにより、人事交流・異動の基盤整備を図る。

## (2) 働きやすい環境作り

### (i) 基本的な考え方

サービス提供にあたっては、利用者の状況から、より専門性の高い知識と技能が望まれ、習得には実践的な経験を積む以外にはない。このためにも、職員

が安心して、継続して働くことができるよう職場環境の整備に努める。

(ii) 具体的な提案

① 職員の働きがいの醸成

日頃の業務への取組みや将来の目標など職員の意向調査に基づき、研修・育成計画を作成するほか、キャリアパスや職員の自発的な業務改善活動の奨励による、自己啓発・働きがいの醸成に努める。

② 福利厚生

定期健康診断やインフルエンザの予防接種の実施など職員の健康管理に努める。

また、社会福祉協議会の福利厚生事業に加入し、職員の生活向上を図る。

③ 労働条件等

国家公務員の制度に準拠し、給与体系や休暇制度など定めるほか、福祉医療機構および社会福祉協議会の退職制度に加入し、職員が安心して働ける条件を確保する。

④ 健康管理

定期健康診断やストレス診断の実施、管理者面接などにより、職員の心身の状況を把握するとともに、職場内のコミュニケーションの促進や休暇の取得など心身のストレスの解消に努める。

9 運営管理の効率化の提案

(i) 基本的な考え方

24年に導入した給食調理業務の一元化や合同研修会などに見られるように、隣接する当法人が運営する「あけぼの学園」との共通する事業について、統合の可能な事業について、今後とも検討を進める。

また、職員のコスト意識をさらに高め、省エネルギー、省資源化、物品の購入や使用管理等の適正化に努める。

(ii) 具体的な提案

① 送迎バスについては、欠席者によるコース変更等の工夫により、台数を減らすなど経費の抑制に努める。

② 「eco ステップせたがや」の方針に従い、省エネ・省資源化に努めるとともに、日常の消耗品などは、過不足のない在庫管理を徹底するなど、経費節減に努める。

10. 「障害者差別解消法」に対応した取組み（周知方法含む）

(i) 基本的な考え方

障害福祉サービスを提供する事業者は、福祉の専門知識及び技術をもって障害者への支援にあたっており、日頃から障害に関する理解や障害者の人権・権利擁護に関する認識が高い。このため、施設事業や職員の行動によって、障害を理由とする差別を解消するための啓発活動や取組を進めていく。

(ii) 具体的な提案

- ① 人権研修をとおして、職員一人ひとりの差別解消への意識の向上を図る。
- ② 当ホームの利用にあたっての障壁となることなどのチェックをとおして、身近なところから環境の整備に努める。
- ③ ホームでの取り組みをとおして、障害者への理解や差別解消を含めた人権意識への啓蒙活動につなげる。

11 独自の提案（特に PR したいこと）

利用定員増及び職員体制の整備への取り組み

(i) 基本的な考え方

事業計画「1 (1)」で述べたとおり、近年、世田谷区では重症者を受け入れる施設の整備が進んでいる。一方で、当ホームを進路先とする光明学園の今後の卒業生の状況を見ると、医療的ケアが必要な生徒が相当数控えており、受け皿として定員数は不足している。

今後、他の受け入れ施設と適正な利用調整が必要であるとともに、増加する希望者へ対応するために、世田谷区からも定員増が求められている。

限られた空間で、安全安心な療育ができる環境並びに職員体制の整備を行う必要がある。

(ii) 具体的な提案

- ① 関係機関との連携のもと、今後の施設利用希望者の動向の調査を行う。
- ② 当ホーム在籍利用者の今後の動向を把握する。
- ③ 療育空間のレイアウトの見直しを行う。
- ④ 年度ごとの職員配置計画の作成を行う。
- ⑤ 定員増に伴う財政基盤の担保及び整備を行う。

## 職員配置等（生活介護）

職種	職員数			資格等	
	常勤	非常勤	計		
	(専従)【兼務】	(専従)【兼務】	(専従)【兼務】		
管理者	1		1		
	( 1)【 】	( )【 】	( 1)【 】		
サービス管理責任者	1		1	児童指導員	
	( 1)【 】	( )【 】	( 1)【 】		
生活支援員	8		8	社会福祉士 1名・介護福祉士 1名・保育士	
	( 8)【 】	( )【 】	( 8)【 】		
看護職員	4		4	看護師	
	( 4)【 】	( )【 】	( 4)【 】		
医師		3	3	医師	
	( )【 】	( 3)【 】	( 3)【 】		
その他	作業療法士		1	作業療法士	
		( )【 】	( 1)【 】		( 1)【 】
	理学療法士	1	1	2	理学療法士
		( )【 1】	( 1)【 】	( 1)【 2】	
	( )【 】	( )【 】	( )【 】		

※介護福祉士、社会福祉士等の資格がある職員がいる場合、資格と人数を記入してください（例 社会福祉士 2名）。

## 社会福祉法人泉会 岡本福祉作業ホーム、岡本福祉作業ホーム玉堤分場

## Ⅲ 事業計画書

## 1 事業運営に関する考え方

## (1) 事業運営に関する今後の考え方

岡本福祉作業ホームは、法人の理念及び障害者総合支援法に基づき法規に定める運営の基準を遵守して、利用者のニーズに沿った事業を行う。障害者の支援とは何かを改めて振り返り、利用者支援にあたっては人格を尊重し、合理的配慮による利用者の自己決定と選択の尊重の原則により、自発性、自立性を発揮し得るように努める。それにより利用者が自分らしい生活を安心して送れるように支援を行う。また、障害理解の促進と、利用者が活動しやすい環境を整えていく。様々な活動を体験し、「利用者の豊かな社会生活」を運営の基本とし、生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型の多機能型による事業を効率的に運営する。さらに、事業運営は、これまでの実績を踏まえ、次に掲げる事業所コンセプトをもとに事業目標を定め、外部環境に対応できるよう、常に経営課題を職員間で共有し、事業を進める。

## ① 事業所コンセプト

「みんな」が元気に過ごせる事業所を目指します

地域に信頼される事業所を目指します

岡本福祉作業ホーム 事業所目標

「利用者が、自分らしく地域社会で過ごせるように支援を行います」

玉堤分場 事業所目標

「働くことを通してあなたの笑顔を応援します」

## (2) 今後5ヵ年の重点目標

経営課題	目標	目指す姿
人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の人権を守り、自己決定による参加の機会や自己理解の為の場を提供します。</li> <li>・ 利用者のプライバシー、個人情報を保護し、信頼性の高い福祉サービスを提供します。</li> </ul>	障害者支援の原点に立ち、合理的配慮に基づく支援を展開し、利用者とともに社会に働きかけ法人の価値を向上させている。
サービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者、家族との対話を基本とした対応を行い、良質かつ安全、安心な福祉サービスを提供します。</li> <li>・ サービスの質の向上を実現す</li> </ul>	利用者がサービス利用や地域において、当事者・主体として積極的に関係している。

	るために、合理的配慮についての理解を深めます。	
地域社会との関係性の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住み慣れた地域での生活が継続できるよう、利用者の在宅サービスの充実に向けての支援を行います。</li> <li>・ 利用者地域住民との交流の機会を積極的に設けます。</li> <li>・ 地域に開かれた社会資源として活躍できるように、施設運営に取り組みます。</li> <li>・ 利用者が主体となって地域とともに歩むための様々な情報発信に取り組みます。</li> </ul>	利用者の生活が施設やサービスの中で完結することなく、地域生活移行を図り、家族や知人・友人、地域住民との関係が継続、促進させている。
健全な財務規律の堅持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経費節減に努めます。</li> <li>・ 財務経営指標を設定し、正常な福祉経営に努めます。</li> <li>・ 計画的で効率的に執行します。</li> </ul>	健全な財務状況を堅持し、安定した運営の展開によって、法人の価値の向上が図られている。
人材の確保と育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短時間労働や業務の限定等、雇用時間や形態を工夫し、多様な働き方ができる仕組みを構築します。</li> <li>・ 働き方改革の求める改善を持続的に進めます。</li> <li>・ 新しい人事制度を運用し、検証を行います。</li> </ul>	良質な福祉人材の確保、育成を継続的に行っている。 福祉の仕事の啓発のための情報発信、福祉教育に取り組んでいる。

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
人権の尊重	合理的配慮の理解を深め、支援内容の改善と充実				
	人権研修の受講				
	障害特性に沿った利用者への社会参加の情報提供				
	虐待防止チェックリストの実施と、自らの振り返り				
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
サービスの質の					

向上	泉会利用者支援ガイドラインの周知とそれに沿った支援				
	丁寧なモニタリング面談によるニーズの聞き取りと実行				
	災害時や緊急時の訓練の実施や所内研修の開催				
	第三者評価受審による課題改善の取り組み				
	満足度調査の実施と振り返り				
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
地域社会との関係性の継続	地域での生活を重視したサービスの展開				
	在宅サービスのニーズの聞き取り、相談、情報提供				
	地域行事等の交流機会への参加				
	機関紙・ホームページ・SNSを主とした地域への情報発信				
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
健全な財務規律の堅持	稼働率の実績把握				
	財務形成指標設定による適切な福祉経営				
	数値把握・財政の現状分析・課題把握				
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
人材の確保と育成	要員計画に基づく計画的な採用				
	計画的な法人内での異動による育成				
	階層別研修の実施と検証				
	働き方改革等の法制度の情報収集と確実な実行				
	職員メンタルヘルスへの取り組み				

## 2 事業内容

### (1) 支援方針

利用者が達成感を得られるような活動を計画して提供する。活動を丁寧に振り返り、利用者の変化に対応しながら、高い満足感を持ってもらえるよう全職員で支援を行う。支援の方法を職員間で確認し合う機会を定期的に作り、利用者が安心できる支援をいつも心がける。また共感できる体験や様々な意思決定に繋がるような支援を行う。さらに加齢に伴う身体機能の低下にも対応するべく活動内容の見直し、再構築を随時行う。活動を通じて心身ともに安定、活性化を図り、本人の望む生活が実現できるよう支援を行う。

### (2) 個別支援計画

#### (i) 基本的な考え

利用者が希望する目標を共有し、その人らしい充実した生活が送れるように個別支援計画を立てる。目標の進捗状況を利用者と確認しながら、達成に向けて共に取り組む。また、相談支援事業所などと連携して多方面から支援できるようにコーディネートもする。

#### (ii) 具体的な提案

- ① 個別支援策定会議は上期、下期に各1回開催し、本人の希望を元に家族の意見や関係機関・専門職のアドバイスを受けながら個別支援計画を考える。
- ② 個別支援策定会議は支援員の他、看護師や栄養士など関わる職員全員が参加し情報の共有を図る。
- ③ 短期目標に関しては、実現可能な目標を設定することで達成する喜びを感じていただき、生きがい、やりがいに繋がるように支援する。定期的に振り返る機会を作り、目標を達成するために必要なことを利用者と一緒に考える。多方面からの支援が必要な場合には関係機関に働きかけるなど利用者が目標に向かっていけるように支援する。
- ④ 個別支援策定会議で決定した個別支援計画は、面談等で利用者、家族に説明し書面にて同意を得る。同意を得た最新の個別支援計画書は1冊にファイルして常時職員が閲覧しやすいようにする。

### (3) 活動プログラム（週間、月間）

#### (i) 基本的な考え方

生活介護は1日6時間の活動とし、高齢化に伴う障害の重度化に対応するためリラクゼーション（余暇活動含む）と創作活動の2つの活動をバランスよく取り入れたプログラムを提供する。就労移行支援、就労継続支援B型は、1日7時間の活動とし、作業活動を中心としたプログラムを提供する。又、毎日の体操やストレッチで身体に負担がかからないことを配慮する。

(ii) 具体的な提案

- ① 生活介護では希望アンケートを毎年実施し個々のニーズに合わせた活動を展開する。専門職と連携し出来る限り希望に沿うように支援する。
- ② 就労継続支援B型では工賃向上へと繋がるよう安定した作業量を提供する。屋外作業もあるため、体調に留意してプログラムを組む。
- ③ 就労移行支援では一般就労に必要な社会的マナーやスキルが身につけられるよう個々のニーズに合わせた活動を展開する。関係機関と連携し模擬面接会なども行う。

週 間						
各事業		月	火	水	木	金
就労移行 就労継続B (本園、分場 共通)		作業活動	作業活動	作業活動	作業活動	作業活動
生活 介護 (本園)	AM	創作活動 作業活動	創作活動 作業活動	選択コース 生活活動 外出活動等	創作活動 作業活動	創作活動 作業活動
	PM	リラクゼ ーション	リラクゼ ーション	選択コース 生活活動 外出活動等	リラクゼ ーション	リラクゼ ーション
月 間						
本園 10日…更生訓練費、交通費支給日 月の最終日…全体ミーティング(月の収支説明等) 工賃・分配金支給日 分場 25日…工賃、更生訓練費、交通費支給日 月の最終日…作業会議(月の収支説明等)						

(4) 食事(給食)

(i) 基本的な考え方

一日の活動を通しての楽しみとして、利用者の期待に応える食事を提供する。日中活動のエネルギーと安定した生活リズムの基本となる食事メニューを考える。利用者の高齢化・重度化に伴う機能低下を考慮し、多様なニーズに応えられるようにし、利用者の安定した活動の取り組みの一助とする。食を通じた学びの場を提供し、食による健康への興味を促す。

(ii) 具体的な提案

- ① 季節に合わせた行事食やイベント食を実施する。
- ② 給食時間に生活習慣病(肥満、糖尿病、高血圧)予防等の栄養に関する

アドバイスをを行う。また、栄養教室を開催し、食事を通して健康面や食に対する喜びを伝えてゆく

- ③ 日本人の食事摂取基準をもとにした栄養価の献立を基本とする。
- ④ 週1回の選択食を実施し、好きなメニューを選ぶ楽しさを提供する。
- ⑤ 家族向けに給食試食会を行ない、家族からの意見を給食に反映する。
- ⑥ 給食会議に利用者も参加し、利用者の意見を献立に反映させる。
- ⑦ 利用者の身体状況や食形態については支援員、看護師、専門職等と情報交換し、自助具の使用、アレルギー対応食、治療食を個別に対応する。
- ⑧ 安心、安全な給食を提供するために大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省通知）に基づき、衛生管理を行う。

## （5）利用者の高齢化への対応

### （i）基本的な考え方

生活面や健康面など日常的な要素も含め支援する。作業活動に関しては、高齢化により現作業が困難になってしまった利用者に対して、専門職と相談しながら作業方法の変更や身体に負担の少ない作業への移行を促し、その人らしく作業活動が引き続き行えるように支援する。又、生きがい失われないう留意しながら体調に合わせて活動量を減らし、その分を体のケアに充てる。心身ともに健康で明るく元気に参加できるように支援する。

### （ii）具体的な提案

- ① 各利用者は、定期的に理学療法士、作業療法士による評価・助言・指導を受け、身体機能の低下を予防する。
- ② 心身の疲労や緊張の回復や緩和、身体機能の低下予防を目的とした足浴、手浴、マットストレッチを行い、元気に活動ができるように支援する。
- ③ 理学療法士による指導を受けた運動プログラムや運動ボランティアの指導のもとストレッチ体操を行い、身体機能や筋力の維持・回復、脂肪燃焼を促進させる。
- ④ 看護師による健康相談の拡充および栄養士による栄養相談など利用者の加齢による身体機能低下、発病などの早期発見につなげる。
- ⑤ 家族と施設との連絡を密にし、相互に小さな日常の変化を細かく報告し合う関係を構築する。又、家族も高齢化していくことを念頭におき、定期的に相談支援事業所、ワーカー等他機関とサービス担当者会議をおこない利用者の現状について話し合う機会を設ける。
- ⑥ 通所終了以降に介護保険サービスへスムーズに移行できるように支援機関との連携や情報提供できる環境を整備する。

## （6）作業活動（創作活動を含む）

### 本園

#### 《生活介護事業》

### （i）基本的な考え方

利用者の持てる力を発揮し、自信・達成感につながるよう支援を行う。

様々なプログラムから利用者が選択を行い、個々の特性にあった活動目標を設定し、充実した活動にする。健康維持・増進をご本人・ご家族や専門職とともに考え、心身共に健康で明るく活動できることを目指す。利用者が安心して活動できるよう、安全で明るく清潔な環境作りを行う。

(ii) 具体的な提案

- ① 主な作業として陶芸、紙すき、織り、パソコンの作業を行う。技術ボランティアと協力しながら作業内容の充実を図る。
- ② 主な創作活動として絵画を行い、織りや陶芸も作品作りの機会を提供する。利用者の創作意欲を引き出すために年数回、美術展やコンクールに応募するなど作品発表の場を設ける。
- ③ 言葉でのコミュニケーションが難しい方向けの支援プログラムを設けたり、障害特性により既定のプログラムだけでは取り組みが困難な利用者には個別に対応もする。気分転換や生きがい活動を目的とした個別プログラムへのニーズが高まっているため、今後も充実させる。
- ④ 作業活動を通して出来上がった製品や作品は、販売会や福祉ショップで販売したり、美術展で予約販売したりする。利益から必要経費を引いた額を毎月生活介護事業利用者で公平に分配する。
- ⑤ 高齢化に伴い心身の疲労や緊張の緩和の必要性が高まっているため、毎午後は、リラクゼーションプログラムを行う。専門職と連携しながらプログラム内容をより充実させる。

《就労移行・就労継続B型事業》

(i) 基本的な考え方

生産性のある作業を提供し、作業活動を通して仕事をする事の楽しさや責任感を得られるようにする。作業だけでなく、納品や集金、備品購入等の外出も利用者と共にを行い、受注から、生産・納品・販売等に至るまでを作業を捉え、仕事をする事の喜びや責任感を得る。工賃を支給することで働くことを実感し、達成感や作業意欲、また就労への意欲の向上につなげる。

(ii) 具体的な提案

**本園**

- ① 新たな自主生産品を開発し、生産・販売を行う。
- ② 障害特性に配慮した作業環境を整え、作業工程を見直し、多くの利用者に関われる環境づくりを行う。
- ③ 企業や区役所などから受託した作業を提供し、新たな受注先も開拓していく。
- ④ 公園清掃、駐輪場清掃は、近隣の方々が安心して利用できるよう仕様書に沿って丁寧な作業をする
- ⑤ 施設の情報発信の為に広報誌の作成など、施設からの受託作業として提供する。
- ⑥ 利用者と共に製品販売の委託先や下請け作業の契約先への納品及び集金を行い、社会との繋がりを実感できるようにする。

- ⑦ 作業内容、工程、作業姿勢等について専門職と連携し、作業能力の向上と身体的負担の軽減を図ることができるよう支援する。

### 分場

- ① 自主生産品としてクッキーと紙製品（はがき・お面）の製造・販売を行う。クッキーに関しては、新たな販売方法（自動販売機・季節商品・ギフト等）を検討し、販売増を目指す。
- ② 作業場の動線整備や作業工程の細分化等、多くの利用者が関わりやすい作業環境を提供する。
- ③ 作業内容、工程、作業姿勢等について専門職と連携し、作業能力の向上と身体的負担の軽減を図ることができるよう支援する。
- ④ 生産性と両立させながら、利用者の個々の課題に取り組む。
- ⑤ 販売数、売上げの目標を具体的に提示し、士気を高める。
- ⑥ 自主生産品以外の下請け作業等も積極的に請け負う。

## （7）作業活動以外の所内活動

### 本園

#### 《三事業共通》

#### （i）基本的な考え

利用者が意見を発表する場では、自主性、主体性を引き出せるよう肯定的に支援し達成感や満足感を得て自信につながられるようにする。利用者が集団の中で役割を担い他者と協力しながら役割を果たすことで仲間意識や施設の一体感を感じられるように支援する。

#### （ii）具体的な提案

- ① ほのぼの会…施設内での様々な事柄を話し合う場や、施設内全体に向け発表を行う。自治会運営が主体的に活動できるようにサポートを行い、規約に基づいた秩序ある施設づくりや、歓送迎会などのイベント企画、運営を利用者と共に行う。
- ② 給食会議…「給食で食べたいものについて」をテーマに会議を行う。事前に支援職員と協力して、個別に利用者の意見の聞き取りをして写真、文字などでわかりやすく表現したのを見ながら、意見を発表する。「食べたいもの」に対する思いや給食の感想を自由に意見交換する。意見の内容は利用者全体会で発表し、食堂横に報告書を掲示する。利用者の意見を献立作成に活かし、楽しい給食会議を行う。
- ③ チャレンジコース…看護師、栄養士、その他専門職と連携して栄養教室（5月）、健康教室（9月）、フリー（1月）を行う。フリーテーマについては、その時に課題となっている事を検討して行う。利用者に伝わりやすい手法を考案し楽しく理解できるプログラムを提供する。プログラム向上のため利用者、職員アンケートなどの振り返りも行う。
- ④ 全体ミーティング…月の最終日に行う。工賃、分配金額を発表し、その月の売上や活動の振り返りをする。就労、生活介護が一斉に集まり一体感を

得たり、他事業との交流の場となったりするよう努める。又、必要に応じて行事等の話し合いも行い、利用者の意見が反映するよう努める。

- ⑤ 朝の体操…ほのぼの会が中心となり、当番を決め、毎日朝会の最後に専門職が考案した体操を行う。
- ⑥ 外部の方を招いての講演会…劇や楽器演奏などを行う外部団体を招き、利用者と交流を持つことで興味の幅を広げるなど QOL の向上を図る。又、鑑賞するだけでなく利用者参加型のプログラムも提供する。

## 《生活介護事業》

### (i) 基本的な考え

様々なプログラムから利用者又は、ご家族と共に選択を行い、個々の障害特性にあった活動目標を設定し、生きがいを感じられる充実した活動を行う。生活の質を高め、利用者の持てる力を発揮し、自信・達成感につながるよう支援を行う。又、利用者が話し合いの中で、行事等の企画を主体的に発言できる機会を設けるなど利用者本位に務める。

### (ii) 具体的な提案

- ① 表現グループ…仮装や音楽などの表現活動を実施する。利用者が主体となり達成感につながる活動と、発表する機会（年3回以上）を提供する。
- ② ストレッチ…ストレッチボランティアの指導のもと、身体機能の維持と、楽しく安全に体を動かす活動を実施する。又、地域ボランティアとの交流の機会とする。
- ③ リラクゼーション…緊張緩和や機能維持を目的として体操、運動プログラム、マットストレッチ、足浴、手浴などを行う。専門職と連携し、障害特性に合わせたマニュアルを作成する。
- ④ クラブ活動…カラオケ、ゲーム、動画鑑賞、スポーツ(ボッチャ、ボーリング、風船バレー、散歩等)などを実施する。利用者が自分の好きな活動を選びリラックスして活動に参加出来るようにする。又、クラブ活動の充実を図る。
- ⑤ 生活介護ミーティング…利用者主体で進められるように役割を持ち、作品展のテーマ決めや発表会の選曲などを行う。又、生活介護内で改善したいことなども話し合う。
- ⑥ 季節プログラム…年中行事に合わせた企画（書初め大会、クリスマス会、七夕イベントなど）を行う事で季節を感じながら特別な気持ちになれる活動を行う。
- ⑦ 日常生活支援…歯磨き支援や専門職と連携し、障害特性に合わせた歩行維持練習などを行う。
- ⑧ グループ外出…複数のプランから利用者が選択する。外出先での過ごし方（昼食、見学先）をグループでの話し合いで決めるなど、利用者が主体的に関われるような外出活動を行う。
- ⑨ 利用者ピアノコンサート…地域交流の一環として利用者によるピアノ演奏を行う。

## 《就労移行支援・就労継続支援B型》

### (i) 基本的な考え方

就労意欲、社会性の向上や作業活動を主体的に取り組めるよう支援することを基本とする。また、専門職を活用して機能維持や向上に努める。

### 本園

### (ii) 具体的な提案

- ① 定期的な作業ミーティングを行い、作業の取り組みに対する意見を個々に伝え、振り返りを行う機会とする。また、下請け作業の受注や自主製品の売上額と現状を報告し、作業への意識を高められるよう支援する。
- ② 心理士、オンブズパーソンとの面談や、ストレッチやリハビリテーションなど、個々の身体に配慮した活動を導入し、心身共に健康な状態で作業に取り組めるようにすると共に、加齢による障害の重度化に対応していく。
- ③ 就労事業独自の活動を企画し、施設や企業見学・作業以外の活動体験・レクリエーションなどを通して自主性やモチベーション、利用者同士の一体感を高め作業意欲や社会性の向上を図る。

### 分場

- ① 運動指導員による、グループに分かれての運動指導を実施する。日々の作業に集中した体をほぐし、レクリエーション要素を加えた内容で、心身のリフレッシュを図る。
- ② 月1回、失語症のある利用者を対象とした言語聴覚士によるグループワークを行う。地域ボランティアの会話パートナーが参加して課題の理解・意見を出す・聞く・助けるなどを繰り返すことで、コミュニケーション意欲と言語機能の維持、向上を図る。
- ③ 月1回、リハビリテーション科医によるグループワークを行う。動画やプリントを活用して、自身の障害や疾病についての理解を深め、利用者自身の気付きや発動性をもとに、日常生活上の課題の解決法を学ぶ機会とする。
- ④ 作業会議を月1回開催し、前月売上報告と次月の作業等の予定を確認する。少人数という特性を生かし、利用者全員に発言を促し、日頃の作業に関する提案や要望などを検討する機会を作り、作業意欲向上へ繋げる。
- ⑤ 利用者が数名に分かれクラブ活動を実施する。同じ趣向の利用者同士で作業以外の活動を楽しむ場とする。
- ⑥ 作業療法士による作業姿勢や動作の確認、作業工程改善のアドバイスによって、より個々の利用者に適した環境設定を行う。
- ⑦ 利用者自治会「玉堤オールスターズ」による利用者親睦会などのイベントを年1回以上、主体的に実施できるよう支援していく。

## (8) 所外活動

### (i) 基本的な考え方

様々な社会参加によって利用者の社会性の向上やQOLの向上に繋がられるよう施設外の活動を行う。また利用者が主体的に関わる事でやりがい・

生きがいに繋げ、豊かな社会生活を送れるようにする。

(ii) 具体的な提案

**本園**

《三事業共通》

- ① 聖ドミニコ学園、恵泉女学園のボランティアセミナーに利用者と職員とが講師として参加し、交流と障害理解の機会とする。
- ② 施設付きバスや公共交通機関を利用した少人数による外出を行う。複数のプランから利用者が選択する。又、外出先での過ごし方（昼食、見学先）をグループでの話し合いで決めるなど、利用者が主体的に関われるような外出活動を行う。
- ③ 世田谷区の主催する販売会や近隣の学校のイベント等に参加し、当施設の製品を販売する。社会参加だけではなく参加した販売会の売上が工賃に反映されることで働く喜びを得る機会とする。

《生活介護》

- ① リラクゼーションの一環としての散歩による近隣の外出を行う。
- ② 施設独自の作品展への出展のほか、世田谷区障害者アート展や東京都障害者総合美術展等に参加する。又、新たな出展先も開拓する。

**本園・分場**

《就労移行・就労継続支援B型》

- ① 普段自主生産品として作成しているものを、小学校や児童館、老人ホーム等に出向きワークショップを開催する。職員と共に利用者が講師となり主体的に参加することで社会性の向上、交流や障害理解へと繋げる。
- ② 他施設に出向いての作業体験を行う。他の事業所との交流をしながらの作業環境や作業姿勢の違いも体感し、作業意欲向上に繋げる。
- ③ 障害者支援情報センター（HASIC）を主体とした他施設との合同作業に定期的に参加する。慣れた環境以外での作業活動を体験し、社会性の向上に繋げる。

(9) 行事（宿泊・祭り等）

(i) 基本的な考え方

日常の作業活動とは違う行事を取り入れることにより社会性の向上やQOLの向上に繋げる。又、活動にメリハリを付け、意欲をもって通所していただくことにも繋げる。

(ii) 具体的な提案

① 地域交流行事

施設公開行事を通じて、岡本福祉作業ホームが行っている諸活動に地域の方々が興味を持って頂くことや、来場された方々に福祉への関心や理解が深まる機会とする。さらに近隣、地域の皆様に日頃の感謝を込めて楽しんで頂き、来場された方々と岡本福祉作業ホームの関係が広がると共に深まることを目指す。主な施設公開として既に本園では「夏の陶芸体験」「まるごとお

かもと」「作品展」、分場では「夏の工作教室」「地域とともに」があり、ボランティアとの交流として本園では「年納会」、分場では「チェンバロコンサート」を実施する。

② 施設旅行（宿泊、日帰り）

普段と違う環境での生活を体験すると共に、安全で楽しく過ごす時間を提供しリフレッシュして頂く機会とする。又、宴会を通して利用者間の仲間意識をさらに深める機会とする。なお、宿泊と日帰りに分けて体力面・機能面での考慮をしながら、複数の選択肢の中から選ぶことの喜びと楽しみを提供する。

<本園・分場行事予定>

名 称	本 園	分 場
一泊旅行	6月中旬・7月中旬	6月上旬
日帰り旅行	5月中旬	
地域交流行事（施設公開）	① まるごとおかもと：9月中旬 ② 夏の陶芸体験：8月 ③ 作品展：2月	① 夏の工作教室：7月下旬～8月下旬 ② 「地域と共に」：2月下旬
ボランティアとの交流会	年納会：12月中旬	チェンバロコンサート：11月中旬

(10) 介護

(i) 基本的な考え方

安心・安全で楽しく活動に参加していただくために、排せつ、飲食、移動等必要な身体介助を適切に行なう。また、利用者の高齢化による身体能力の低下を視野にいたした機能維持支援を行なう。その人らしく心身ともに健康で明るく元気に活動に参加できるようにする。

(ii) 具体的な提案

- ① 同性介助（排せつ、更衣等）を基本とする。
- ② 利用者が安心して介助を受けられるために、職員の介助技術向上を目的とした研修や勉強会を開催する。又、ボディーメカニクスの習得により職員の身体的負担の軽減にも繋げる。
- ③ 嚥下機能低下の予防・改善が期待できる口腔体操を食事前に行う。
- ④ 定期的にSTによる嚥下機能の評価を受け、栄養士とも連携をとりつつ、必要に応じて食形態の見直しを図る。その際は、利用者、ご家族に丁寧な説明をする。
- ⑤ 身体状況の変化に日々目を配り、その時々々の身体状況に合わせた適切な介

助を提供できるよう打合せや会議等で情報共有をする。

- ⑥ おむつ交換のニードが高まっている為、新たな個室を設ける。その際、大規模修繕との兼ね合いも考慮して区と相談しながら進めて行く。

## (11) 就労支援の取組み

### (i) 基本的な考え方

様々な就労形態の希望に対応し、個々にあった就労プログラムを実施する。一般就労を希望する利用者に対し、作業活動や就労プログラムを通じて就労に必要な知識や能力の向上、基本的な生活習慣の習得を目指す。現在、就労希望が無い利用者においても情報を伝え、就労への興味や意欲を確認し、提案も行う。

### (ii) 具体的な提案

- ① 就労プログラムには、日々の生活習慣や身なりや衛生面の保持等の内容も盛り込む
- ② 日常の作業活動で報告・相談の習慣化、作業に対する責任感を身に付けられるよう支援する。
- ③ 区内の就労支援ネットワークを活用し、就労に向けた合同プログラムを提供する。また、他施設との合同プログラムを通じて職員のスキルアップにも繋げる。
- ④ 外部の就労支援機関と連携し幅広い支援を行う。
- ⑤ 個別のニーズや能力に合わせた就労プログラムを実施する。
- ⑥ ハローワークへの登録や就職面接会への参加などの求職活動を行う。
- ⑦ 就職後も定期的に会社訪問や電話での相談を行い、安定して仕事が続けられるように定着支援を行う。
- ⑧ 企業の短時間雇用（アルバイト）と施設の併用など、利用者の特性に合わせた就職の形も視野に入れ幅広い就労を目指す。
- ⑨ アセスメント実習の受入れを通じ、就労移行支援事業対象者を定員の範囲以内で積極的に受け入れていく。

## (12) 工賃アップの取組み

### (i) 基本的な考え方

工賃向上計画の基、東京都の平均工賃を目指していく事を基本とする。自主生産品については、新たな得意先の確保と新製品の開発、また下請け作業については、安定した作業量を確保し、工賃アップに繋げていく。企業等との交渉し、利用者の障害特性に適した取組みやすく安定した収入になる作業を行う。

自主生産品については、地域の催事や販売会に積極的に参加していくが、開催自粛傾向がある間は、受注販売等の新たな販売方法を検討し、売り上げを伸ばしていく。

### (ii) 具体的な提案

- ① 施設内外で、自主生産品や施設設備を活用したワークショップを開催し、売り上げを上げる。
- ② ワークショップは様々な内容で開催できるように、新たな内容を検討し実施する。
- ③ 障害者支援情報センター（H A S I C）等の受託作業依頼の情報を活用し、作業を確保していく。
- ④ 受託作業については納期の厳守、確実丁寧な作業内容などにより取引先との信頼関係を構築し、安定した受注を得られるようにする。
- ⑤ 地域の販売会には本園・分場で連携し、多くの販売会に参加するようにする。
- ⑥ テラス販売の回数を増やし、告知や販売方法などを再検討し売り上げ増につなげる。

（13） 自立生活へ向けた支援・・・非該当

（14） 短期入所の取組み・・・非該当

（15） 医療的ケア等への対応・・・非該当

（16） 相談事業の取組み・・・非該当

### 3 家族や地域との連携

#### （1） 家族との連携

##### （i） 基本的な考え方

利用者のご家庭での様子を把握することで個別支援に活かしたり、身体介助の改善に活かしたりする。そのため面接等家族と直接話しをする機会を多く持ち、情報交換をして信頼関係を深めていく。さらに家族にも施設に対する安心感を持てるよう積極的に情報公開を行い施設の様子を知って頂く。

##### （ii） 具体的な提案

- ① 家族との面談を年に2回以上行う。
- ② 機関紙やホームページなどを通じて活動の様子を家族に伝える。
- ③ 連絡帳を活用して毎日の活動の様子や個別支援計画の進捗状況、心身の状態を伝えるとともに、ご自宅での様子や要望を知る機会とする。
- ④ 家族懇談会では様々な活動の様子をプロジェクターで映すなど分かりやすい形式で伝える。利用者へのインタビュー形式をとり、利用者、ご家族共に楽しい会を行う。
- ⑤ 年1～2回、ご家族対象の施設公開週間を2週間程度の期間設けて活動の様子を見学できるようにする。又、給食試食会も同時に行う。
- ⑥ 年度初めに活動内容に関するアンケートを実施する。利用者、家族の希望やニーズの把握に努め活動に反映させる。

## (2) 地域との交流・連携

### (i) 基本的な考え方

利用者が自分らしく地域社会で過ごせるように地域に対して障害理解や福祉への関心を深める活動を行う。また災害時地域と連携できるように関係強化も図る。

### (ii) 具体的な提案

- ① 地元自治会のお祭りや夜回りなどの地域行事には積極的に参加する。自治会との協力関係を継続強化する。
- ② 「地域交流行事」を複数行い、地域住民と利用者が一緒に安全に楽しく活動できる機会を作る。
- ③ 公務員の初任者研修（本園のみ）福祉体験学習、学校の職場体験及び介護等体験など積極的に受入れをする。又、地域医療の一環として研修医施設実習も受け入れる。
- ④ 地域ボランティアを積極的に広く受け入れ、利用者との活動を通して障害理解に繋げる。又、地域の資源や媒体を活用しボランティア募集を行う。
- ⑤ 機関紙（本園：WITHおかもと/月1回、分場：玉堤だより/年4回）を活用して施設の活動を地域の方にも知ってもらおう。又、ホームページ（定期更新）や法人機関誌（いずみ/年4回）も活用する。
- ⑥ 利用者と共に地域で行われるチャリティー活動などに参加する。

## (3) ボランティア活用

### (i) 基本的な考え方

地域ボランティアを積極的に広く受け入れる。利用者との活動を通して障害理解や福祉への関心を深め、施設を知ってもらう機会とする。ボランティアの多様な経験・知識と視点を活用して活動の幅を広げ、利用者の社会性向上の機会とする。ボランティア活動の振興や福祉人材育成のための福祉施設の社会的役割を果たす。

### (ii) 具体的な提案

- ① 行事や日中活動など年間を通してボランティアの受入れを積極的に行う。
- ② 利用者ボランティアとの関わりを大切にして利用者の社会性向上の機会とする。
- ③ ボランティア活動の目的や役割を明確にして意欲的・継続的に活動参加が出来るよう努める。又、職員全体で環境作りをする。
- ④ ボランティア募集は、施設機関紙や掲示板、ホームページに加えて地域の資源や媒体を活用する。
- ⑤ 地域の方や学生等のボランティア体験も積極的に受入れ福祉を知る機会とする。
- ⑥ ボランティアや学生等に歌などを披露して頂く交流会を行う。

## 4 危機管理

## (1) 災害対策・防犯対策（災害・犯罪を想定した危機管理体制含む）

### 災害対策

#### (i) 基本的な考え方

利用者・職員の安全確保、安定した施設運営のため、定期的・計画的な建物設備の維持・保安全管理を行う。建物が長く安全に利用できるように点検業者からの指摘事項に対して速やかな対応をする。その際、大規模な修繕となる箇所との兼ね合いも考慮して区と相談し進めて行く。また、計画的な自衛消防訓練の実施、合同訓練等で地域との連携を強めることにより事故や災害に備え、安心安全な活動が確保できるようにする。さらに福祉避難所として機能するように取り組む。

#### (ii) 具体的な提案

- ① セコム安否確認サービスで通報訓練を毎月実施し、有事の際の参集に役立てる。
- ② 防火管理者を中心とした自衛消防訓練を計画的に実施し、災害時の利用者、職員の安全確保に備える。（地震訓練、火災訓練、水害避難訓練、福祉避難所訓練、防災備品使用訓練）また大災害に備えて地元自治会やご家族と共に合同の訓練、勉強会なども検討する。
- ③ 水害時、施設周囲を水害からどのように守るべきなのかを世田谷区やボヌール玉堤ビル（つどいの家、高齢者住宅、玉堤分場が入居）と検討し連携強化を図る。
- ④ 地元自治会との地域防災協定に基づき、連携を強化する。
- ⑤ 世田谷区との「災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定」に基づき、「福祉避難所」として機能するように BCP(事業継続計画)に取り組む。
- ⑥ 災害時の連絡方法として電話以外にもメールや SNS、災害伝言ダイヤルなどの活用方法を検討する。
- ⑦ 毎日の防災点検により、防災・警備上の不備がないように努める。その点検による日常的な目視により建物の危険箇所の早期発見にも繋げる。
- ⑧ 毎月実施するリスクマネジメント委員会の中でヒヤリハット・事故報告等の内容を話し合う。その結果を職員全体に周知徹底し、再発防止に努める。さらに法人内のリスクマネジメント分科会でも重要案件などを話し合う。
- ⑨ リスクマネジメント委員会のメンバーを中心に利用者の日常の安全確保、個人情報保護、衛生管理等を推進し、より安心、安全に過ごせるよう努める。
- ⑩ 全職員対象に緊急時対応のための救急救命講習を定期的に受講する。

### 分場

- ① ボヌール玉堤（つどいの家、高齢者住宅、玉堤分場が入居）と相互応援協定を結んでいる地元町会と合同の自衛消防訓練を行い、より連携を図る。

## 防犯対策

### (i) 基本的な考え方

「不審者侵入対応マニュアル」に沿って対応する。不審者の侵入を防ぐ事、不審者侵入時に行う対応に分けて対策を行う。利用者の安全を守る事を最優先とし、職員自身の身を守る事も、利用者の安全を守る事だと認識し行動する。

### (ii) 具体的な提案

- ① 不審者対応マニュアルに沿って職員が連携を取れるように、訓練を行う。
- ② 自動ドアの電源をOFFにし、インターフォンでの対応後に、ドアの開ける対応を行う。
- ③ 来館者は入館前にカメラ付きインターフォンで確認をし、入館時には名簿への記名、来客札の着用を徹底する。
- ④ 必要な防犯設備、グッズを検討し導入する。
- ⑤ 出入り口の自動ドアを、解除機能付き自動ドアへの変更する事を世田谷区と相談し検討する。
- ⑥ 植栽の剪定を計画的に行い、見通しの確保と死角を無くす。
- ⑦ 様々な侵入経路を想定し、災害避難経路を考慮した対策を行う。
- ⑧ 出入り口の施錠確認の見回りを毎日行い、不在時には自動警備システムのセットを行い、不在時の侵入も防ぐ。
- ⑨ 導入した防犯カメラを活用し、不在時の状況確認を行う。

## (2) 健康管理

### (i) 基本的な考え方

1998年にWHO（世界保健機構）が示した「健康」についての定義『単に疾病や障害が無いというだけでなく、身体的にも、精神的にも、社会的にも完全に安寧な状態である』を尊重して健康管理を行う。健康に与える改善可能な要因、生活習慣、心理状態など健康を支える要因に対して支援員及びPTやOTなど専門職が連携して関わり、利用者が規則正しい生活リズムを獲得し、毎日元気に通所できるよう支援する。心身に変化が生じたときも主治医及び専門職の指示、アドバイスに基づいて可能な限り通所できるようにする。

### (ii) 具体的な提案

- ① 利用者の高齢化、重度化に伴い、身体機能維持を基本とした歩行や姿勢維持等のリハビリを専門職による指導の下で行う。
- ② 利用者の高齢化、重度化に伴う服薬管理の必要性を見極め、利用者・家族に相談し、看護師が中心となり確実に行っていく。
- ③ 本園年2回、分場年4回嘱託医による内科健診を実施し、年齢に応じた健康維持の課題を個々に認識できるよう支援する。
- ④ 年1回施設健康診断を実施し、診断結果の所見を基に利用者及び家族にアドバイスを行う。
- ⑤ 体重・血圧・体脂肪の定期計測を毎月実施する。結果を利用者及び家族に

報告して必要に応じ受診へと繋げる。

- ⑥ 看護師による健康相談、看護援助を行う。負傷や体調不良が生じたときは家族へ連絡し、必要に応じて医療機関に繋ぐなど速やかに処置を行う。
- ⑦ 月1回嘱託医のリハビリテーション科医師の診察を受け、利用者に適した作業形態であるかを見極める。(本園)  
長期的な見解に立ち、リハビリテーション環境の調整をする。(分場)
- ⑧ 心理状態の安定を図るために臨床心理士による面接を実施する。

### (3) 衛生管理及び感染症対策

#### (i) 基本的な考え方

施設内の衛生を保持する事を徹底し、感染症を施設内に持ち込まない事を基本とする。職員は利用者を守る立場にある事を自覚し行動する。疑わしい症状が出た場合は、無理をせず休むという選択をする。様々な人との関わりは利用者に多くの体験をもたらすが、同時に感染症罹患の可能性も高くなる。衛生面に留意して「感染症対策マニュアル」に基づき、健康でかつ安全・安心・快適に過ごせるよう環境を整備する。また、感染した利用者の個人情報周囲に漏れないように配慮するなど罹患者の人権を守り、周囲への感染拡大を防ぐ。

#### (ii) 具体的な提案

- ① 感染症対策に関する研修参加し、施設内で発生時の利用者誘導や処理方法を含めた職員研修を実施する。
- ② スタンダードプリコーション(標準的予防策)の考えに沿った感染症予防対策マニュアルに基づいて対策を講じる。
- ③ 通所時の手指アルコール消毒を徹底し、利用者と職員、来客者も含めペーパータオルの使用を徹底する。また、加湿器や濡れタオル等で湿度管理を行う。
- ④ インフルエンザ、感染性胃腸炎など流行が予想されるものには、世田谷区等関係機関からの発生状況の把握など情報収集に努め、利用者への適切な情報提供を行い、拡大防止を図る。必要に応じ家族や関係施設にも施設内情報を書面等で通知する。
- ⑤ 感染症の動向を視野に入れて適宜「感染症対策マニュアル」の見直しを行う。
- ⑥ 食中毒発生時には、対応マニュアルを基に支援員、栄養士、調理委託業者、提携病院医師と連携を図り速やかに適切に対応する。
- ⑦ 施設内の適切な衛生管理のために消毒液を用いた毎日の清掃及び月2回の庁舎清掃を実施し、年2回庁舎一斉の害虫駆除を行う。また、本園においてはトイレ用カーテンとのれんは定期的に洗濯する。
- ⑧ 利用者の立場に立ち温度・湿度の管理、体調等を小まめに観察し、暑さと寒さの体感の差を理解いただき、上着やひざ掛け等の利用も勧める。
- ⑨ 衛生管理意識を高めるために、利用者と共同で車いすや装具、パソコンの

キーボード類の定期的な拭き取り消毒を実施する。

- ⑩ 備品や採尿器等の消毒に努め支援員、看護師が連携して適切な衛生管理を行う。
- ⑪ 利用者にも分かりやすいテーマを選んで健康教室を年1回開催する。
- ⑫ 職員の定期健康診、成人病予防健診などを年1回実施し、必要に応じて助言し、健康の保持増進に繋げる。また、個人の記録も管理する。

#### ※新型コロナウイルス対策

厚生労働省や東京都、世田谷区から収集した情報や通知を基に、施設での対応を行う事を基本とする。感染者数の増減や、様々な自粛や緩和に対しても、障害者施設として世田谷区や関係機関と協議の上、対応の継続・解除の判断を行う。

- ① マスク、消毒液等の消耗備品の確保を徹底する。
- ② 手すりやドアノブ、各種スイッチ等、手で触れる場所は定期的に消毒を行い、利用者帰宅後の清掃時に再度消毒を行う。
- ③ 職員は、ワンケア・ワンウォッシュを基本とし、一つの支援に対して、1回の手洗いや消毒を徹底する。
- ④ 食事介助や水分補給介助時等、マスクを外す場面では、フェイスシールドを使用し、飛沫感染防止を行う。
- ⑤ 食堂での対面座席を避け、本園では時間をずらした2部制で摂る。
- ⑥ 利用者、職員ともに朝の検温、施設入館前の手指の消毒を徹底し、記録に残す。
- ⑦ 専門職やボランティア等、状況に応じて外部の受け入れの制限・解除を行う。
- ⑧ 配送物等の受け渡しは施設外で行い、来館者には検温・手指の消毒を実施し、来館簿に体温記入も徹底する。
- ⑨ 各作業場や食堂には、飛沫防止の為の仕切りを設置する。
- ⑩ 活動内容を見直し、3密や飛沫感染に繋がる活動を自粛し、別のプログラムを実施する。
- ⑪ 旅行や感染リスクの高い外出、集客を伴うイベントは、情勢に合わせて開催・中止を判断する。

## 5 個人情報保護

### (i) 基本的な考え方

施設は、利用者の個人情報に関して深く関わる立場であることを自覚し、利用者が安心して社会活動を行う為に、一人ひとりの個人情報を守らなければならない。個人情報保護法、世田谷区個人情報保護条例及び、泉会「個人

情報保護規程」に基づいた個人情報の管理を徹底する事を基本とする。

(ii) 具体的な提案

以下の個人情報に関する取り扱いに関する項目を適切に管理運営できるよう、年度当初の職員会議等で説明を行い周知する。

- ① 個人情報の取り扱いに関する法令、指針及びその他の規範を遵守し、目的以外の個人情報の取得・利用はしない。
- ② 利用者の「支援記録」「個別支援計画」「医療記録」「会議録」等の情報は行動規範・泉会個人情報保護規程等に従い、事故、トラブルを起こさないよう管理する。特にパソコンの「支援記録」に関しては専用ソフトを使い、暗証番号による管理を行なう。また、個人情報の書かれた記録は外部へ持ち出さない事を徹底する。
- ③ 写真・文章その他個人が特定される情報を外部へ提供する場合は利用者と家族の同意を得る。
- ④ 職員は電車やバスの中など施設内外を問わず、人前で利用者を特定できる会話はしない。
- ⑤ 利用者から施設の個人情報保護対策に関する苦情・相談の申し出があった場合には、泉会個人情報保護規程第10条に定める苦情解決責任者を中心に真摯に対応する。
- ⑥ 職員は採用時に実習生やボランティアなど活動に参加する外部の方にも個人情報保護について説明し、誓約書を提出してもらう。

## 6 権利擁護

(i) 基本的な考え方

泉会職員は利用者の人格を尊重し、利用者の権利を守るために法人諸規程に従って行動する。利用者が安心して通所し、活動できることを第一とし、利用者の身近に問題がある場合は、世田谷区社会福祉協議会のあんしん事業など専門機関と連携して、利用者の権利を守っていく。

(ii) 具体的な提案

- ① 全職員が、法人理念・利用者権利擁護・虐待防止等をテーマとした法人理念研修に参加する。
- ② 職員は、泉会「個人情報保護規程」、「苦情対応規程」、「苦情解決システム実施要綱」、「セクシャルハラスメントの防止等に関する方針について」に基づき、利用者を擁護する。
- ③ 全職員が、東京都人権研修、成年後見制度、オンブズマン、第三者評価、地域福祉権利擁護事業等の研修に参加し、人権意識を高める。
- ④ 地域福祉権利擁護事業などに協力し、利用者の権利を擁護する。
- ⑤ 各職員の傾向を把握して、権利擁護に努めるため、虐待防止自己チェック表を四半期に1度実施する。

## 7 苦情解決

( i ) 基本的な考え方

利用者、家族からの苦情に対して泉会苦情対応規程に従って行動する。苦情の申し出を、サービスの改善と向上への機会と捉え、些細な内容でも利用者と確認の上、必要に応じて苦情受付担当者、苦情解決責任者への報告を行う。職員は日常の関りを大切にし、利用者がどんな内容でも話す事が出来るような関係づくりを行っていく。苦情が発生した場合は、適切な対応を行い、施設に対する利用者・家族の満足度を高める事に繋げていく。

( ii ) 具体的な提案

- ① 施設内の目立つ箇所に「ご意見箱」を、設置して意見を出しやすい環境作りをする。
- ② 施設内に苦情解決責任者、受付担当者を配置し、施設内掲示板に掲示し利用者・家族等に知らせる
- ③ 世田谷区や福祉サービス適正化委員会への相談方法についての掲示を行い、利用者・家族等に知らせる。
- ④ 地域住民、民生委員で構成するオンブズパーソン制度を継続し、利用者の意見の聞き取りや、意見を言いやすい仕組みづくりを行う。
- ⑤ 心理士との面談においても、施設に対する苦情があった場合には、同一の対応をする。
- ⑥ 施設に対する地域からの苦情、意向、要望等も受けていく。
- ⑦ 苦情解決責任者を中心に対応し、解決策を提示し、話し合い結果については利用者・家族に報告する。
- ⑧ 苦情の情報について職員会議などで共有して再発防止に努める。

## 8 職員

### ( 1 ) 職員配置・人材育成

#### 職員配置

( i ) 基本的な考え方

指定管理施設として、世田谷区の福祉サービスの水準を維持できる人員配置を定める。利用者定員を基に、受け入れている人数や障害特性、男女比、介助量の職務の質と量、利用者ニーズを正確に把握することで質の高い支援を提供できる人員配置を行う事を基本とする。

( ii ) 具体的な提案

- ① 各事業において、経験、能力、年齢、性別等のバランスを勘案し職員配置を行う。特に生活介護においては、排泄介助等、同性介助を必須とする配置を行う。
- ② 法人採用計画に基づき、新卒職員採用を継続して行い事業所状況に応じて配置を行う。
- ③ 欠員による中途職員採用は職務経歴、福祉資格、適性の有無、職務遂行能力レベル、意欲などを勘案し採用する。
- ④ 将来を見越した要員計画を策定し、この計画に沿った採用を進める。

- ⑤ 施設長、課長、課長補佐が各々の役割を果たせるよう本園、分場バランスよく職員を配置する。

## 人材育成

### (i) 基本的な考え方

人材不足が叫ばれている福祉業界において、当法人においても新事業所の開所や管理監督職員の定年退職等、様々な要因で人材の確保と育成が急務となっている。

当法人では職員を「法人の財産」として位置づけ「人材」を「人財」という文字で表している。それは、「利用者と地域から信頼される専門性の高いプロフェッショナルな職員（財産）」として大切にし、育成しなくてはならないと考えている。職員本来の力を信じ、各職員の能力が発揮できるような職場環境を創っていく。管理監督職・研修担当者を中心にした、人財育成のための体制を確立する。また、「人財育成」の目的は、職員個人の個性を活かし、適性を見極め、向上意欲や潜在能力を引き出し高めていくことであるとする。職員が仕事で得る達成感が成長の糧となり、さらに質の高い仕事へと繋げ、利用者の多様なニーズに応えて行く。

### (ii) 具体的な提案

- ① 新任職員研修を実施し、早い時期から法人理念の浸透や、求められる法人職員像の具体的なイメージを持てるようにする。
- ② 体系的な研修プログラムに沿った法人研修を実施し、管理職や指導的職員のリーダー層の育成にも重視して取り組む。
- ③ 経営理念の浸透と確認を目的とした、法人理念研修を全職員対象に年1回開催する。
- ④ 本人の希望や施設が期待する職務の両面から研修を企画し、職員育成を進める。
- ⑤ 再構築したOJTの仕組みを適切に運用し、新人職員の育成に活かす
- ⑥ 研修の結果報告を職場で行うことにより習得した知識、技術の情報共有を図る。
- ⑦ 日常支援の中から出てきた課題に対して職場内研修を実施して支援の方法統一や職員のスキルアップを目指す。
- ⑧ 人事考課制度の育成面接を活用し、個々の課題や長所、目標の確認等を行い、管理職と一般職員が課題を共有して目標管理に役立てる。
- ⑨ 人事考課の結果を賞与や昇給に反映させ、職員の士気を高める。

職種	職員数			資格等	
	常勤	非常勤	計		
	(専従)【兼務】	(専従)【兼務】	(専従)【兼務】		
管理者	( )【0.3】	( )【 】	( )【0.3】	施設長資格	
サービス管理責任者	( )【 】	( )【 】	( )【 】	管理者が兼任	
生活支援員	(7 )【1.3】	(2 )【0.4】	(9 )【1.7】	社会福祉士 1名 介護福祉士 2名	
看護職員	( )【 】	( )【0.7】	( )【0.7】	看護師 社会福祉士 1名	
医師	( )【 】	( )【 】	( )【 】		
その他	栄養士	( )【 】	( )【0.5】	( )【0.5】	
		( )【 】	( )【 】	( )【 】	
		( )【 】	( )【 】	( )【 】	

様式 2

職員配置等（生活介護）

※介護福祉士、社会福祉士等の資格がある職員がいる場合、資格と人数を記入してください（例 社会福祉士 2名）。

## 職員配置等（就労移行支援）

職種	職員数			資格等※	
	常勤	非常勤	計		
	(専従)【兼務】	(専従)【兼務】	(専従)【兼務】		
管理者	( )【0.2】	( )【 】	( )【0.2】	施設長資格	
サービス管理責任者	( )【 】	( )【 】	( )【 】	管理者が兼務	
就労支援員	( )【0.6】	( )【 】	( )【0.6】	精神保健福祉士 1 名 社会福祉士 2 名	
職業指導員	( )【0.6】	( )【 】	( )【0.6】	精神保健福祉士 1 名 社会福祉士 2 名	
生活支援員	( )【0.6】	( )【 】	( )【0.6】		
看護職員	( )【 】	( )【 】	( )【 】		
医師	( )【 】	( )【 】	( )【 】		
その他	栄養士	( )【 】	( )【0.4】	( )【0.4】	
		( )【 】	( )【 】	( )【 】	
		( )【 】	( )【 】	( )【 】	

※介護福祉士、社会福祉士等の資格がある職員がいる場合、資格と人数を記入してください（例 社会福祉士 2名）。

## 職員配置等（就労継続支援 B 型）

職種	職員数			資格等※	
	常勤	非常勤	計		
	(専従)【兼務】	(専従)【兼務】	(専従)【兼務】		
管理者	( )【0.4】	( )【 】	( )【0.4】	施設長資格	
サービス管理責任者	( )【 】	( )【 】	( )【 】	管理者が兼務	
職業指導員	(1 )【0.7】	(0.7 )【 】	(1.7 )【0.7】	社会福祉士 1 名 介護福祉士 1 名	
生活支援員	( )【1.6】	( )【1.4】	( )【3】	社会福祉士 1 名	
看護職員	( )【 】	( )【 】	( )【 】		
医師	( )【 】	( )【 】	( )【 】		
その他	栄養士	( )【 】	( )【 】	( )【 】	
	目標工賃達成指導員	(2 )【 】	( )【 】	(2 )【 】	介護福祉士 1 名
		( )【 】	( )【 】	( )【 】	
		( )【 】	( )【 】	( )【 】	

※介護福祉士、社会福祉士等の資格がある職員がいる場合、資格と人数を記入してください（例 社会福祉士 2名）。

## (2) 働きやすい環境づくり

### (i) 基本的な考え方

職員一人ひとりが、協調性を持ち個性を認め合う風通しの良い職場を目指していく。職員が使用する施設設備環境を整え、利用者支援を中心とした業務において、健康的な心身状態のもと、自らの能力を十分に発揮できる環境作りを行っていく。支援現場における日々の気づきや情報共有、職員の思いを大切にして、働きやすい環境作りに取り組み、職員の定着を図る。

### (ii) 具体的な提案

- ① 職員各々のワークライフバランスを認めていき、管理職が中心となり、職員の適正な配置を構築する。
- ② 有給取得状況を把握し、職員全体での有給休暇消化率を上げる。
- ③ 職員の定着を図るとともに、退職者が出た場合、欠員状態が長期間に渡り続かないように、速やかに適切な採用募集を行う。
- ④ 職員が資格取得や研修参加を積極的に行えるよう、管理職が職員シフトの調整を行う。
- ⑤ 会議やミーティングにおいて、職員が発言をしやすいルールや雰囲気作りを行う。
- ⑥ 管理職は、職員の経験年数や能力、特徴を把握し、職員それぞれの強みが発揮され、やりがいを感じられるように業務をマネジメントする。
- ⑦ メンタルヘルスの研修会の開催や、外部研修への参加を行う。

## 9 運営管理の効率化の提案（給食、送迎バス、維持管理等）

### (i) 基本的な考え方

効率的な施設運営を行いながら、より良い福祉サービスを提供する責務があるという事を常に意識する。業務委託業者においては、効率的である事と同時に、多様化する利用者の状況やニーズに応えられることを念頭に置き、選定をしていく。経費削減を行い、計画的な予算執行をする。

### (ii) 具体的な提案

- ① 施設老朽化による不具合は、世田谷区と協議し適切に修繕等を行い、安全で施設の維持管理に努める。
- ② 水光熱費やゴミの量を把握し、削減に取り組む。
- ③ 令和3年度に給食業者選定のプロポーザルを実施する。
- ④ 令和3年度に施設付き送迎バス業選定の入札を実施する。
- ⑤ 利用者の入退所に対応した、効率的なバスルートを送迎バス業者と連携し作成する。
- ⑥ 職員の日々の気付きを集約し、無駄を無くす取り組みを行う。
- ⑦ 裏紙使用や会議のペーパーレス化等、現在行っている環境に配慮した取り組みを継続し、新たな取り組みも検討し実行する。

## 10 「障害者差別解消法」に対応した取り組み（周知方法を含む）

(i) 基本的な考え方

障害者施設の運営に携わる法人として、合理的配慮に基づく支援や対応を、先駆けて推進する存在であり続ける。法人理念や泉会利用者支援ガイドラインに則った支援を実施する。職員各々が障害者差別解消法を正しく理解し、施設内外で知識を活用する。

(ii) 具体的な提案

- ① 職員会議等で、障害者差別解消法についての説明や、事例対応報告を継続して行い、職員間により浸透させる。
- ② 施設外においても、利用者・家族との日々の関りの中で「不当な差別的取り扱い」対応を受けたと判断された場合は、相談に応じ対応する。
- ③ チラシの掲示やリーフレット配布等の周知啓発活動を継続する。

## 1.1 その他（独自の提案）

(i) 基本的な考え方

多様化する利用者・家族のニーズや、高齢化・重度化に対する必要な支援にこたえるために、情報を収集し新たな取り組みを検討し実施する。地域との関りを大切にし、事業所コンセプトである「みんな」が元気に過ごせて、地域に信頼される事業所になる為に、福祉施設の機能を地域に還元していく。

(ii) 具体的な提案

- ① 施設付きバスとネットワークバスの併用の為、施設活動時間の制限が出ている。改善された際には、施設滞在時間を延ばす変更を世田谷区と協議の上、検討をする。
- ② 利用者の高齢化・重度化、また、共働きや在宅勤務も多くなりトワイライト利用の需要が増えていくのではないかと考えている。送迎バスの2便対応等で、複数の時間帯での施設利用の世田谷区と協議の上、検討をする。
- ③ 利用者の歯磨き嚥下指導、口腔体操等の実施の幅を広げ、高齢化・重度化へ向けた取り組みを行う。
- ④ 中庭を使用した園芸や野菜作りを行い、施設公開行事時に販売する等、地域交流に活用する。
- ⑤ 地域との関りを深めるために、地域に向けたチャリティー活動を考案し実施する。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染蔓延防止に伴う行事・活動自粛対策として、送迎バスの中間利用を行い、少人数でのドライブを企画する。

## 特定非営利活動法人ウッドペッカーの森 梅丘ウッドペッカーの森

## III 事業計画書

## 1. 事業運営に関する考え方

## (1) 事業運営に関する今後の考え方

## 「基本方針」

“疾病および障害について自他ともに理解し合い一人ひとりが安心して過ごせる場”というあり方を基本とし、利用者の自立と社会参加の促進を図る。そして利用者のニーズに応じて以下の機能を充実させ、利用者のさらなる主体的な生活の実現に向け質の高い支援を提供する。

- ①働くことで収入を得、やりがいや生きがいにつなげる
- ②さまざまな体験や仲間との交流を通して生活を豊かにする
- ③日常生活で発生する変化や困難状況への対応等、さまざまな相談ができる体制を整える
- ④一人ひとりがさらにさまざまな生活技能や就労に向けての技能を高め、多様な社会参加にチャレンジできる体制を整える

当事業所は精神障害分野では区内唯一の区立施設として、障害の重い方や他障害との重複や高次脳機能障害や発達障害、またアディクションや触法といった多問題の支援困難ケースのほか、高齢化・内部疾患等により専門的な支援が必要なケースへの支援に重点を置いて運営してきた。

年々、利用者の高齢化や障害の多様化により生活に密着した支援の必要なケースが増加している。このため、今後も就労継続B型事業と生活介護事業を併せ持つ多機能型事業所としての運営を継続し、職員の専門的知識・支援技術はもちろんのこと、特にケアマネジメント能力の向上を目指し、一人ひとりのニーズに応じた的確かつ多様なサービス提供および開発に努める。また、精神保健福祉分野以外の支援者とも連携を強化しつつ、障害者の地域生活の安定を図ることに重点を置くなど、利用者一人ひとりが地域の中でその人が望む生活を実現し、より質の高い生活が可能となるよう支援することを目指す。

さらに、昨今の新型コロナウイルスの感染防止として、手洗いや手指の消毒・マスク着用、所内消毒や定期的な換気の徹底、「三密」の回避への工夫等の感染防止を徹底し、施設の安全性・信頼性を確保し事業継続に努める。特に「三密」の回避については、パーティションやシールドの使用のほか、状況に応じた自粛要請や利用調整、電話・メール等での生活支援や相談対応の拡充も含めた対策を講じていく。

## (2) 今後5カ年の重点目標

就労継続支援B型事業、生活介護事業の2事業の運営を継続し、以下の3点を重点目標として、安定的な事業運営に取り組んでいく。

- ①利用者一人ひとりの状況やニーズを的確に把握し、必要時の訪問や同行といったアウトリーチ支援の積極的実施、主治医をはじめとする支援者や関係機関との連携の強化等により、障害者が地域で安心して生活し続けていくことを目指す。
- ②利用者状況の把握を的確に行うことで、補助具や作業工程への工夫、自主生産品の取り組みや作業開拓の他、様々な機能やスキルの向上を支援し、一人ひとりの「働きたい」に応え、さらに「やりがい」や「生きがい」につなげられるような就労支援に重点を置く。
- ③地域住民と積極的に連携し、地域の理解を促進することで、地域の中の社会資源を開発することや地域全体で支える街づくりに取り組み、障害者の自立を促す。

## 2. 事業内容

### (1) 支援方針

#### (i) 基本的な考え方

利用者一人ひとりの諸状況やニーズを的確に把握し、支援者及び関係機関と連携しつつ、さらに利用者の主体性・自立性を尊重したうえで支援を進める。

#### ① 基本的人権の尊重

職員は、利用者の基本的人権を尊重し、対等な立場でサービスを提供するとともに、利用者の権利擁護ガイドラインを遵守する。

#### ② 質の追求

利用者一人ひとりが生活を安心して営み、QOLのさらなる向上や自立等の目標を達成するために必要なサービスを適切にマネジメントし、さらに開発することに努め、日々着実に実行し積み重ねていく。

また、多様化するニーズに対して利用者・支援者相互の信頼関係に基づき、利用者の視点に立って支援を行うとともに、職員間のチームワークおよび専門性を基盤とする創造性に満ちた支援を行い、専門職としての自覚を持ちサービスの質の向上に努める。

#### (ii) 具体的な提案

日常的な集団生活を通して精神障害やその他の障害に起因する生活のしづらさを発見し、多様な社会参加のための専門的な支援を行い、障害者自身のエンパワメントを支援する。

疾病と障害が共存している精神障害者は、症状が不安定であり、それによる生活上の困難や不自由が多い。幻聴・妄想や不安・被害感等の陽性症状のみならず、感情鈍磨や無為・自閉などの陰性症状により、対処能力・認知行動レベルが低下することで、機能障害や活動制限・参加制約等の障害が日常生活をよ

り困難なものにしている。このような精神障害者に対し、疾病の把握・管理を行いながら、日常のあらゆる場面でさまざまな行動障害への適切な対応と支援を行い、日常生活をよりスムーズに送れるよう配慮する。

#### ①疾病の把握・管理と再発防止

来所時の表情や状況の観察はもちろんのこと、蓄積されたケース記録から読み取れる病状パターンや主治医をはじめとする関係機関と共有した情報により、利用者一人ひとりの病状の把握・管理と状況に即した適切な対応を行う。日常から病状の把握・管理を行うことで、悪化を早期に発見し、医療機関との連携による適切な対応を行い、再発による入院等を回避し、地域での生活を維持することを支援する。また、利用者自身の病識・障害の理解にもつなげるよう支援する。

#### ②相談・助言

日常生活のあらゆる場面で起こる症状出現等を含めた疾病による機能障害や行動制限等の行動障害に対し、適切かつ専門的な対応による助言を行い、利用者自身の対処能力向上に向け支援する。

また、精神障害者への相談対応は、幻聴や妄想等の症状を軽減し、さらなる病状の悪化を防ぎ、地域生活を維持していくために重要な役割を持っている。そのため、利用者および家族からの希望による面接や電話での相談は随時受け入れ、利用者等が直面している困りごとの解決を支援する。

このように、面接・電話での相談のみならず日常生活場面での相談・助言対応は、精神障害者の多くが持っている緊張感や不安感を軽減することにつながる。利用者の病状を安定・回復させ、地域生活の維持とさらなる生活の質の向上に向け、重点的に支援を行うために、相談しやすい体制や専門性の強化を目指す。

さらに利用者だけでなく、アフターフォローとしてのOB相談や地域からの相談にも応じていく。

#### ③訪問・同行等のアウトリーチ支援

体調・病状悪化者への早期・緊急対応として、また長期欠席者の状況把握や意欲向上、生活上のさまざまな手続き等や困難状況解決のため、必要に応じて訪問や面会および同行による支援を行う。

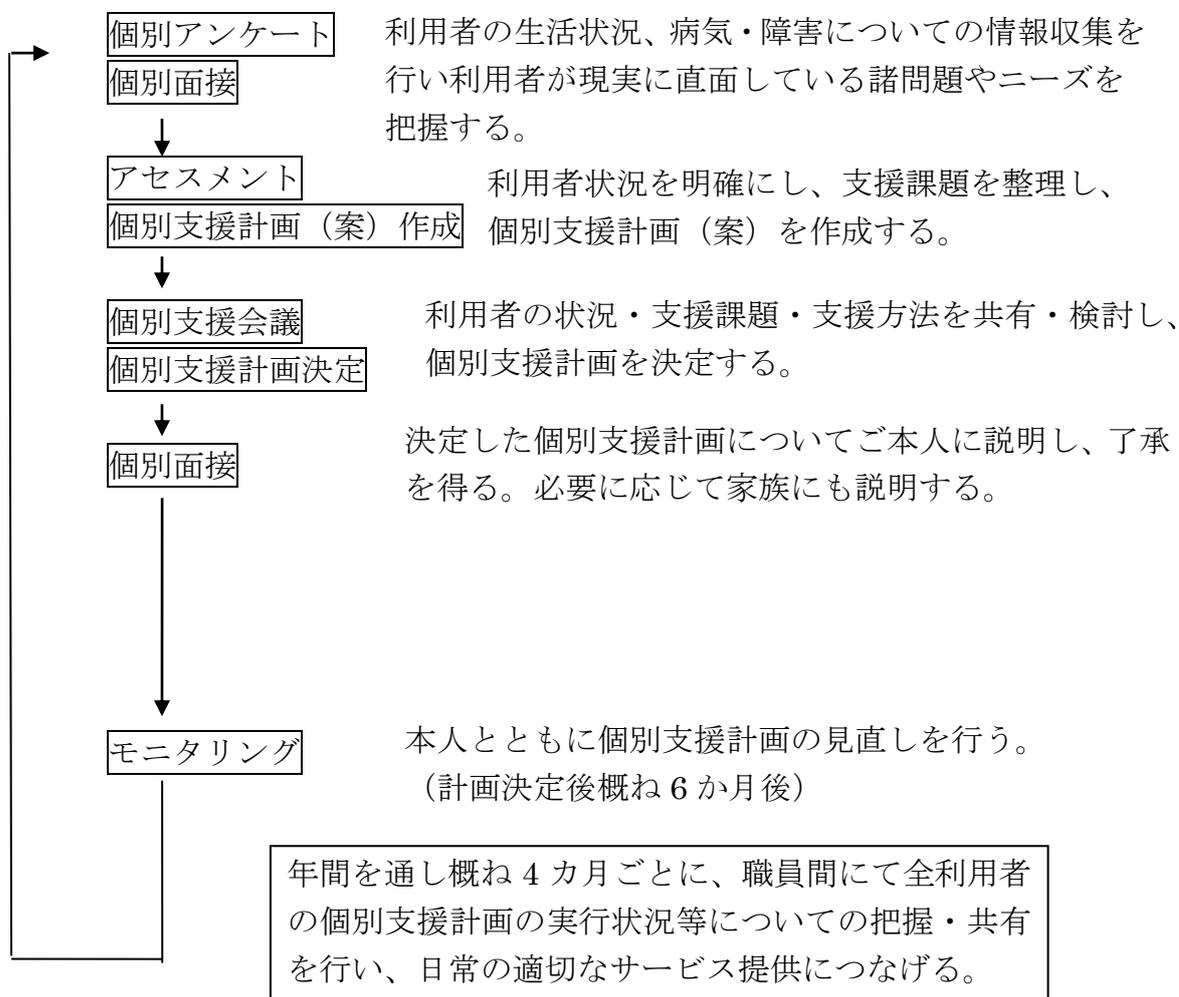
### (2) 個別支援計画

#### (i) 基本的な考え方

利用者の諸状況やニーズを適切に把握し、主治医の指導助言、関係機関との情報共有・意見交換のもと、利用者のニーズに応じた支援目標を設定し計画を立て実行する。原則として、6カ月後に評価を行う。

#### (ii) 具体的な提案

個別支援計画決定後、概ね4ヵ月毎に職員間でのモニタリングを行い、ケース状況や支援実行状況・目標達成度についての把握や共有を行い、日常での適切なサービス提供に努める。具体的には以下のような流れで個別支援計画の作成やモニタリング等を行う。



**\* 日常のカンファレンス**

利用者の状況や対応方法、および情報共有を目的に、毎日、活動終了後に全職員で実施する。

**\* 関係機関(医療、保健、福祉)等との連携**

体調・病状の悪化、また生活上の変化が認められた場合に、必要に応じて関係機関等と連絡を取り合い適切な支援に役立てる。これにより、各種サービスの支援者や関係機関との日常的な連携の強化を図り、利用者にとってより安心できる地域生活の維持・向上を目指す。

**\* ケア会議・カンファレンス**

急な状況変化や病状悪化等の場合に、利用者のニーズや状況の共有、支援計画や支援方法の検討、意見交換を目的にして、ケア会議およびカンファレンスを必要に応じて随時実施する。

また、支援困難なケースや状況悪化が見られるケースについては、嘱託医とともにケース検討を行い、利用者処遇における医学的判断および必要な助言・指導を受けることで支援に役立てる。

(3) 活動プログラム (週間・月間等)

(i) 基本的な考え方

利用者の意見やニーズの把握に努め、多様なニーズや変化に合わせて利用者が主体的に活動に参加できるよう支援する。

(ii) 具体的な提案

①開所日・時間等

	月	火	水	木	金	土	日
9 : 00	開所						
9 : 30	作業等の活動						
10 : 30	休憩						
10 : 40	作業等の活動						
11 : 45	片付け・昼食準備						
12 : 00	昼休み						
12 : 55	ラジオ体操						
13 : 00	作業等の活動						
14 : 00	休憩						
14 : 10	作業等の活動						
15 : 00	休憩						
15 : 10	作業等の活動						
15 : 45	片付け・利用者退所						
16 : 00	原則、電話相談のみ対応						
17 : 00							

## ②主な活動

- ・作業（月～土曜日）
- ・地域バザー等への出店（年3～4回）
- ・全体ミーティング（原則、毎月10日）
- ・健康づくり　　スポーツ（毎月第2水曜日、宮坂体育館）  
　　　　　　　　運動指導（第2・4水曜日）  
　　　　　　　　健康教室（年3回）  
　　　　　　　　医療相談（年2回）
- ・レクリエーション（バスレク・忘年会等、年3回）
- ・宿泊行事（年1回、一泊）
- ・交流事業（年2～3回）

## ③病状の変化への対応

精神障害者は症状が不安定であり、季節や天候、さらには日常の些細な事象により調子の良し悪しが変化する。また年齢や障害状況等により生活のペースも個々人によって異なる。このため利用者一人ひとりが自らの生活ペースやその日・その時の状況に合わせて事業所での生活ができるよう支援していく。

## （4）食事（給食）

### （i）基本的な考え方

栄養バランスのとれた仕出し弁当（毎食概ね500kcal）や、所内で調理した食事を提供し、毎日の食生活で不足しがちな栄養を補い、一日の摂取カロリーのバランスを調整する。

また、食事提供においては、「衛生管理マニュアル」等に沿って食事前の消毒や食品管理等を行い食中毒の防止に努める。さらに利用者のアレルギー情報についても聴取の上必要に応じて対象食品を除去する等、一人ひとりの利用者が安全に食事ができるよう努める。

### （ii）具体的な提案

#### ①食事の提供

希望者に対し、月曜日から金曜日にバランスのとれた弁当を提供し、その他、調理（月1回）や市販弁当（月2回）を組み入れることで毎日の食事に変化をつけ、健康に気をつけた食事を楽しくできるように支援する。

#### ②食生活指導

定期健康診断等の情報から日常の食生活への指導が必要な場合には、医療機

関や他の支援者と連携しつつ食事に関する助言等を行い、健康に関する意識向上を支援する。

### ③衛生管理

「衛生管理マニュアル」および「昼食提供マニュアル」に沿って、食事前のテーブルの消毒・手洗い・調理器具の定期的消毒の他、食事提供時間の厳守・残り物の処理等を行い食中毒の防止に努める。

## (5) 利用者の高齢化への対応

### (i) 基本的な考え方

加齢による心身機能の低下、また体調悪化等の状況を的確に把握し、介護保険サービス事業者やリハビリ等の専門機関や医療等との連携を密に行い、利用者の主体性・自立性を尊重しつつ、事業所の活動への参加はもちろんのこと、安心した地域生活が継続できるよう支援する。

### (ii) 具体的な提案

年1回の健康診断や体力測定をはじめ、日常から健康状態や身体能力の状況の把握に努め、運動指導等による介護予防への支援や、必要に応じてリハビリ等の専門機関や医療と連携して支援を行う。また、転倒や嚥下不良等によるリスクも高くなるため、ヒヤリ・ハットの蓄積と分析等を活用しながら、設備や支援方法等の改善にも努める。さらに介護サービスの導入と関係機関との連携はもちろんのこと、介護サービスへの段階的移行等についても状況把握とともに丁寧に対応し、アウトリーチの実施や必要なサービスを導入していくことで身体機能の維持・向上や生活しやすさの向上を促し、一人ひとりの楽しみや生きがいを重視した支援を目指す。

## (6) 作業活動（創作活動を含む）

### (i) 基本的な考え方

利用者にとって「収入を得る」ということは、それぞれの目標達成へのモチベーションとなる。このため授産活動を通して作業能力・職業能力の向上を図り、就労および多様な社会的自立や社会参加へのきっかけづくりができるよう支援する。

### (ii) 具体的な提案

利用者一人ひとりの状況やニーズを的確に把握し、各作業の工程の細分化や補助具の開発に力を入れ、一人ひとりが主体的に取り組めるよう配慮する。また、利用者状況や作業スペースを鑑みた自主生産品の開発や作業開拓を行い、一人ひとりが意欲を持って働く事に取り組めることを目指す。

作業参加意欲を向上させ、各自の工賃アップや次のステップへの意識を持って

るよう自信の回復に向けた支援を行い、「やりがい」や「生きがい」をもって生活できるよう支援する。

さらに、利用者は加齢や障害状況等により作業能力や技能の個別性が高いが、利用者同士でお互いの障害を理解し合い、お互いに助け合う協力関係が築けるよう支援を行う。

- ・ 所内作業 … 軽作業、自主生産品作成、調理、所内清掃
- ・ 外勤作業 … ライオンズクラブ会報誌発送作業、各種封入作業、地域バザーへの参加

## (7) 作業活動以外の所内活動

### (i) 基本的な考え方

利用者の意見やニーズの把握に努め、多様なニーズや変化に合わせて利用者が主体的に活動に参加できるよう配慮しつつ、さまざまな体験を通し、多様な社会参加のための専門的な支援を行い、利用者同士の相互理解を深めるとともに、利用者自身のエンパワメント（能力を引き出し、向上させること）を支援する。

### (ii) 具体的な提案

#### ① 生活訓練

一人ひとりの生活障害を軽減し、日々の暮らしの中で確実に力をつけていけるように支援し、より安心できる生活の維持・向上を目指す。日常生活をスムーズに送るために必要な技能を日常生活技能、社会生活技能、疾病管理技能に分け、それぞれの技能に関してチェックシートによりアセスメントを行い日常での訓練や支援に活用する。

また、身体障害や加齢による機能低下を併せ持つ利用者に対し、一人ひとりの状況に合わせた機能訓練等を個別に行う。訓練に関しては、医療や保健センター専門相談課、介護支援事業所との連携により職員の知識・技術の向上を目指す。

#### ②全体ミーティング

(毎月1回・原則10日、土曜日や休日にあたる場合は前日)

利用者同士の相互理解や対人スキルの向上を目的として、次月のプログラム検討や所内での困りごと等について意見交換を行う。また、利用者から出された意見についても、利用者と職員が意見を交換できる場とし、利用者本位のサービス向上・改善のための有効な場として機能させる。

#### ③健康づくり

病気や障害、服薬についての理解を深めることで、病識を高め、日常の病状管理に役立てるとともに、食事と運動の両面から健康への意識を高められるよ

う、生活習慣病予防や介護予防の指導も行う。

また、病状管理や食事・運動に関し日常の中での声掛けを行い、健康への意識を高めることを支援する。

ア．医療相談（年2回）

精神科嘱託医による病気や障害、また服薬等についての講義を行い、利用者自身が病気への理解を深め日常生活の病状管理に役立てられるよう支援するとともに、個別の相談に対応する機会を設ける。

イ．健康教室（年3回）

体力測定や健康診断の結果を踏まえた専門家による生活習慣病の改善や食事・運動等健康維持・増進への指導のほか、毎日の気分や睡眠の記録をもとに健康に生活するための自分なりの工夫について専門家にヒントをもらいながら考える機会を作る。また、一年間の健康目標達成へのやる気を向上させ、さらに日常継続して取り組めるよう「健康すごろく」を活用する。

ウ．運動指導

運動指導員に一人ひとりの状況にあった無理のない運動を指導してもらい、日常にも取り入れられるよう支援することで“健康に生活する”ことを目指す。

・昼休みの体操

健康を維持することを目的に、ラジオ体操を中心とした体操を昼休みに行う。また、利用者状況に合わせリハビリやストレッチ等も行う。

・運動指導（月2回）

運動指導員を招き、介護予防を含めた筋力維持・向上やストレッチ等を目的に健康に気遣った運動を指導してもらおう。

（8）所外活動

（i）基本的な考え方

所内では難しい活動の実施や、当事業所以外の当事者や地域の方々との交流を図ることで、さまざまな体験を増やし社会適応能力を向上させるとともに、社会参加へのきっかけづくりを支援する。

（ii）具体的な提案

①スポーツ（月1回、宮坂体育館）

利用者が簡単に取り組めるレクリエーションゲームやポッチャ、卓球を改良したハイパーピンポン等により楽しみながら運動する機会を提供する。

②交流事業

北沢ネット主催の交流会や通所事業連絡会主催のシンポジウム等、事業所外の関係団体や地域において開催される交流会や勉強会、また地域のバザーやイ

ベントに積極的に参加し、他事業所の当事者や地域の方々と交流する機会を提供する。

## (9) 行事（宿泊・祭り等）

### (i) 基本的な考え方

自宅と事業所の往復が主な日常生活に潤いを持たせる、また作業や地域生活での緊張のある日常から離れ気分転換を図る、日常とは違う体験により生活の質の向上や社会適応能力の向上を促す等のほか、利用者同士の親睦を図ることを目的に実施する。実施に当たっては、利用者の意見やニーズの把握に努め、利用者が主体的に活動に参加できるよう支援する。

### (ii) 具体的な提案

#### ①レクリエーション（年3回）

外出することでさまざまな体験を増やし、またさまざまな刺激によりリフレッシュできるよう支援する。実施に当たっては、利用者の状況や季節に配慮し、さらに地域等の様々な情報を取り入れた上でのアンケートや利用者同士での話し合いのもと、内容を決定し実施する。

<内容例>バスレク、忘年会、クルージング等

#### ②宿泊行事（年1回一泊）

日常の生活を離れた体験の中で、気分転換や生活の豊かさの向上を図るとともに、利用者同士の親睦をはかり、充実した生活につながられるよう支援する。

実施に当たっては、自薦他薦により決めた実行委員（利用者2～3名と職員2名）を中心にして、参加者全員が無理なく楽しく過ごせることに配慮し、企画について話し合いを行い決定する。

<実施までの流れ>

6月 実行委員決め

7～8月 情報収集と話し合い

9月 企画検討、しおり作成、参加申込

10月 実施

## (10) 介護

### (i) 基本的な考え方

生活障害の重い精神障害者や加齢および身体・知的障害との重複、高次脳機能障害等により障害状況が一定以上の利用者に対して、日常生活の維持・向上に重点を置き支援を行うことで生活基盤の安定を図り、一人ひとりが望む地域生活の実現を目指す。

### (ii) 具体的な提案

重度の精神障害者や精神と他障害の重複障害者および高次脳機能障害者等への支援をさらに充実させるため、専門的な知識・技術の向上を目指す。また、関係機関との連携を強化することで、丁寧かつ確実な支援を提供していく。

#### ①生活基盤の安定

生活に関する技能の状況を把握し、服薬管理や金銭管理等をはじめとする生活援助や移動介助等の支援を行う。必要に応じて訪問・同行等のアウトリーチによる個別支援や、地域生活を維持・向上させるために必要なサービスを導入し、生活基盤の安定を図る。ホームヘルパーや訪問看護・訪問リハビリ等の各種サービスにおける支援者や関係機関との連携を図り、安心できる地域生活の維持・向上を目指す。

#### ②意欲向上

退院直後や陰性症状が主症状の利用者は、思考障害や意欲低下・感情鈍磨が顕著で無為・自閉になりやすく、主体的に生活することが困難な場合が多い。このような利用者に対し、職員や他の利用者との交流や自己表現、また日常生活技能等の訓練を行い、自信の回復や意欲向上を目指し、自分の力で物事を選択したり、活動等に参加することができるよう支援する。

#### ③機能訓練および生活訓練

加齢や障害により身体機能の低下がみられる利用者や高次脳機能障害者に対し、医療や保健センター専門相談課の協力を得ながら、一人ひとりの状況に合わせてリハビリや機能訓練、生活技能に関する訓練を取り入れ、生活能力の維持・向上を目指す。

#### ④作業やその他の活動への参加

一人ひとりの状況に応じた作業工程の細分化や補助具の開発、また移動に関する介助や見守りを含めた行動介護により、利用者が主体的に活動に参加できるよう支援する。また、利用者の状況や体調等によって、適宜休憩やレクリエーション的な活動を組み込み、ゆったりと楽しんで過ごす時間の提供ができるよう工夫していく。

### (1 1) 就労支援の取組み

#### (i) 基本的な考え方

利用者一人ひとりのニーズや状況を的確に把握し、次のステップへの意識が持てるよう、関係機関との連携を図りつつ積極的に支援する。

#### (ii) 具体的な提案

利用者のニーズや能力に合わせ、世田谷区障害者就労支援センターしごとねっとや相談支援事業所等の機関と連携し、各種講座等の情報提供、職場体験、

チャレンジ雇用等も利用しつつ、アルバイト・パート等を含めた就労への支援を行う。

疾病と障害が共存している精神障害者は症状が変動する。また変化への弱さ、易疲労性、コミュニケーションの苦手さ等の特性があり、それらの個別性も高い。そのため、一人ひとりの状況を的確に把握し、関係機関と連携しつつ、就労に向けたさまざまな訓練、就職活動、そして就労後も適切な支援と相談対応を行い、その人の望む生活に近づけ、さらに継続することで次のステップにつなげられるよう支援する。

## (1 2) 工賃アップの取り組み

### (i) 基本的な考え方

利用者一人ひとりの「働きたい」との思いを実現し、さらなるステップアップや社会参加につなげ、やりがいのあるいきいきとした生活につなげることに重点を置き支援する。

### (ii) 具体的な提案

#### ①作業工程等の工夫

一つ一つの作業に関し、その作業効率を向上できるように、利用者一人ひとりの特性等を把握したうえで、作業工程の細分化や補助具の開発等に努め、それぞれの利用者が意欲を持って、それぞれが望む仕事に取り組めるよう支援する。また、作業点検や業者とのやり取りなど責任ある仕事にも利用者が関われる仕組みを設定するなど、仕事に対する責任能力や作業管理能力の向上を支援する。

#### ②作業開拓

世田谷区就労支援ネットワークへの参加により、区内の関係機関との情報交換を有効に活用しつつ、関係のある企業等に対しての積極的な作業受託についての働きかけを行う。現在提供している作業の安定的な継続や作業スペースを圧迫しないような単発の作業や外勤作業を取り入れることで、事業所の中に変化を持たせ作業意欲の向上を目指す。

#### ③自主生産品の取り組み

さまざまな障害を持つ利用者のそれぞれの能力や適性に合った作業を創出すること、受託作業にはない創作することでの自己表現や能力の発揮、多様な社会参加を見出すことのために自主生産品の作成への取り組みを継続する。

2018年から行っている松ぼっくりやシダーローズを使ったクリスマスの飾りやリース、正月飾りなどの製品の作成を継続しつつ、さらなる商品開発や販路拡大を目指す。

## (1 3) 自立生活に向けた支援

該当なし

(14) 短期入所の取り組み  
該当なし

(15) 医療的ケア等の対応  
該当なし

### 3. 家族や地域との連携

#### (1) 家族との連携

##### (i) 基本的な考え方

必要に応じて、利用者の状況や支援方法等を共有し、家庭内での支援や利用者  
者の目標達成のために協力し合うとともに、家族に対する支援も行う。

##### (ii) 具体的な提案

###### ①日常の相談対応等

家族からの希望による、面接や電話での相談は随時受け入れ、利用者や家族  
等が直面している困りごとの解決を支援する。また、必要に応じて連絡帳等を  
活用し、利用者の支援のために協力し合う。

###### ②家族会の開催

年2回家族会を開催し、法人や事業所の活動報告により実際の活動を知って  
もらい、活動に対する意見やニーズの収集に努める。また、家族と職員との意  
見交換、さらには家族同士の交流を活発にするための工夫も行う。

###### ③家族アンケート

仕事や加齢のため家族会に出席できない方も多いため、年1回家族に向けた  
アンケートを行い事業所の事業に対する意見やニーズを収集し、サービス内容  
の充実や質的な向上のために活用する。

#### (2) 地域との交流・連携

##### (i) 基本的な考え方

精神障害者に関する啓発の促進に努め、行政はもとより、地域住民や関係団  
体との連携を円滑にすることで、相互が協力できる環境づくりを目指し、地域  
を巻き込んださまざまなサービスを開発し提供していく。

##### (ii) 具体的な内容

- ・ 地域バザー、イベントへの参加

- ・ コンサート等のイベントを開催し、事業所の活動を知ってもらい精神障害に関する理解を促進する。
- ・ 行政及び地域の関係団体との連絡会、協議会、交流会等に積極的に参加し、協働に努める。
- ・ 松原・梅丘地域の自治会・町会や病院・福祉施設で結ばれている災害時相互応援協定に加盟し、災害時の相互協力のために、日頃からの情報交換や訓練等への参加により連携に努める。また、地域の中での役割を見出し協力をしていく。

### (3) ボランティア活用

#### (i) 基本的な考え方

人間関係においても日常活動においても固定化しがちな所内の活性化や精神障害者への理解を深めるため積極的に受け入れていく。

#### (ii) 具体的な提案

##### ①ボランティアの受け入れ

- ・ 事業所内外の活動における協力
- ・ 理容や運動指導・調理等技術提供による協力
- ・ 広報等発送作業の協力
- ・ 『夏の体験ボランティア』（世田谷ボランティア協会主催）受入
- ・ シニアボランティアの受け入れ（世田谷区高齢福祉部の事業）

##### ②ボランティア定着への体制

ボランティアの確実な定着を目指すために、月予定表の送付やホームページでの公開のほか、定期的な声かけや活動における相談対応、懇親の機会等アフターフォロー体制の強化に取り組む。

## 4. 危機管理

### (1) 災害対策・防犯対策（災害・犯罪を想定した危機管理体制含む）

#### (i) 基本的な考え方

自然災害や事故等、また不審者の侵入の場面での利用者の安全と健康の確保を目的に、日頃より危機管理体制について職員・利用者全体への周知と予防・安全配慮の徹底を行う。

#### (ii) 具体的な提案

##### ①災害対策

##### ア. 防災教育および防災訓練

利用者・職員一人ひとりが、自らの身を守ることを第一にした避難方法や初期消火等の適切な方法と正しい知識を身につけるとともに、日常から

防災への意識を高めるために、事業所の安全設備や防災物品の整備と概ね月1回、年間計画に沿って防災教育や避難訓練を実施する。

#### イ. 防災情報の収集管理

利用者一人ひとりから個別の防災情報（緊急連絡先・医療機関連絡先・服薬情報・広域避難場所・避難所等）を収集し管理することで、災害時の利用者対応に備える。情報は原則1年に1回の再調査を行う。

#### ウ. 設備点検と防災物品の管理

「消防計画」に基づき、火気使用設備や電気設備等の検査および転倒防止器具等の安全設備や防災物品の管理状況の点検を年1回実施する。

#### エ. 職員への周知・徹底

各種の災害を想定した「災害時職員対応マニュアル」を定期的に点検・改定するとともに、職員全体への周知と予防・安全配慮への意識の徹底を行う。

### ②防犯対策およびその他の緊急時対策

#### ア. 職員への周知徹底

行方不明、状態悪化、事故、侵入者等を想定した「緊急時マニュアル①～④」のマニュアルを定期的に点検・改定するとともに、職員全体への周知と予防・安全配慮への意識の徹底を行う。

#### イ. 緊急通報システム

セコムの緊急通報システムの設置により、緊急時の通報に備える。

#### ウ. 開かれた事業所づくり

ボランティアの受け入れ、地域バザー・イベント等への参加、日常的な地域住民との交流のほか、関係機関等との連携体制等により、地域に開かれた事業所であることに努め、緊急時等の協力・連携体制の構築を目指す。

### ③リスクマネジメント体制

ヒヤリハット報告の蓄積や事故記録により、四半期ごとに日常業務からのリスクを抽出・検証し、その対策や予防策を検討・実施することで施設の安全性・信頼性の確保に努める。また、どのような事態においても利用者をはじめとする関係者の安全を確保し、事業を継続していくためのBCP計画作成に着手する。

### ④職員研修

年1回全職員を対象とした防災に関する内部研修を開催するほか、必要に応じて外部研修の受講を行い、職員の防災への意識向上を図る。

## (2) 健康管理

### (i) 基本的な考え方

日常の健康チェックと年1回の定期健康診断を通して健康の管理の徹底を図り、利用者の安全確保と健康増進に努める。

### (ii) 具体的な提案

#### ①日常の健康チェック

来所時に利用者から体調に関する情報を得るほか、様子観察等において利用者の健康状態の把握を行う。また、服薬や血圧等のチェックを要する利用者については医療等と連携し、それぞれの利用者の能力や状況に合わせたチェック方法により健康状態を把握する。さらに日常生活の中で運動や食事内容等に関する指導・助言を行い、健康に関する意識を高める。

#### ②定期健康診断

1年に1回の定期健康診断受診において健康状況の把握を行い、疾病の早期発見等健康管理への支援を行う。

#### ③健康づくり事業

運動指導士等の専門家を招いて実施する健康教室(年3回)、運動指導(月2回)に加え、「健康すごろく」の活用や日常での指導・助言により、運動と食事の両面から健康への意識を高め、生活習慣病予防や介護予防を含めた健康づくりを支援する。

## (3) 衛生管理及び感染症対策

### (i) 基本的な考え方

所内の整理整頓や清掃による衛生管理および換気や採光等、また感染症への対策を講じることにより、作業環境等事業所内の安全性向上と快適な環境調整により安全衛生管理を行う。

### (ii) 具体的な提案

#### ①衛生管理

室内換気、所内の清掃、廃棄物保管場所の管理、食料品保管状況の点検、衛生害虫等の点検・防除等の環境保全を通して、利用者の健康を確保する。

#### ②感染症対策

ノロウイルスやインフルエンザ等の感染症の発生や蔓延を防ぐために、国・都および世田谷保健所のマニュアルに沿った適切な対策を講じる。

特に今年感染拡大した新型コロナウイルスについては、利用者の健康管理、来所時の検温・手洗い・手指の消毒・マスク着用の徹底、事業所内消毒、三密の回避としてフェイスシールドや卓上パーテーションの使用や事業所外施設

の利用等を基本として行っていくが、状況が刻々と変化していることもあるため、今後の情報収集を徹底し、適切な予防・対策を講じることで、事業所の安全・信頼を確保することに努める。

### ③職員への周知・徹底

『衛生設備自主マニュアル』および『新型インフルエンザ予防・対策マニュアル』、『ノロウイルス予防・対策マニュアル』、『新型コロナウイルス予防・対策マニュアル』を定期的に点検・改定するとともに、職員全体への周知と予防・安全配慮への意識や発生時の対応及び事後の管理対策の徹底を行う。

## 5. 個人情報保護

### (i) 基本的な考え方

作業所で取り扱う個人情報の重要性を認識し、その保護に努める。

### (ii) 具体的な提案

個人情報保護規程および情報機器管理マニュアルを遵守し、情報管理責任者（施設長）のもと、重要書類の施錠管理・取り扱いルール of 徹底や帰宅時の各自チェック等を行い、利用者の個人情報の適正な取り扱いを確保する。

また、この主旨を利用者やボランティアおよび実習生にも徹底させるため、個人情報保護に関しての説明の上、利用者には個人情報収集に関する承諾書、ボランティアおよび実習生には個人情報保護に関する誓約書を提出してもらう。

## 6. 権利擁護

### (i) 基本的な考え方

職員は利用者の人権を尊重し権利を擁護する。また、障害者虐待防止法に準じ利用者の尊厳を害するような虐待の防止に努める。そのうえで個々の利用者の特性やニーズに即した支援をする。

### (ii) 具体的な提案

#### ①権利擁護

当法人で作成した「職員としての基本姿勢や考え方」「利用者の権利擁護ガイドライン」の定期的な点検により、職員全体への周知と権利擁護への意識の徹底を図る。

利用者が障害等により、自身の権利を行使できないような状態にある場合には、世田谷区成年後見支援センターや家庭裁判所の専門機関と連携して、補佐や後見などの選任についての支援を検討する。

#### ②虐待防止

「虐待防止マニュアル」の遵守とチェックシートを活用した定期的な点検により、虐待防止を職員に徹底するとともに、計画的な研修受講（内部・外部）等により職員の資質向上に努める。

## 7. 苦情解決

### (i) 基本的な考え方

利用者からの苦情に対して適切な対応を行い、利用者の権利を擁護しサービスの改善を図るとともに、サービスの質の向上に結び付け、事業所に対する信頼を向上させる。

### (ii) 具体的な提案

#### ① 苦情解決体制

苦情の受付

- ア. ウッドペッカーの森職員等に相談する
  - a. 職員・苦情担当責任者に相談する
  - b. 所内の相談箱を利用する（匿名可）
  - c. 他の支援者に手伝ってもらう
- イ. ウッドペッカーの森以外に相談する
  - a. 区の担当課（障害者地域生活課）
  - b. 各地域の保健福祉課
  - b. 世田谷区保健福祉サービス苦情審査会

苦情内容の確認

苦情内容について、不明な点等は利用者を確認するなど、勘違いのないように気をつけ、スタッフ間で共有する。

解決への話し合い

利用者・法人役員・作業所スタッフ、その他必要に応じて関係機関等を交えて、解決に向けて話し合いを行う。

#### ② 苦情解決体制の充実

利用者・家族に対して、苦情解決の体制についての説明を毎年1回行うことでその周知に努めるとともに、苦情の声を出しやすくするための相談箱の設置等の環境づくりや、日常場面での関係づくりやコミュニケーションの活性化により苦情を把握する工夫に努める。

## 8. 職員

### (1) 職員配置・人材育成

#### (i) 基本的考え方

利用者への適切なサービスを確保するために、有資格職員の配置や効率的な業務遂行のための配置を行い、基準に定める職員が欠けることのないようにする。また、日々の業務や研修会への参加、さらには自己啓発により、支援者としての専門性を向上させ、良質なサービスを提供するよう努める。

(ii) 具体的な提案

①職員配置

就労支援継続B型事業・生活介護事業の基準に沿った人員を適切に配置する。現在、全職員の75%が精神保健福祉士・社会福祉士・介護福祉士等の資格を有しており、希望者には資格取得に向けたさまざまな配慮により支援も行っている。今後も精神障害やその他の障害への専門的な支援を継続していくための人材を確保し、さらに非常勤職員を効率的に配置することで業務負担の軽減を図りつつ運営を継続していく。

\*別紙資料(様式2、様式3、様式4)添付

②職員研修

個々の職員の経験年数や能力、施設状況・利用者状況等を鑑み、日常業務を通じ必要な専門的知識・技術を習得できるよう事業所内での研修体制を充実させるとともに、外部研修会等へも積極的に参加し、支援者としての専門性を向上させる。外部研修受講後は、研修内容の周知を行うことで、職員全体の共有を図り質の向上につなげ、良質なサービスを提供できるよう努める。

2019年度に導入した評価体制と評価をもとにした研修計画の充実等、人材育成の一層の整備を目指す。

(2) 働きやすい環境づくり

(i) 基本的な考え方

職員同士がお互いの個性を尊重し、主体性とやりがいを持ってそれぞれの能力や意欲を發揮できるよう取り組んでいく。

(ii) 具体的な提案

①職員の精神面を含む健康管理

年1回の定期健康診断により健康状況を把握するとともに、職員間で支え合う関係作り、良好なコミュニケーションなどに常に配慮し、快適な職場環境づくりに努める。

②子育て・介護への支援

子育てや介護に関する休暇等を制度により保障し、職員の家庭事情に対応し、仕事と生活を両立させ、その能力を發揮できるよう職員同士が協力して取り組む。

### ③福利厚生

福利厚生の一環として、世田谷区勤労者共済制度に加入。

## 9. 運営管理の効率化の提案（給食・送迎バス・維持管理等）

### （i）基本的な考え方

日常から省エネルギーや消耗品等の節約等に努めるとともに、定期的な事業評価と見直し、他機関と連携することによる新サービスの開発や人材の有効活用等により効率化を図るべく努力する。

### （ii）具体的な提案

#### ① 人材の有効活用

業務に必要な職員を確保するとともに、業務では一人ひとりの職員の能力・技術や特技を生かした役割分担を行う。また研修の充実による職員の資質向上や他機関との連携による協力体制等により、人材の有効活用を図る。

#### ② 管理コストの縮減

職員・利用者が日常からの省エネルギーを意識し、リサイクルへの取り組みを徹底することで、事業所全体で管理コストの縮減を図る。

#### ③ マニュアル整備と職員の相互協力

さまざまな業務の手順やマニュアルを整備し標準化することで、サービス基準の明確化、業務の効率化を目指す。また職員の役割分担を明確にし、業務状況や勤務状況を把握し、職員が相互に協力することで業務の効率的な運用を目指す。

## 10. 「障害者差別解消法」に対応した取り組み（周知方法含む）

### （i）基本的な考え方

全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につながることを目的とした「障害者差別解消法」の規定に基づき、利用者が不当な差別的取扱いや不利益を被ることがないように、必要かつ合理的な配慮による支援を行うことに努める。

### （ii）具体的な提案

#### ①職員への周知・徹底

「障害者差別解消法 職員対応マニュアル」の遵守とチェックシートを活用した定期的な点検により、利用者に対する必要かつ合理的な配慮による対応を職員に徹底するとともに、計画的な研修受講（内部・外部）等により職員の資質向上に努める。

## ②相談体制の充実

利用者・家族に対して、障害者差別解消法の説明を毎年1回行うことでその周知に努めるとともに、苦情解決体制を活用し、差別解消に向けた取組を着実に進めていくことに努める。

## ③研修と啓発

権利擁護、虐待防止と合わせ、障害者差別解消についての研修を計画的（内部・外部）に行い、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重する共生社会を目指すことの意義を職員に周知・徹底する。

また、地域との交流・連携といった取組のなかで地域住民への理解を促すことも目指す。

## 1 1. その他（独自の提案）

### （i）基本的な考え方

これまでの事業所運営で蓄積されてきた知識・技能を有効に活用することで障害者の地域生活維持へのさらなる支援を行う。また、積極的な地域との連携により、精神障害にかかわる啓発に努力する。

### （ii）具体的な提案

#### ①自主事業（地域交流事業）の継続

##### ア．区民まつりへの参加

子ども用の当てものくじで出店し、子どもや子育て世代の住民と交流し、精神保健に関する啓発を促進する。

##### イ．森のつどい開催

地域との交流の機会（音楽コンサート等のイベントや交流会の開催）を企画し、法人や事業所の活動を知ってもらい精神保健にかかわる啓発に努める。

##### ウ．「共生社会実現」に向けた活動の展開

地域で30年以上活動を続けてきた当法人が、その実績に基づき地域にアピールできること（還元できること）を発信するための活動について検討し、実施に向け取り組む。

## ②スペース確保

過去の第三者評価でも環境整備について毎回指摘されてきており、これまで可能な限りの工夫を行いながら現在のスペースでの活動を行ってきている。しかし、多様な障害を持つ利用者の増加や利用者の高齢化、さらには受託作業の種類増加により、適切な支援を行うためのスペースとしては限界を迎えている。さらに昨今の新型コロナウイルス感染防止対策での三密の回避が重要となっているが、障害の特性上、利用調整や自粛要請も困難な状況が多々あり、その対応には苦慮

している。また、専門的な支援の必要性が高く、民間の事業所では対応の難しい方の利用希望者が後を絶たない状況でもある。

そのため、今後、さらに多様化する障害に適切に対応し、更にサービスを向上させ、常に利用者への安全と信頼性を確保できるよう、そして当事業所を必要とする方が利用できる機会を確保するためにも、スペースの確保等の環境整備について積極的に担当課に要望し課題解決を目指す。

### ③障害者の地域生活維持

当事業所は、就労継続支援事業 B 型と精神障害分野では珍しい生活介護事業の多機能事業所として、障害の重い利用者や他障害との重複、また高次脳機能障害や発達障害、高齢化・内部疾患等により専門的な支援が必要なケース、さらには他事業所でうまく順応できないケースや触法障害者等の支援困難なケースへの支援に重点を置いて運営してきている。

このように支援困難な状況のケースは多いが、一人ひとりのニーズに沿った丁寧な支援、訪問や同行支援等のアウトリーチをも行う幅広いサービス、関係機関等との積極的な連携による安定したサービス提供や緊急時の即時対応等により、重い障害を抱える利用者や支援困難な利用者が『自分らしく』『いきいきと』生活出来るようになってきている実績がある。

障害の多様化や高齢化により、より生活に密着した支援や専門的な支援の必要性も高くなっていくが、人材の育成、関係機関との連携、地域との連携のほか、事業における課題を適切に整理・検討していくことで、今後もより多くの障害者に対し望む生活の実現に向けた地域生活継続を支援できるよう努力する。

以上

## 職員配置等（生活介護）

職種	職員数			資格等	
	常勤	非常勤	計		
	(専従)【兼務】	(専従)【兼務】	(専従)【兼務】		
管理者	1名		1名	精神保健福祉士	
	( )【1名】	( )【 】	( )【1名】		
サービス管理責任者	1名		1名	精神保健福祉士	
	( )【1名】	( )【 】	( )【1名】		
生活支援員	1名	2名	3名	精神保健福祉士 2名 社会福祉士 2名	
	(1名)【 】	(2名)【 】	(3名)【 】		
看護職員		1名	1名	看護師	
	( )【 】	(1名)【 】	(1名)【 】		
医師		1名	1名	精神科医師	
	( )【 】	(1名)【 】	(1名)【 】		
その他	栄養士				
		( )【 】	( )【 】		( )【 】
	事務		1名	1名	介護福祉士
		( )【 】	( )【1名】	( )【1名】	
	( )【 】	( )【 】	( )【 】		

※介護福祉士、社会福祉士等の資格がある職員がいる場合、資格と人数を記入してください（例 社会福祉士 2名）。

## 職員配置等（就労継続支援B型）

職種	職員数			資格等※	
	常勤	非常勤	計		
	(専従)【兼務】	(専従)【兼務】	(専従)【兼務】		
管理者	1名		1名	精神保健福祉士	
	( )【1名】	( )【 】	( )【1名】		
サービス管理責任者	1名		1名	精神保健福祉士	
	( )【1名】	( )【 】	( )【1名】		
職業指導員	2名		2名	精神保健福祉士 2名	
	(2名)【 】	( )【 】	(2名)【 】		
生活支援員	1名	1名	2名	精神保健福祉士 1名	
	(1名)【 】	(1名)【 】	(2名)【 】		
看護職員					
	( )【 】	( )【 】	( )【 】		
医師					
	( )【 】	( )【 】	( )【 】		
その他	栄養士				
		( )【 】	( )【 】		( )【 】
	事務		1名	1名	介護福祉士
		( )【 】	( )【1名】	( )【1名】	
	( )【 】	( )【 】	( )【 】		

※介護福祉士、社会福祉士等の資格がある職員がいる場合、資格と人数を記入してください（例 社会福祉士 2名）。